

2026 COLLEGE LIFE



奈良大学学歌

作詩 前川 佐美雄
作曲 平井 康三郎

一. 奈良の京の西辺り

池あり森あるわが学舎
若き生命を育めば

いにしへびとの心うけつぎ
明日を願ひて学と業

勵みにはげむわれら奈良
奈良、奈良われら奈良大学

二. 春日山やま朝ひかり

いらか輝くわが学舎
千古の夢をひそめつつ

七堂伽藍傳統の
にほふ都に学と業

きはめつくさむわれら奈良
奈良、奈良われら奈良大学

三. 大和国原雲晴れて

風吹きわたるわが学舎
古きをたづね新しき

道をもとむるおくれじと
美しき夢天翔くる

ほめよたたへよわれら奈良
奈良、奈良われら奈良大学



2026年度学年暦及び行事予定表	2
奈良大学 建学の精神／教学の理念	4
学長メッセージ	5
奈良大学のあゆみ	6

学生生活編 7

大学生活の始まり	8
有意義な学生生活を過ごすために／こんなときは？	10
事務局	11
学生証／学籍番号／掲示板等	12
遺失物・拾得物／通学は電車・バスで／学割証	13
医務室の利用案内	14
加入保険	15
日本学生支援機構貸与奨学金	16
日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免制度	16
学内奨学金制度・その他奨学金	17
アルバイト	18
留学・国際交流／宗教の勧誘に関する注意／不当請求	19
学生生活における相談／学生相談室／ 喫煙・飲酒について	20
ハラスメントの防止について／悪徳商法	21
インターネットショッピングの利用に注意／SNSの利用に注意／学校法人 奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク (NUICE)／NUICE憲章	23
インターネットの利用	24

修学編 25

学部教員組織(専任)・事務局テレフォンガイド	26
大学院教員組織(専任)／学修スケジュール／履修登録／ オフィスアワー	27
休講	28

図書館編 29

利用時間／館内利用諸注意／蔵書数／資料配置	30
資料の探し方／館外貸出／各種サービス	31
他館利用案内	32

情報処理センター編 33

情報処理センター利用時間／利用手続き	34
--------------------	----

キャリアセンター編 37

キャリアセンターって?／キャリアセンターの活用いろいろ	38
就職に対しての心構え	39
求人検索 NAVI	40

学費編 41

学費	42
学費一覧(大学)	43
学費一覧(大学院)	44

課外活動編 45

課外活動について／事故・ケガの対処について／ 学生自治会	46
課外活動団体一覧	47
奈良大学表彰について	48

奈良大学学則・諸規則 49

奈良大学大学院学則・諸規則 105

附録 127

奈良大学 学舎配置図	127
------------	-----

学部生行事予定表

	日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		
5	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
6	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
7	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
8	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
9	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
10	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
11	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
12	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
1	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
2	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						
3	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

●前期授業期間●																									
4月	4/1 (水) 学年始 4/2 (木) 入学式 4/3 (金) ~ 4/7 (火) 新入生・編入生オリエンテーション 4/8 (水) 前期授業開始 4/8 (水) ~ 4/10 (金) 健康診断 4/28 (火) 創立記念日 4/30 (木) 休講日	10月 10/12 (月) スポーツの日 (祝日授業実施) 卒業論文題目提出期間 (社会学部) (※ポータルサイトにて別途案内)																							
	5/1 (金)、5/2 (土) 休講日 5/5 (火) こどもの日 (祝日授業実施) 5/6 (水) 振替休日 (祝日授業実施)	11月 11/1 (日) 青垣祭前夜祭 11/2 (月) ~ 11/4 (水) 青垣祭 11/2 (月)、11/4 (水)、11/19 (木)、 11/20 (金) 休講日 11/23 (月) 勤労感謝の日 (祝日授業実施) 11/25 (水) 秋季学生大会 (平常授業)																							
	6/17 (水) 春季学生大会 (平常授業) 卒業論文題目提出期間 (文学部) (※ポータルサイトにて別途案内)	12月 12/21 (月) ~ 12/23 (水) 卒業論文提出期間 (文学部) 12/25 (金) 年内最終授業 12/26 (土) ~ 1/5 (火) 冬期休業																							
	7/20 (月) 海の日 (祝日授業実施) 7/22 (水) ~ 7/24 (金) 9月卒業予定者 卒業論文提出期間 (文・社会学部) 7/28 (火) 前期授業終了 (平常授業最終日)	1月 1/6 (水) 平常授業再開 1/6 (水) ~ 1/8 (金) 卒業論文提出期間 (社会学部) 1/15 (金)、1/16 (土) 休講日 (大学入学共通テスト) ⊙【学生構内立入禁止】 1/27 (水) ~ 1/30 (土)、2/2 (火) ~ 2/3 (水) 後期定期試験・補講期間 1/27 (水) ~ 2/5 (金) 卒業論文口述試問 (文・社会学部)																							
前期最終授業日 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>7/27</td> <td>7/28</td> <td>7/22</td> <td>7/23</td> <td>7/24</td> <td>7/25</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	7/27	7/28	7/22	7/23	7/24	7/25	後期最終授業日 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>2/1</td> <td>1/26</td> <td>1/20</td> <td>1/21</td> <td>1/22</td> <td>1/23</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	2/1	1/26	1/20	1/21	1/22	1/23
月	火	水	木	金	土																				
7/27	7/28	7/22	7/23	7/24	7/25																				
月	火	水	木	金	土																				
2/1	1/26	1/20	1/21	1/22	1/23																				
8月	7/29 (水) ~ 8/4 (火) 前期定期試験・補講期間 8/5 (水) ~ 9/15 (火) 夏期休業																								
●後期授業期間●																									
9月	9/16 (水) ~ 後期履修ガイダンス (後期履修正期間については別途案内)	3月 3/19 (金) 卒業証書授与式 3/23 (火) ~ 3/26 (金) 次年度履修ガイダンス (新2年次生以上対象) 3/31 (水) 学年末																							
	9/25 (金) 後期授業開始 9/30 (水) 9月卒業証書授与式																								

大学院生行事予定表

		日	月	火	水	木	金	土	●前期授業期間●	
4		5	6	7	8	9	10	11	4月	10/3 (土) 大学院 (秋季) 入学試験 10/12 (月) スポーツの日 (祝日授業実施)
		12	13	14	15	16	17	18		
		19	20	21	22	23	24	25		
		26	27	28	29	30				
					1	2	3	4		
5		3	4	5	6	7	8	9	5月	11/2 (月) ~ 11/10 (火) 論文博士予備審査申請書 後期受付期間 11/1 (日) 青垣祭前夜祭 11/2 (月) ~ 11/4 (水) 青垣祭 11/2 (月)、11/4 (水)、11/19 (木)、 11/20 (金) 休講日 11/23 (月) 勤労感謝の日 (祝日授業実施)
		10	11	12	13	14	15	16		
		17	18	19	20	21	22	23		
		24	25	26	27	28	29	30		
		31								
6		1	2	3	4	5	6		6月	12/25 (金) 年内最終授業 12/26 (土) ~ 1/5 (火) 冬期休業
		7	8	9	10	11	12	13		
		14	15	16	17	18	19	20		
		21	22	23	24	25	26	27		
		28	29	30						
7		5	6	7	8	9	10	11	7月	1月
		12	13	14	15	16	17	18		
		19	20	21	22	23	24	25		
		26	27	28	29	30	31			
8		2	3	4	5	6	7	8	8月	2月
		9	10	11	12	13	14	15		
		16	17	18	19	20	21	22		
		23	24	25	26	27	28	29		
		30	31							
9		6	7	8	9	10	11	12	9月	3月
		13	14	15	16	17	18	19		
		20	21	22	23	24	25	26		
		27	28	29	30					
10		4	5	6	7	8	9	10	10月	4月
		11	12	13	14	15	16	17		
		18	19	20	21	22	23	24		
		25	26	27	28	29	30	31		
11		1	2	3	4	5	6	7	11月	5月
		8	9	10	11	12	13	14		
		15	16	17	18	19	20	21		
		22	23	24	25	26	27	28		
		29	30							
12		6	7	8	9	10	11	12	12月	6月
		13	14	15	16	17	18	19		
		20	21	22	23	24	25	26		
		27	28	29	30	31				
1		3	4	5	6	7	8	9	1月	7月
		10	11	12	13	14	15	16		
		17	18	19	20	21	22	23		
		24	25	26	27	28	29	30		
		31								
2		7	8	9	10	11	12	13	2月	8月
		14	15	16	17	18	19	20		
		21	22	23	24	25	26	27		
		28								
3		1	2	3	4	5	6		3月	9月
		7	8	9	10	11	12	13		
		14	15	16	17	18	19	20		
		21	22	23	24	25	26	27		
		28	29	30	31					

●前期授業期間●

4/1 (水) 学年始
4/2 (木) 入学式
4/3 (金) 新入生・在学生ガイダンス、
文学・社会学研究科教員ガイダンス
履修登録期間は別途案内
4/3 (金) ~ 4/15 (水)
修了予定者研究計画提出期間
4/8 (水) 前期授業開始
4/8 (水) ~ 4/10 (金) 健康診断
4/28 (火) 創立記念日
4/30 (木) 休講日

5/1 (金)、5/2 (土) 休講日
5/1 (金) ~ 5/9 (土)
論文博士予備審査申請書
前期受付期間
5/5 (火) こどもの日 (祝日授業実施)
5/6 (水) 振替休日 (祝日授業実施)

6/3 (水) ~ 6/5 (金)
修士論文・博士論文題目提出期間

7/1 (水) ~ 7/3 (金)
9月修了修士論文提出期間
7/20 (月) 海の日 (祝日授業実施)
7/28 (火)
前期授業終了 (平常授業最終日)

前期最終授業日

月	火	水	木	金	土
7/27	7/28	7/22	7/23	7/24	7/25

7/29 (水) ~ 8/4 (火) 前期補講期間
8/5 (水) ~ 9/15 (火) 夏期休業
8/20 (木) ~ 8/31 (月)
研究生 (10月入学生) 受付期間

●後期授業期間●

9/1 (火) ~ 9/3 (木)
9月修了修士論文口述試問期間
9/25 (金) 後期授業開始
9/30 (水) 9月学位記授与式

10/3 (土) 大学院 (秋季) 入学試験
10/12 (月)
スポーツの日 (祝日授業実施)

11/2 (月) ~ 11/10 (火)
論文博士予備審査申請書
後期受付期間
11/1 (日) 青垣祭前夜祭
11/2 (月) ~ 11/4 (水) 青垣祭
11/2 (月)、11/4 (水)、11/19 (木)、
11/20 (金) 休講日
11/23 (月)
勤労感謝の日 (祝日授業実施)

12/25 (金) 年内最終授業
12/26 (土) ~ 1/5 (火) 冬期休業

1/6 (水) 平常授業再開
1/6 (水) ~ 1/8 (金)
修士論文提出期間
1/13 (水)、1/14 (木)、1/18 (月)
文学研究科博士論文提出期間
1/14 (木)
博士後期課程進学志望届提出締切日
1/15 (金)、1/16 (土)
休講日 (大学入学共通テスト)

⊙【学生構内立入禁止】
1/27 (水) ~ 1/30 (土)、2/2 (火)
~ 2/3 (水) 後期補講期間
1/27 (水) ~ 2/5 (金)
修士論文口述試問期間
1/27 (水) ~ 2/5 (金)
博士後期課程内部進学者選考日
(候補日)
1/27 (水) ~ 2/5 (金)

文学研究科課程博士論文口述試問・
公聴会 (候補日)
後期最終授業日

月	火	水	木	金	土
2/1	1/26	1/20	1/21	1/22	1/23

2/1 (月)
後期授業終了 (平常授業最終日)
2/3 (水) 月曜日の振替補講日
2/6 (土) ~ 3/31 (水) 春期休業
2/24 (水) 大学院 (春季) 入学試験

3/15 (月) ~ 3/25 (木)
研究生 (4月入学生) 受付期間
3/19 (金) 学位記授与式
3/31 (水) 学年末

建学の精神

努力が天才であるとする信念を以て心の光となし、
自己の願望を遂げさせるものは自分自身であるとする信念を以て心の力となす。
この光に照らされ、この力に勇みつつ、
明るい人生の中に自己を見出して、常に大望を見失わず、自信満々努力して倦まざるもの、
これが即ちたくましき正しきに強き健児の姿であり、建学の精神である。

教学の理念

1. つねに真理の探究につとめ、伝統と現代感覚の調和をはかりつつ、
学術文化の創造と進歩に寄与する。
2. ふれあいと対話の教育を基調にして、豊かな人間性を養い、
独立自由を尊ぶとともに、友情あつく協調性に富んだ人材を育成する。
3. 国際的視野に立つ開かれた大学として、地域社会との連帯を深めながら、
ひろく人類社会の平和と発展に貢献する。



大学生生活を楽しみながら、 将来に向かって自分が目指す星を見つけよう

学長 今津節生



ようこそ、奈良大学へ

奈良大学は、大阪や東京にある大規模な総合大学ではありません。しかし、全国から学生が集まり、一つのキャンパスで学ぶ大学です。出身地や育ってきた環境の異なる仲間と出会い、語り合い、互いの価値観を知ることが、多様性に満ちた社会へ踏み出す大切な一歩となるでしょう。全国から集まった仲間や、奈良・大阪から通う仲間と友人関係を築きながら、皆さん自身が奈良という地域の魅力を再発見してくれることを願っています。

奈良で本物に触れて学び、「地域や社会を元気にする人」を目指そう

奈良には、約1800年前から国家の中心として日本文化を生み育ててきた歴史的風土があります。現在も奈良県は文化観光立県として発展を続けており、地域の歴史や文化は今なお人々の暮らしと深く結びついています。

奈良大学では、この恵まれた環境のもと、現地・現物に触れる学びを重視し、地域や社会に貢献できる実力を身につけた人材を育成してきました。皆さんが奈良大学で得た学びを生かし、全国へ、そして社会へと羽ばたいていけるよう、教職員一同、熱意をもって教育に取り組んでいます。

本学の学生には、自分の得意分野や「好き」を大切にしながら、学んだ知識や経験を地域や社会に役立てたいと考える人が多くいます。学科での専門的な学びに加え、学部・学科を越えて幅広く学ぶクロスオーバーな学修も可能です。地域の歴史や文化、地理的環境を生かした学び、観光や地域活性化に関わる実践的な学修など、社会で実際に役立つ多様な学びに積極的に挑戦してください。

奈良大学はこれまでも、博物館学芸員、教員、公務員などとして地域に戻り、社会に貢献する多くの卒業生を送り出してきました。私はこれからも、「地域や社会を元気にする人」を奈良大学から育てていきたいと考えています。

大学生生活を楽しもう

大学生活は、高校までとは大きく異なる時間の流れの中で進んでいきます。大学は、時間割に縛られた受け身の学習から一歩踏み出し、自ら選び、考え、行動することが求められる場です。2026年度に入学される皆さんは、学問を学ぶと同時に、自分自身の生き方や価値観を形作る大切な数年間を、この奈良大学で過ごすことになります。キャンパスでの一日は、講義や演習、実習といった学修活動を軸に進みます。専門科目では、これまで断片的に学んできた知識が体系的につながり、学問としての奥行きや面白さを実感するでしょう。一方で、一般教養科目や他学科の授業に触れることで、自分の専門を相対化し、より広い視野を獲得することもできます。大学での学びは、「問いを立て、考え続けること」に重心があります。その姿勢は、レポート作成や発表、ゼミでの議論を通して、少しずつ身につけていきます。学びの場は教室だけではなく、図書館で資料を探し、静かに思考を深める時間も、友人と語り合いながら理解を深める時間も、大学生活の重要な一部です。クラブ・サークル活動では、学年や学部を越えた出会いが生まれ、共通の目標に向かって努力する経験が、皆さんの人間的な成長を支えてくれるはずです。キャンパスを出て、日本文化を生み育てた奈良の文化や歴史に触れることも、かけがえのない経験となるでしょう。

新しい学生生活を始めよう

奈良大学は、「一人ひとりの学生を大切に」教育を実践しています。比較的小規模な大学の特性を生かし、講義・演習・実習を少人数で行うとともに、3・4年次には演習担当者による担任制を設け、オフィスアワーを通じた個別指導を行っています。さらに、学生支援センターによる学修・生活支援、キャリアセンターによる進路・就職支援など、入学から卒業まで切れ目のない支援体制を整えています。

この「COLLEGE LIFE」には、学生生活や課外活動など、大学生活を充実させるための情報がまとめられています。本書を活用し、有意義な学生生活を送ってください。もし学業や私生活でつらい状況に直面したときには、一人で抱え込まず相談してください。教職員、学生支援センター、キャリアセンター、学生相談室など、学内のすべての機関が、皆さんの力強い味方となります。

私たち奈良大学の教職員は、皆さんが最善の教育を受け、一人ひとりの夢に向かって歩んでいけるよう、全力で支援していきます。

奈良大学のあゆみ

- 1969（昭和44）年4月
奈良市宝来町に奈良大学開学
文学部（国文学科・史学科・地理学科）
- 1970（昭和45）年4月
教育職員免許状取得課程設置
- 1976（昭和51）年4月
博物館学芸員取得課程設置
- 1979（昭和54）年4月
文学部文化財学科増設
同学科に博物館学芸員取得課程設置
- 1980（昭和55）年4月
文学部文化財学科に教育職員免許状取得課程設置
- 1988（昭和63）年2月
奈良市山陵町の現キャンパスに全面移転
- 1988（昭和63）年4月
社会学部増設（社会学科・産業社会学科）
- 1993（平成5）年4月
大学院〈修士課程〉開設（文学研究科国文学専攻・文化財史料学専攻、社会学研究科社会学専攻）
文学研究科に教育職員免許状取得課程設置
- 1995（平成7）年4月
大学院〈博士課程・後期〉設置（文学研究科文化財史料学専攻）
- 1999（平成11）年4月
社会学部学科名称変更（社会学科→人間関係学科・産業社会学科→現代社会学科）
大学院〈修士課程〉増設（文学研究科地理学専攻）
同専攻に教育職員免許状取得課程設置
- 2003（平成15）年8月
学校法人名称変更
（学校法人正強学園→学校法人奈良大学）
- 2004（平成16）年4月
司書取得課程設置
文学部全学科・社会学部現代社会学科（企業社会情報コース）に学校図書館司書教諭取得課程設置
社会学部現代社会学科（企業社会情報コース）に教育職員免許状取得課程設置
- 2005（平成17）年4月
通信教育部（文学部文化財歴史学科）増設
同学科に博物館学芸員取得課程設置
大学院社会学研究科社会学専攻に社会学コースと臨床心理学コース設置
- 2007（平成19）年4月
社会学部学科名称変更（人間関係学科→心理学科）
同学科に司書取得課程設置
奈良大学博物館設置
大学院社会学研究科社会学専攻臨床心理学コース「臨床心理士」第2種指定大学院に指定
- 2007（平成19）年10月
奈良大学臨床心理クリニック設置
- 2010（平成22）年4月
社会学部学科名称変更（現代社会学科→社会調査学科）
社会調査学科に教育職員免許状・司書・学校図書館司書教諭取得課程設置
大学院社会学研究科社会学専攻臨床心理学コース「臨床心理士」第1種指定大学院に指定
- 2012（平成24）年4月
大学院社会研究科社会学専攻を改組し、社会文化研究コースと臨床心理学コース設置
- 2015（平成27）年4月
社会学部学科名称変更（社会調査学科→総合社会学科）
- 2019（令和元）年10月
令和館竣工
- 2024（令和6）年4月
臨床心理センター竣工

学生生活編



大学生生活の始まり

知への尊敬と他者の尊重

◎知への尊敬を払うこと◎

言うまでもなく、大学は、先人の知を学び、新たな知を生み出すところです。社会人になった時にも必要な教養を身につけつつ、興味や関心のある学問分野を見つけて自分なりの時間割を組み、専門的な知と技術を習得し、考え、議論する方法を学ぶところです。そういった知の全体が大学の財産であり、みなさんの財産ともなる貴重なものです。その知を生み出した先人と、新たな知を生み出す行為に対して敬意を払うことは、みなさん一人ひとりが大学生生活で獲得した財産を大切にすることにもつながります。

◎「学生」としての自覚◎

みなさんは、高校までは「生徒」と呼ばれていましたが、大学生になると「学生」と呼ばれます。「生徒」とは教師などにつき従って生きる者、「学生」とは主体的に学んで生きる者という意味であり、この違いは、高校までの「学習」態度と大学での「学修」態度の違いを的確に言い当てています。つまり、大学は自主的かつ積極的に学修する場であるということです。「学生」であることを自覚し、自ら学び考える学修態度を身につけてください。

◎多様な個性の尊重◎

大学には、高校とはまた違った実に多様な個性を持った人々が集まっています。出身地、年齢、知識の質・量や人生経験も大きく異なった人々によって大学は成り立っています。その多様性を大学は重要な価値として尊重しています。規則で縛りつけたり、自己中心的な迷惑行為を放任しては、多様な個性を育むことはできません。そこで私たちは「キャンパスのマナー」を作って、知への尊敬を払い多様な個性を尊重し合う作法を身に付けてもらうよう奨励しています。そのマナーを守ることは、一人ひとりが大学で快適に生活し、真摯に学ぶ権利を尊重することにつながります。

◎単位制と履修方法の理解◎

大学を卒業するには、124単位を修めなければなりません。半年（1セメスター）で15回行なわれる授業に出席し、試験等に合格すれば、外国語やスポーツ実技、実習科目では1単位、それ以外の講義や演習で

は2単位が与えられます。その124単位をどのように取らなければならないかは各学科ごとに決まっており、その決まりに従って授業を受けることを「履修」と言います。この履修上の約束事を守らなければ、卒業することはできません。

4年間で124単位を修得し卒業するためには、学年ごとに配当された授業科目を履修し、着実に単位を修得する必要があります。単純に124単位を4で割り、毎年約31単位を修得すれば4年間で124単位になりますが、4年次生では就職活動や公務員・教員採用試験対策といった各自の希望する進路実現に向けての活動をする時間が必要となります。また免許資格は、教育実習等の実習を4年次生で行うので、その時間も必要です。

以上を念頭に置き、4年間で無理なく卒業できるよう、各学年に配当されている必修科目、必修選択科目の単位数を含みながら年間で40単位以上（1年次末で40単位以上、2年次末で80単位以上、3年次末で120単位以上、そして4年次で124単位以上になるように）を修得するよう努めてください。

キャンパスマナー

①「学生」としての自覚を持つ

大学は、自主的かつ積極的に学修する場です。自ら学び考える学修態度を身につけましょう。

②多様な個性を尊重する

知への敬意を払い多様な個性を尊重し合う作法を身に付けることは、一人ひとりが大学で快適に生活し、真摯に学ぶ権利を尊重することに繋がります。

③他者に迷惑をかけない

大学では、それぞれの授業の形に応じて授業を受けるマナーも異なってきます。みなさんのちょっとした自己中心的な行為が、他の学生に大きな影響と迷惑をかけることになります。

◎オリエンテーションと履修説明会等への出席◎

前期・後期、それぞれのセメスターの講義が始まる前には、必ず、オリエンテーションやガイダンス、履修方法の説明会等が開かれます。そこでは、卒業するために必要な、たいへんに重要な情報がいくつも示されます。もしそれを聞き逃すと、履修方法がわからず、希望する授業を受ける事ができず、4年間の卒業に

も支障をきたします。この行為も、共に受講するはずのほかの学生やその授業と履修登録を担当する教職員などに迷惑をかけることになるマナー違反です。必ず出席して、しっかりと指示を聞いてください。その上で、受けたい授業を事前に登録する履修登録をしてください。

◎他者に迷惑をかけない受講態度◎

大学生活の中心は、もちろん、講義と演習です。その中には、100人以上の学生が集まる大きな教室での講義や、10～20人程度の演習、室内での実験や屋外での実習・調査などもあり、授業の形態はとても多様です。40人ほどのいつも同じ顔ぶれの生徒達が同じ教室で授業を受けることが多かった高校までとは大きく異なっています。大学では、それぞれの授業の形に応じて授業を受けるマナーも異なってきます。みなさんのちょっとした自己中心的な行為が、他の学生に大きな影響と迷惑をかけることにつながり、みなさん自身にも大きなマイナスとなることもあります。

なお、大学では、教員の授業の仕方や考え方も実に多様です。それに応じて、受講に関するルールは教員によって違っていることがあります。以下にまとめたマナーやルールは、全ての授業に共通するものだと思ってください。

◎出席重視◎

高校までの授業と同じく、大学でも、登録した講義や演習に出席することは非常に重要です。欠席回数が3分の1を超えた場合には、原則として試験を受けられず、単位を取ることができません。特に、演習やゼミ形式の授業では、グループごとに課題が与えられてそれをみなで共同してこなす作業や、各自が興味を持つ分野の論文紹介や調査・研究発表が個人ごとに行なわれます。そのような授業で、無断欠席をされると授業の予定が大幅に崩れ、教員及び受講生全体に迷惑がかかります。発表の順番があたっている時に欠席をする際は、必ず教員に連絡をしてください。

◎私語◎

小さな声であっても、教室では声が響き、集中して授業を聞こうとしている人たちに大きな迷惑となります。授業中の私語は厳禁です。ただし、質問はもちろん積極的にしてください。また、演習などで学生同士の話し合いや議論が必要な時には、他人の話をよく聞

きつつ、どんだん話をしましょう。

◎遅刻と授業中の入退室◎

遅刻も授業中の入退室も、教員や授業を聞いている人の集中力をそいで授業の雰囲気や乱す迷惑行為です。健康上の理由や登校時のトラブルなどの特別な理由があれば、授業の担当教員に申し出てください。

◎携帯電話の利用とマナー◎

授業中のメールやSNS使用は私語と同じく、周囲の人の集中力を妨げる迷惑行為です。

◎飲食はTPOを守って◎

熱中症や風邪の予防のため、授業中適度に水分摂取をすることは問題ありませんが、中身をこぼしたり、周囲の迷惑にならないように気を付けましょう。

なお、授業中の食事は周りの人の集中力をさまたげる行為となるので慎んでください。

◎試験とレポート提出のマナーとルール◎

(1) 試験教室と時間の確認

前期末と後期末に行なわれる定期試験では、試験時間や会場が通常の教室とは異なる場合があります。試験の時には、席を1つおきに空けて座る、学生証を提示するなど指示されることもあり、遅刻をすると周囲に迷惑をかけることとなりますので、必ず事前に試験教室と時間を確認してください。

(2) 不正行為は許されない

他人の答案やカンニングペーパーを見る、許可されていない教科書やノートを持ち込む、身替わり受験をする、携帯電話等を使うといった不正行為は、自ら学び考える行為を放棄した知への冒涇であり、他者との平等性をないがしろにするルール違反の身勝手な行為です。

(3) レポートは自分で書く

他人のレポートや、参考文献・インターネットで取得した文章などを丸写しにして提出することや、学生本人以外が代筆することは、試験の時の不正行為と全く同じものです。自ら学び考える場である大学では、決して許されません。

また、レポートの提出には必ず期限があり、提出する場所も授業ごとに異なっています。期限と提出場所を必ず守ってください。

有意義な学生生活を過ごすために

在学期間を有意義に過ごすには、勉強はもとより、課外活動への参加や友人を多くつくる、自分の将来において有利になるよう資格取得を目指すといった積極的な行動が必要になります。また、「ボランティア活動」や「インターシップ」(企業等での就業体験。「キャリアセンター編」参照)への参加は、社会的な知的刺激の契機となり、社会観・人生観を確立するためにも非常に効果的です。

こんなときは? → 窓口はここです

◎証明書関係◎

証明書発行に係る手数料はすべて証明書自動発行機パピルスミイト(A棟教務担当前)で納金してください。証明書の発行は、自動発行機による即時発行と窓口で手続きが必要なものがあります。

利用時間 平日 8:30~16:50
土曜日 8:30~12:30

休止日 ・日曜日 ・国民の祝日
・創立記念日
・事務局休業期間

証明書の種類、手数料は以下のとおりです。

証明書の種類	取扱窓口	手数料	備考
証明書自動発行機での即時発行が可能な証明書			
学割証	学生支援センター 学生担当	無料	
在学証明書		200円	
在籍期間証明書 【卒業生、退学者、除籍者】		200円	
健康診断証明書		200円	健康診断を本年度受診し本学に在籍していることが条件
学生証再発行願		1,000円	紛失の場合の再発行 (盗難等事故による再発行、汚損・破損による交換は無料)
仮学生証		500円	発行当日限り有効
学業成績(単位修得)証明書	学生支援センター 教務担当	300円	
卒業見込証明書 【学部のみ】		200円	
修了見込証明書 【大学院のみ】		200円	
卒業証明書 【学部卒業生のみ】		300円	
修了証明書 【大学院修了生のみ】		300円	
資格等取得見込証明書		300円	
学芸員資格取得証明書		300円	

司書資格取得証明書		300円	
学力に関する証明書 (教免申請書)		300円	校種・教科ごとに必要 交付には約7日必要
証明書自動発行機で手数料を納金し、窓口での発行となる証明書			
大学院調査書 【学部のみ】	学生支援センター 教務担当	300円	交付には約7日必要
人物考査書	キャリアセンター	200円	就職試験および専門学校への進学の際に必要
推薦書		200円	
論文受理証明書	大学院事務室	300円	大学院生のみ
英文証明書	共通	1,000円	交付には約7日必要
年度始めに必要な学生にのみ交付する(無料)通学手段の変更等により必要となる場合は窓口で即交付			
通学定期発行控(通学証明書)	学生支援センター 学生担当	無料	学生支援センター学生担当窓口で交付

◎学籍関係◎

事項	取扱窓口	備考
休学・退学・復学	学生支援センター 学生担当	「学生生活に関する規則(第4章)」奈良大学学則・諸規則参照
住所・電話番号の変更 (本人・家族)		「住所変更届」「電話番号変更届」を提出
本籍・国籍の変更		「身上異動届」を提出
保証人の変更		
改姓名		

CHECK

何か変更が生じたら、すぐ学生支援センター 学生担当まで来てください。特に電話番号(携帯含む)の変更は必ず届出してください。



◎学生生活関係◎

事項	取扱窓口	備考
学費の延分納について	学生支援センター 学生担当	「学費延分納内規」奈良大学学則・諸規則参照 「学費延分納願」を提出
奨学金について		奨学金の申込み・相談・返還手続き等
アルバイトについて		アルバイトの紹介
下宿について		下宿の紹介、相談
遺失物、拾得物について		持ち主のわかるものは電話、ポータルサイト等で連絡
正課・課外活動中のケガの医療費の補償について		「学生教育研究災害傷害保険」の適用 「スポーツ安全保険」の適用

ケガをしたり、気分が悪いとき(健康相談について)		応急手当、医務室で休むこともできます
総合相談窓口について		相談や窓口のわからない時の問い合わせ窓口として利用してください。
さまざまな問題で悩んでいるとき(相談事について)	学 生 相談室	個人の秘密は固く守ります。
障がい・疾患等のある学生の支援について		合理的配慮の申請手続き等
学内自動販売機のトラブルについて	青 垣 サービス	窓口の場所は総合研究棟(J棟)1F西側
学内でのATM利用について	銀 行	本部棟(A棟)2F ロビー

◎授業・試験関係◎

事 項	取扱窓口	備 考
授業科目・時間割・休講・補講・レポートなどについて		教務掲示板に注意(学部生) 大学院掲示板に注意(大学院生)
試験(定期試験・臨時試験・追試験・再試験)について	学生支援センター 教務担当	「試験及び成績評価に関する規則」奈良大学学則・諸規則および履修要項「試験」参照
交通機関の不通や台風などの場合の授業について		「緊急時における授業の取扱内規」P80参照
授業の欠席について	学生支援センター 学生担当	「学生生活に関する規則(第13条)」および履修要項「授業」奈良大学学則・諸規則参照

..... ご注意!!

特に試験・レポート提出・休講等、授業に関する情報は、必ず自分自身でポータルサイトと掲示板情報を確認してください。



◎その他◎

事 項	取扱窓口	備 考
資格取得について	教務担当	資格全般について
留学等について	学生担当	留学全般について
青垣祭について	青垣祭 実行 委員会	大学祭、窓口の場所は課外活動センター(H棟)2F(H-219)
就職、進路について	キャリア センター	就職情報、資格取得講座
大学院進学について	個人で 問合せ	ただし、本学大学院への進学は入学センターへ(キャリアセンターにも資料あり)
奈良大学後援会について	総務課	父母等の会

事務局

時間に注意!

◎取扱時間◎

窓口取扱時間は、下記のとおりです。ただし、夏期休業中や試験期間、大学行事等により取扱時間が変更になる場合があります。その場合は、掲示などでお知らせしますので注意してください。

事 務 局	場 所	窓口取扱時間	
		平 日	土曜日
総 務 課	本 部 棟 (A棟2F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30
入試広報センター	令 和 館 (M棟2F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30
学生支援センター 教務担当	本 部 棟 (A棟2F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30
学生支援センター 学生担当	本 部 棟 (A棟2F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30
キャリアセンター	本 部 棟 (A棟2F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30
総合研究所・ 大学院事務室	総合研究棟 (J棟3F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30
通 信 教 育 部 事 務 室	通信教育部棟 (L棟1F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30
図 書 館 事 務 室	図 書 館 (D棟2F)	9:00~ 19:00	9:00~ 17:00
情 報 処 理 センター事務室	情報処理センター (I棟1F)	8:30~ 16:50	8:30~ 12:30

学生証

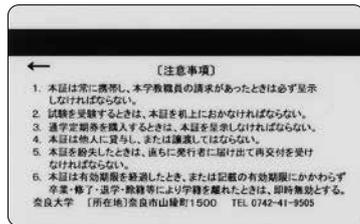
学生証は本学の学生であることを証明するものです。学生証裏面の注意事項を必ず読んでください。

表面



※USER IDが印字されています。

裏面



◎呈示が必要なとき◎

- ①試験のとき
- ②履修届・卒業論文等提出のとき
- ③証明書自動発行機利用のとき
- ④図書館の貸出手続きのとき
- ⑤情報処理センター利用のとき
- ⑥本学教職員から呈示を求められたとき etc.

CHECK

学生証は常に携帯するようにね!



学籍番号

学籍番号は入学と同時に各人に与えられます。この番号は原則的に在学中はもとより、卒業・修了後も変わらない本人固有の番号です。

学内におけるすべての事務手続きは、この学籍番号によって処理されますので、正確に記憶し、省略せず記入してください。

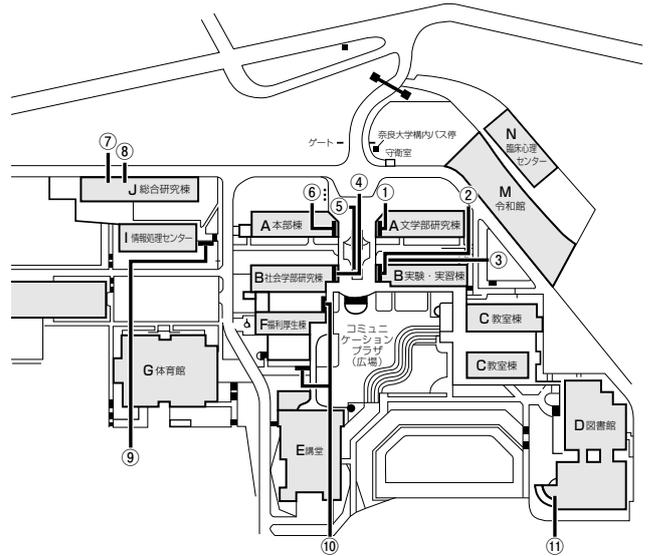
□□ □ □□□ (英数大文字6桁)
 入学年度 学科等 個人番号

掲示板等

大学側から学生への連絡などは主に学生ポータルサイトによって行ないます。

また、一度掲示した事項については、周知されたものとみなします。関係事項を見なかったという理由で異議を申し立てることができません。不都合や不利益をまねかないよう充分注意してください。

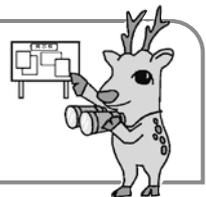
◎事務局掲示板案内◎



NO.	場所	所管	掲示内容
①	A棟2階東	教務担当	教員からの連絡、授業関係
②	B棟2階東	事務局全体	ディスプレイは以下参照のこと
③	B棟3階東	学生・教務担当	教員からの連絡、他
④	B棟3階西	学生担当	プレイガイド、美術展の案内、留学関係
⑤	B棟2階西	教務担当	資格関係全般、試験、レポート
⑥	A棟2階西	総務課	教職員対象の掲示、行事予定
⑦	J棟2階	総合研究所・大学院事務局	大学院生に関すること(行事・連絡等)
⑧	J棟3階	総合研究所・大学院事務局	大学院生に関すること(行事・連絡等)
⑨	I棟入口	情報処理センター	情報処理センター利用時間(開館・休館)、パソコン利用に関して等
⑩	F棟1階	キャリアセンター	ガイダンス、講習会、資格取得の情報、就職セミナーの案内等
⑪	D棟入口	図書館事務局	開館、休館の通知、他の図書館、博物館のポスター等

CHECK

掲示板は必ず見る習慣をつけよう
 授業・試験・レポート提出・休講等の
 電話による問い合わせは、応じられません。



[B棟2階東側ディスプレイの表示内容]

- ①各種催し、一般のお知らせ等…
- ②休講情報等…
- ③教室変更補講等…
- ④学生生活関係、教員からの連絡、就職関連情報等…

携帯電話やPCでは取得できない情報がディスプレイに表示される場合があります。

遺失物・拾得物 落し物は学生支援センター 学生担当へ

◎遺失◎

学内で忘れ物・落し物をしたら、学生支援センター 学生担当を訪ねてください。学内の拾得物として学生支援センター 学生担当に届けられる場合がありますが、持ち主が分かれば電話等で連絡します。

なお、キャッシュカードやクレジットカード等を落としたときは速やかにカード発行元に連絡してください。(暗証番号が生年月日や電話番号の場合、引き出されるケースがありますので、こういった番号の使用は避けた方がよいでしょう)

携帯電話を紛失した場合も、使用停止の手続きをすることを勧めします。

通学は電車・バスで

◎自動車通学は禁止◎

学内規則により自動車通学は特別な事情を除き全面的に禁止しています。遵守してください。

●不法・迷惑駐車に対する処分●

- (1) 本人への嚴重注意を行ない、本人と保証人から始末書を提出させ指導を行います。
- (2) 繰り返し不法・迷惑駐車をした場合、学則第43条により懲戒処分を行います。懲戒処分とは譴責・停学・退学をいいます。

- 譴責・停学・退学のいずれも学籍簿に記載され、永久に記録される。
- 試験期間中の懲戒処分のときは、試験を受けれないこともある。

〔奈良大学周辺の不法・迷惑駐車に対する学生の処分手続き〕
奈良大学学則・諸規則参照

◎バイク通学は登録制◎

バイクによる通学は事故発生の危険性が非常に高いので、できるだけ自粛してください。やむをえずバイク通学をする場合は自賠責保険及び任意保険に加入し、必ず学生支援センター学生担当で登録してください。

◎自転車・バイクの運転マナー◎

通学時における自転車・バイクの運転について、大学周辺の住民自治会より苦情等が寄せられる事があります。運転マナーを守り、地域住民に迷惑をかけないように、十分注意してください。

CHECK

保険の期日に注意!

令和元年10月「奈良県自転車の安全で適正な利用の

促進に関する条例」が公布され、令和2年4月1日より「自転車損害賠償責任保険等への加入義務化」がスタートしました。法令を遵守し、安全運転を心がけてください。

◎放置バイク・自転車について◎

駐輪場に長期にわたって放置されているバイク・自転車については、毎年7月1日に『放置車両であるかどうかの調査中である告知の札』を貼ります。現在使用中の自転車に札が貼付けられている場合には、その札を破棄して下さい。9月30日まで調査を行い10月10日以降には放置車両とみなして廃棄処分を行います。

大学の駐輪場は通学の際に使用するものです。休学中・長期休業中には、必ず下宿先・自宅等で保管するようにしましょう。

◎自転車の盗難防止について◎

施錠(二重ロック)の励行や防犯登録など、各自の責任で行ってください。

盗難時に備えて、車体番号や防犯登録番号を控えておきましょう。

自転車を譲渡した場合には、必ず所有者の変更手続きをしてください。長期放置の自転車は廃棄処分にしますので、車輛の管理には注意してください。

◎自転車の「交通違反」について◎

道路交通法一部改正により自転車の交通違反に「交通反則通告制度」(反則金)が令和8年4月1日より導入されました。16歳以上が対象となり右側通行や信号無視など75の違反行為に適用されます。道路交通法を遵守し、安全運行を心がけてください。

学割証

◎割引◎

学割証(学生生徒旅客運賃割引証)は本人以外には使用できません。期限切れ、他人名義のものなど不正使用すれば、使用者は正規の3倍の運賃を追徴され、以降学割証の交付が停止されることがあります。

割引率	普通運賃の2割引
有効期間	発行日から3箇月

乗車距離が100kmを超える場合に有効です。

◎使用目的◎

- ① 正課教育(ゼミ、実習など)
- ② 課外活動
- ③ 就職活動
- ④ 見学
- ⑤ 帰省
- ⑥ 傷病治療
- ⑦ 保護者旅行随伴

◎交付◎

証明書自動発行機パピルスメイトで即時発行されます。(A棟教務担当前)

医務室の利用案内

医務室では、学生の皆さんが健やかに充実した学生生活を過ごせるようにサポートしています。

病気・ケガの応急処置の他、健康相談や病院の紹介などの指導・助言を行っています。看護職スタッフが在室しますので、気軽に利用してください。

- ・開室時間 月曜日～金曜日 9時～17時
土曜日 9時～12時30分
- ・直通電話 0742-41-9520

◎薬について◎

内服薬は、副作用の危険性があるため、原則としてお渡ししていません。薬が必要とわかっている方は病院で出してもらうか、自分に合う薬を用意してください。緊急(内服歴あり)の場合は、お渡しすることもあります。

◎定期健康診断◎

学校保健安全法に基づき、毎年全学生を対象に概ね4月に実施します。健康診断の目的は、健康面をチェックし病気の早期発見、早期治療の推進にあります。必ず受診してください。尚、定期健康診断を受診していなければ実習や就職活動に必要な健康診断証明書を発行できませんので注意してください。

◎心電図検査◎

体育系クラブ・サークル所属学生対象に毎年6月に心電図検査(無料)を実施します。体育系クラブ・サークルに所属している学生は、必ず受診してください。

◎健康管理◎

●規則正しい食生活を●

親元を離れて一人で生活する学生は、衣・食・住を自分で管理しなくてはなりません。4年間の学生生活を健康で過ごすよう食事には特に気を配ってください。

また、生活習慣病ともいわれる病気は若いころからの日常生活、特に毎日の食生活との関係が深いともいわれています。近年では、生活が夜型になって夜食を摂ったり朝食を抜いたりする人が増えてきました。生活リズムを整えて規則正しい食生活を送りましょう。

◎感染症について◎

《感染予防について》

細菌やウイルスなどの病原体が、空気や水など身の回りの環境を通してヒトの体に入って増えることを感染といいます。①病原体(感染源)②感染経路③宿主(人や動物・生物など)の3つの要因が揃うことで感染が成立します。この3つのうちどれかをストップすることで感染症を予防することができます。

- 1 感染源を排除 近づかない、触らない、消毒など

- 2 感染経路を断つ 清潔、清掃、衛生管理
(手洗い、うがい、咳エチケット、換気など)

- 3 宿主の抵抗力を高める
バランスの取れた食事、適度の運動
休養、睡眠、予防接種など

感染症が疑われる時は、まず保健所か医療機関に電話をし、症状を伝え指示に従いましょう。

《大学における感染症について》

国では感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)が施行されています。大学においては、学校保健安全法により「学校において予防すべき感染症」として下記のように分類され、学校における感染症拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

●出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条) 令和5年5月8日改正

分類	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア熱、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

《感染症にかかってしまったら》

※感染の危険がなくなるまで自宅療養してください(医師の許可が下りるまで)。

※罹患したことを学生支援センター学生担当に連絡してください。

※治癒後、必要に応じて学生支援センター学生担当または医務室に「感染症治癒証明(診断書)」を提出してください。

《結核を過去の病気だと思っていないですか?》

結核は、人から人へうつる現在でも日本の重大な感染症です。咳や痰が2週間以上続く、微熱や体がだるいなどの症状が長引くときは医療機関を受診してください。

結核の予防には、夜更かしや喫煙を控えて健康的な生活を心がけ、免疫力を高めることが重要です。また年に一度の胸部エックス線検査を受けましょう。

《エイズ、HIV感染は正しい知識を》

エイズ(後天性免疫不全症候群)とは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することにより、免疫機能が破壊され抵抗力が低下し様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる病気です。HIVに感染してもすぐ発病するわけではなく、無症状で6か月～10年以上して発病しますが、その間、他人に感染させる状態にあります。今のところHIVを完全に排除する治療法はありませんが、エイズを発病する前に服薬治療をすることで感染していない人と同じように日常生活を送ることが出来ます。今は「死の病」ではありません。大切なのは早期に治療を始めることです。HIVは感染力が弱く、性行為でのHIV感染予防はコンドームを正しく使用することが最も有効です。

HIV感染は無症状で経過するので、検査を受けなければ、感染しているかどうかはわかりません。早期発見の検査は、保健所や検査機関で、無料、匿名で受けられますので、心配な方は、積極的に検査を受けて下さい。

《梅毒について》

近年、性感染症では梅毒の感染が拡大しています。男性は20代から50代、女性は20代が多い状況です。梅毒は感染力が強く、キスや性的接触で感染します。梅毒は早期発見、早期治療で治る病気です。症状があるときや不安なときは検査を受けてください。

◎薬物乱用について◎

●薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」●

薬物乱用とは、覚せい剤や麻薬などの違法薬物を使用することを言います。また医療に使われる医療品を本来の目的から逸脱した目的や方法で使用することも薬物乱用です。たとえ1回だけの使用でも乱用であり、同時に犯罪にもなります。

乱用される主な違法薬物として、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ・シンナー・MDMAなどがあり、これらは隠語を使うなどして身近に販売されていたりします。

乱用される主な違法薬物は脳に働き、神経に影響を与える作用を持っています。血圧上昇・心拍増加・不眠症・食欲減退・精神障害等をもたらしたり、逆に呼吸が抑制され、死に至らしめたりすることもあります。また実際にはないものが見えたり聞こえたり(幻覚・幻聴)することがあります。

乱用される薬物の共通の特徴は、何度も繰り返し使いたくなる「依存」を引き起こす性質を持っていることです。いったん依存になってしまうと「快感を得るためだけでなく、薬が切れた時に感じるイライラや不安、身体的苦痛から逃れるために薬物を使わざるを得なくなります。こうして薬物なしではいられない「薬物依存」の悪循環にはまってしまうのです。薬物乱用は、自分だけでなく、家族も周りの人たちも不幸にします。

社会的制裁においても、大学では退学、会社では解雇な

どの厳しい処分が下されます。「1回くらいなら…」という心の隙が、将来を台無しにします。薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」しっかり断る勇気を持ちましょう。

加入保険

●大学生活でのケガ・損害賠償の保険請求手続き●

本学は全学生対象に学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険に加入しています。

ケガや事故の発生から1か月以内の届け出が必要です。必ず医務室に報告してください。

●学生教育研究災害傷害保険

正課中・大学行事中→実治療日数1日以上のケガ
通学中・大学施設など相互間の移動中・大学施設内→同上4日以上

大学外での課外活動中(クラブ活動)→同上14日以上

●学研災付帯賠償責任保険

学生が、正課・大学行事・ボランティア(大学に活動を届け出ている場合)等で活動中及びその往復中で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

●健康保険証の廃止と移行について●

従来の健康保険証(遠隔地健康保険被保険者証を含む)は2025年12月1日をもって使用できなくなりました。それ以降はマイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの)または資格確認書(マイナンバーカードを保有していない方や、マイナ保険証の利用登録をしていない方に無償で交付される書類)を利用して医療機関を受診することになります。

◎医療機関の情報◎

「医療情報ネット」<https://www.pref.nara.jp>

「奈良市医師会」<https://www.nara.med.or.jp/nara-city>

上記で近隣の医療機関、救急医療機関、休日夜間応急診療所を検索できます。医務室でも相談できますので、わからない時はお尋ねください。

※夜間や休日で適当な医療機関がわからないときは下記で案内してもらえます。

- ・奈良県救急安心センター #7119 又は Tel 0744-20-0119
- ・奈良市立休日夜間応急診療所 Tel 0742-34-1228
- ・休日歯科応急診療所 Tel 0742-33-4182

日本学生支援機構貸与奨学金

〔制度の趣旨〕 経済的な理由等により修学が困難な学生の皆さんに、一定の金額を貸与することによって経済的負担を軽減し、学業に専念することができるように援助する制度です。奨学金の種類と募集時期等は、以下の通りです。

◎日本学生支援機構貸与奨学金◎

奨学金の種類	採用の種類	手続き・募集時期	学年	貸与月額	貸与時期	
					貸与始期	貸与終期
第一種奨学金 【無利子貸与】	予約採用	4月	学部新1年生	2万円から各種月額を選択。自宅生・下宿生によって選択できる額は異なる。	採用年の4月	卒業予定年月
	定期採用	4月	全学年		採用年の10月以降希望する月	
	2次採用	9月	全学年		(注1)参照	翌年3月
	緊急採用	随時	全学年		(注1)参照	
第二種奨学金 【有利子貸与】	予約採用	4月	学部新1年生	2万円から12万円(1万円単位)から選択する。	採用年の4月～9月の間で希望する月	卒業予定年月
	定期採用	4月	全学年		採用年の10月以降希望する月	
	2次採用	9月	全学年		(注1)参照	
	応急採用	随時	全学年		(注1)参照	
入学時特別増額奨学金 【有利子貸与】	1学年入学者で条件を満たす者に対して、希望により定額(10万円～50万円)を増額して貸与します。					

緊急貸与(無利子)	生計維持者(親等)が、失職・破産・倒産・病气・死亡または火災・風水害等により、家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった場合、申込ができます。(ただし、事由が発生したときから1年以内)
応急貸与(有利子)	

〔注1:家計急変事由発生月により、貸与可能始期が異なりますので御相談ください〕

〔【参考】日本学生支援機構ホームページ〕

- 上記の奨学金は、学部生用の内容ですが、大学院生についても、学生支援センター 学生担当へお問い合わせください。(募集時期は同じです)
- 奨学金の貸与を受けるには、連帯保証人と、保証人(原則65歳未満)を選任し『人的保証制度』を受けるか、一定の保証料(毎月の貸与月額から保証料が徴収されます。)を支払うことで保証機関による連帯保証『機関保証制度』を受けるかのいずれかを選択する必要があります。
- 貸与期間は、標準の修業年数となっています。
- 奨学金の貸与中は、毎年1回(12月)「適格認定奨学金継続願」の手続きがあり、基準(主に学力)を満たせなくなった場合や手続きを行わなかった場合は、奨学金の停止・廃止の措置がとられ奨学金が貸与されなくなります。

- 奨学金の返還については、卒業後20年程度の間に月賦返済などにより返還することになります。

日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免制度

(多子世帯の支援含む)

〔制度の趣旨〕 国の高等教育における修学支援新制度として、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給する制度です。給付奨学金が採用となれば、併せて授業料等減免制度も受けることとなります。

また、生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上である世帯(以下、多子世帯)に属していると日本学生支援機構に認められた場合、所得制限なく授業料等減免制度を受けられます。

※学部生対象、2020年度創設の制度となります(大学院生は制度対象外)。

※学業成績などが基準を下回る場合は支援の打ち切り、さらに、やむを得ない理由なく学業成績が著しく不振の場合等は返還が必要となることがあります。

※成績基準等、貸与型奨学金とは大きく異なります。採用・継続共に、十分な単位修得及びGPA評価等が求められます。

◎日本学生支援機構給付奨学金◎

奨学金の種類	採用の種類	手続き・募集時期	学年	給付金額	採用決定時期
給付奨学金	予約採用	4月	新1年生	学生本人と生計維持者の所得により決定(日本学生支援機構が提出されたマイナンバー等で判定)	4月
	在学採用	4月	全学年		7月頃
	2次採用	9月	全学年		11月頃
	緊急採用	(注1)参照	全学年		—

〔注1:家計急変3ヶ月以内に申請書提出・入学前年の1月以降に家計急変の新入生は入学後2ヶ月以内に申請書提出〕

●採用基準は?●

【学力】

- 1年次生
- ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。
 - イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
 - ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。
- 2年次生
- ア GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。

イ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。
 ただし、学業成績が「廃止」の区分に該当する人は、採用されません。
 ＊「廃止」の区分については日本学生支援機構のホームページもご確認ください。

【家計】 「収入基準」と「資産基準」のいずれにも該当する必要あり。

【その他】 「大学等への入学時期等に係る基準」と「在留資格等に係る基準（日本国籍でない場合）」のいずれにも該当する必要あり。

〈【参考】 日本学生支援機構ホームページ〉

学内奨学金制度

◎奈良大学奨学金◎

奈良大学奨学金は、本学独自の奨学金制度です。単年度貸与で、無利子です。但し、日本学生支援機構奨学金と併用貸与はできません。

	種別	学年	貸与月額	貸与期間	出願資格	募集時期	返還
学部生	自宅通学	全学年	30,000円	4月分から1年分	優れた人物で経済的理由により修学困難な学生	4月	卒業・修了後年賦返還10年以内
	自宅外通学		38,000円				
大学院	修士	全学年	55,000円	1年分	優れた人物で経済的理由により修学困難な学生	4月	卒業・修了後年賦返還10年以内
	博士		75,000円				

●採用基準は？●

【学力】 1年次生は、高等学校修了時の成績。
 2年次生以上は前年度の成績が優秀であること。

成績不良の為留年確定者は出願することができません。

【人物】 学生としてふさわしく、将来、良識のある社会人として活動する見込みがあると認められる者。

【家計】 (昨年度の)生計維持者の収入が、各種制度の定める収入基準額以下であること（家族構成等により基準が異なります）。

◎奈良大学緊急支援貸与金◎

本学(大学院含む)に在籍する学生で、修学を熱望するが経済的理由により緊急に学費の支弁が困難になった学生に対し、学業継続の援助を目的として貸与します。「奈良大学緊急支援貸与金規程」をご確認ください。

対象	学年	貸与年額	募集	返還
学部生 大学院生	全学年	456,000円を上限として希望額	随時	卒業、修了後年賦返還10年以内

◎短期貸付金◎

本学に在籍する学生が家庭からの仕送りの遅延・緊急帰省・急病・災難などの理由により、一時的・緊急に生活費の支弁が困難になった場合、学業継続の援助を目的として本学が無利子で短期貸付を行っています。「奈良大学短期貸付金規程」もご確認ください。

貸付金額	一人1回につき5,000円以上30,000円以内で1,000円単位
貸付期間	貸付日より3ヶ月以内。(卒業年次生は、2月末までが最終期限)
貸付窓口	学生支援センター学生担当窓口で所定の「借用願」により受付(印鑑が必要)
返済方法	一括または分割(3回まで)。学生支援センター学生担当窓口で返済
注意事項	全額返済されるまで同一人には新たな貸付をしません。

その他奨学金

日本学生支援機構奨学金や奈良大学奨学金以外にも、地方公共団体等、各種の奨学金制度があります。募集がある場合は、随時ポータルサイトや学生支援センター学生担当の掲示板等でお知らせします。

(大学内での説明会は行いません。)

申込、書類の受け渡し、提出方法等、手続きについては、学生支援センター学生担当が窓口となります。詳細については、奨学金説明会でお知らせするほか、学生支援センター学生担当へお問い合わせください。

※その他、随時、情報等を掲示します。

日頃からポータルサイト等の確認をしてください。

アルバイト

学業と両立を！

アルバイトをすることで、自分が学生であると同時に社会の一員であるという自覚をもち、社会勉強を実践することは、たいへん有意義なことです。

しかし、学業を犠牲にしてまでアルバイトをすることは賛成できません。学業との両立を前提に、アルバイトをしましょう。

◎制限職種基準◎

以下のアルバイトは学生に対して好ましくないと思われる職種です。個人で探すときは、仕事内容を充分確認しましょう。

大学で紹介していないアルバイト業務

1. 危険な業務(工事現場、機械操作、高所での作業、高熱・冷温室での作業、危険な薬品を扱うもの、交通の頻繁な路上での作業、薬品などの臨床人体実験、警備業務など)
2. バイク・自動車などの運転業務
3. 労働時間が午後10時～午前6時の時間帯にかかる業務
4. 主に金銭を扱う業務
5. 選挙の応援に関する業務
6. 外交販売・勧誘など能力給に属する業務
7. 飲酒を主とする場所での接客業務
(バー、居酒屋、ピヤガーデン、クラブ等)
8. 人命に関わることが予想される業務
(医療関係:事務は可、水泳指導員、プールの監視員、トレーニングインストラクター、ベビーシッター、ホームヘルパーなど)
9. パチンコ・マージャン・競馬・競輪場など、風俗・ギャンブルに関する業務
10. 住民票の転記など、個人のプライバシーに関与する業務
11. アルバイト学生だけの職場になる業務
12. 遠隔地からの求人
13. 仲介斡旋であることが明白な求人
14. 宗教の布教に関わる活動に関する業務
15. 登録制をとる業務、賃金が出来高払いのもの
16. 学習塾の講師で、経営経験が1年未満のもの
17. 労働条件が不明確なもの、人員の限定を条件とするもの、性別の指定や条件があるもの
18. 不特定多数を対象としたチラシ配り、街頭や訪問・電話による調査
19. その他、本学が学生のアルバイトとしてふさわしくないと判断する業務

◎ブラックアルバイトに注意！◎

ブラックアルバイトの特徴は、以下のようなものです。

①常時募集している

理由：社員、アルバイトを採用しても仕事が厳しくすぐにやめている可能性がある。

②待遇がわからない、待遇が良すぎる

理由：待遇が悪すぎて公開できない。逆に良すぎるのも何かある。疑う事も必要。

③未経験者歓迎

理由：明らかに専門知識が必要そうな職場においてこの表現が使われている場合は、離職率が高い企業に多い。

- ・アルバイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則です！
- ・アルバイトをしていて労働条件、賃金、労働関係などで困った場合には、全国の労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」に相談しましょう。(相談無料)

それ、「バイト」ではなく「犯罪です」!!

SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が横行しています。

大金がもらえるとウソをつかれ身分証などの個人情報を送ると、脅かされるなど巧妙な方法で、凶悪な犯罪に加わることを断れない状況にされます。

少年であっても、このような犯罪に加われれば、必ず捕まります!! 厳しく処罰されます!!

「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。



犯罪等で困っていたら

**各都道府県警察本部
少年相談窓口**

留学・国際交流—International Exchange—

派遣留学のことや、国際交流に関する情報提供は国際交流室（J棟1F）で行っています。留学に関する質問や相談等があれば気軽にお越しください。

◎派遣留学◎

派遣（交換）留学制度とは、本学と学術教育交流協定を結んでいる海外の大学等へ、本学に1年以上在学し、所定の単位を修得している学生が、在籍したまま留学する制度です。制度の主な内容は下記の通りです。

- ・ 留学中は本学における在学期間として認められます。
- ・ 派遣先大学へ学費を支払う必要はなく、本学での学費については納付後に施設設備費及び実験実習費相当額が助成金として支給されます。また、TOEICスコアが650点以上の高得点者や中国語検定3級以上、韓国語能力試験3級以上の学生については、選考により2名以内に助成金を支給する制度もあります。
- ・ 留学期間は、原則として1年間。
- ・ 留学先での履修単位は、本学で認められれば本学の単位として認定することができます。
- ・ 滞在中は、派遣先大学の寮などを利用することができます。

募集人数は、各協定校につき原則2名以内で、派遣される学生は学内選考（書類選考および面接）で選ばれます。

◆派遣留学生の応募開始時期は、5月中旬からです。

<学術教育交流協定校一覧>

■中華人民共和国

復旦大学 Fudan University (1997. 3 協定締結)

※派遣留学は行っていません

蘇州科技大学 Suzhou University of Science and Technology

(2008. 1 協定締結)

陝西師範大学 Shaanxi Normal University (2010. 4 協定締結)

天津理工大学 Tianjin University of Technology

(2017.12協定締結)

■大韓民国

韓瑞大学校 Hanseo University (2005.11協定締結)

韓国伝統文化大学校 Korea National University of Heritage

(2006. 3 協定締結)

■連合王国

セインズベリー日本藝術研究所 The Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures (2014. 1 協定締結)

※派遣留学は行っていません

■ハンガリー

エトヴェシュ・ロラード大学 Eotvos Lorand University

※派遣留学は行っていません (2018.11 協定締結)

◎私費留学◎

協定によらない留学については、語学研修を目的とする短期のものから学位取得をめざす長期の留学までさまざまです。留学先の選択や手続きはすべて個人で行います。これらの情報収集や手続きについては、留学情報提供機関などでアドバイスを得ることができますが、確実な情報を得るためには、留学を希望する大学へ直接問い合わせることをお勧めします。

◎海外渡航届◎

在学中海外へ行く時は、「海外渡航届」の提出をしてください。（渡航する1週間前まで）留学や調査研究のための海外渡航はもちろん長期休暇を利用した私事の海外旅行も対象です。【提出先】：学生支援センター（学生担当）

宗教の勧誘に関する注意

宗教の勧誘にまつわるトラブルが発生することがあります。勧誘の手口としては、

1. 大学のサークルへの勧誘やアンケート調査などといって声を掛け、
 2. 世間話や趣味などの話題から親しくなり、住所や電話番号などの個人情報聞き出し、
 3. セミナーや合宿に参加するように勧める
- という流れで勧誘するケースが多く見られます。トラブルに巻き込まれないためには、関心がないときはきっぱりと断る勇気が大切です。



「どうしよう…困ったなあ」



学生支援センター 学生担当へ
相談してください。

不当請求 不当・架空請求に気をつけて！

突然、ハガキや電子メールなどで、身に覚えのない料金を請求してくる「架空請求」や広告メール等のURLや画像などをクリックただけでサイトの利用料金を請求される「不当請求」が、ここ数年、横行しています。こうした状況に対して、携帯電話や預金口座の不正利用の防止、広報・啓発などの対応策が講じられ、最近の相談件数は減少傾向ではありますが、今もまだ多くの相談が寄せられています。

自分に覚えのない番号やメールには、むやみに返信

しないことが最大の防止策ですが、もし心配であれば最寄りの消費者相談室に相談してください。

学生生活における相談

◎総合相談受付◎

学生支援センター 学生担当では、様々な相談を受け付けています。どこに聞いたらよいのか、誰に聞けばわかるのかなど、学生生活で何か困ったことがあれば気軽に相談してください。困ったときは、まず学生支援センター 学生担当に相談に来てください。

◎学生生活における相談について◎

大学の生活環境は高校時代と著しく異なり、特に新入生は戸惑ったり、迷ったり、悩んでいる学生も少なくありません。友人に相談することは大事ですが、大学も相談に応じています。

本学では各学部各学科とも、いずれの教員でも相談に応じますが、特に1年次生は基礎演習担当教員を中心に、2年次生は学科の講読、演習、実習担当教員を中心に、3・4年次生はゼミ担当教員を中心に、それぞれ相談に応じています。

学生相談室

◎学生相談室◎

学生の個人的な悩みや諸問題の解決にできるだけの上乗・助言を与えるため、学生相談室が設けられています。相談相手は、相談室のカウンセラー（臨床心理士）と学生相談員（教員）がいます。

カウンセラーは、学生生活のことからプライベートまで、さまざまな悩みや考えごとについて話を聴き、一緒に考えていきます。また、自分の悩みや考えごとを「誰に相談すればいいのかわからない」という場合にも、まずはカウンセラーと一緒に考えて、相談する人を見つけていくこともできます。

学生相談員は大学の教員です。教員はそれぞれ専門が異なりますので、専門分野に関する相談ができることが特徴です。進路や成績のことなどを相談しに研究室を訪ねてみてはどうでしょうか？

◎開室曜日・時間◎

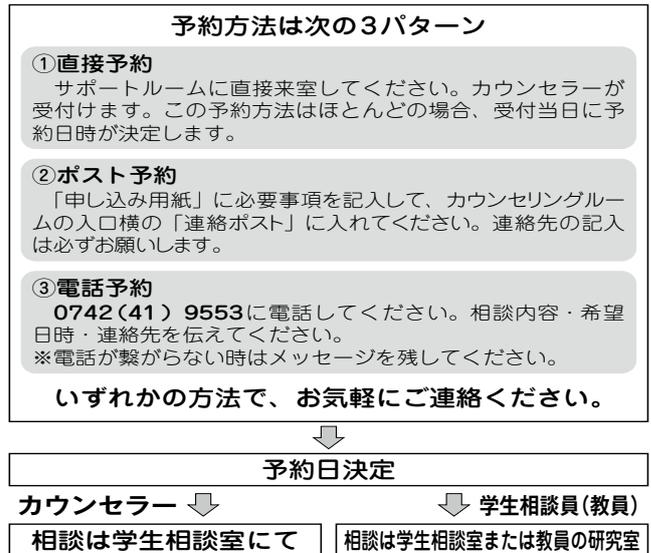
月曜日～土曜日 10:00～17:00
 （夏期・冬期・春期休業中及び青垣祭開催期間中は、

基本的に閉室しています）

◎場所◎

J棟（総合研究棟）1階。学生相談室「サポートルーム」（J-104）は、エントランスに入って左側、「カウンセリングルーム」（J-109）は、正面右手にあります。「サポートルーム」にカウンセラーが在室し、カウンセリングの受付や予約・変更等の窓口対応をしています。

◎予約から相談までの流れ◎



◎障がいのある学生の支援体制◎

学生相談室では障がいや疾患等のある学生が大学で支援・配慮を受けるための申請手続きや、一人ひとりのニーズに応じたサポートを行っています。障がいや疾患等のある学生で、修学上の心配ごと、困りごとなどがありましたら、学生相談室にご連絡ください。学生支援センター 学生担当・教務担当、授業担当教員等と連携しながら支援を行います。

喫煙・飲酒について

20歳未満の喫煙・飲酒は法律で禁じられています。

◎大学敷地内全面禁煙◎

健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）により、2019年4月1日から大学敷地内は全面禁煙です。

◎受動喫煙防止◎

改正健康増進法は、タバコの煙を非喫煙者が吸い込むこと（受動喫煙）を防止するための法律で、タバコ

はマナーからルールへと変わりました。

◎たばこと健康◎

最近、煙も臭いも少ない「加熱式たばこ」や「電子たばこ」が紙巻きたばこに代わり使用されることが多くなっています。しかし、「加熱式たばこ」は紙巻きたばこ同様に発がん性物質もニコチンも含まれます。「電子たばこ」はニコチン以外の発がん物質が発生する可能性があり、健康への悪影響が懸念されます。禁煙に関心のある方は一緒に考えませんか。医務室をぜひ活用してください。

◎飲酒について◎

学生生活ではクラブ等のコンパなどで飲酒する機会がありますが、20歳未満には絶対に飲酒をさせない、勧めないこと。20歳未満の場合は、先輩から誘われても飲酒を断ること。また、20歳になってからの飲酒は、ルールを厳守し、誤ったお酒の「飲み方」「勧め方」をしないこと。当然ですが飲酒運転は厳禁です。(たとえ自転車であっても飲酒運転となります。)

飲酒運転は社会的制裁はもちろん大学からも処分を受けることになります。

誤った「飲み方」は自身の健康を損ない、ひどい場合は急性アルコール中毒の原因となり、尊い命を落としてしまうこともあります。

また、誤った「勧め方」は他人を不快にさせることに繋がります。くれぐれも気をつけてください。

イッキ飲み等を強要されるなど困ったことがあれば、学生支援センター 学生担当まで申し出てください。

特に下記の項目については、厳禁です

- ◆乗り物(自転車・バイク・自動車等)を運転する際の飲酒
- ◆命にかかわるイッキ飲みやガブ飲み
- ◆アルコール・ハラスメント 飲酒の強要等酒にまつわる嫌がらせ



【アルハラ】「アルコール・ハラスメント」の略。

酒にまつわるいやがらせ・人権侵害。



飲酒の強要

上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

イッキ飲ませ

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲みで競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行うことで、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。

飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める、宴席に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、騒音や嘔吐、その他のひんしゅく行為。

ハラスメントの防止について

本学では、「安心してキャンパスライフを満喫できる環境づくりを目指して」ハラスメント防止に取り組んでいます。

教職員、学生若しくは関係者が、他の教職員、学生などに不利益や不快感を与えることを「ハラスメント」と定義しています。ハラスメントと感じたときは、我慢せずに行動に移しましょう。事務局や学生ラウンジ等で配布している「ハラスメント相談の手引き」というリーフレットには被害に遭ったときの対応方法と、連絡先・相談窓口を掲載していますので、参照してください。

抗議(意思表示) …いやなものはいや!とキッパリとした態度で相手に自分の意志を伝えることが重要です。記録…被害にあったと思われる日時、場所、状況記録・証拠を残しましょう。

ひとりで悩まずに身近な人や友人に相談しましょう。学生支援センター 学生担当へご相談ください。[秘密厳守します]

TEL 0742-41-9505

CHECK

行為者本人の意図に関わらず(わざとしていないつもりでも)、相手が不利益を被った、不快に感じた場合もハラスメントとみなされるのです。

悪徳商法「うまい話」にご用心!

「うまい話」を装った悪徳商法は、法律で規制してもその抜け道を見つけ、ますます手口が巧妙になってきています。甘い言葉に惑わされることがないように十分に気をつけましょう。

●あなたならどうする?●

マルチ・マルチまがい商法

自分が商品などを買って販売組織の会員となり、同じように会員となる人を紹介することにより、マージンがもらえるというシステムです。

高収入を得るためには、エンドレスに人を勧誘して会員を増やし続けなければならない、結局、友人の信用もお金も失い、高額な商品だけが手元に残ることがあります。

資格商法

突然、下宿先に公的な団体のような名前で電話がかかり、資格が簡単に取れるなど強引に勧誘されま

す。あいまいな返事をしていると「契約が成立した」として、契約書や教材などが送られ高額な受講料を請求されることがあります。

キャッチセールス商法

街頭で「アンケートにお答えください」などと呼ばれ止められ、喫茶店や営業所等に連れて行かれます。そこで言葉巧みに勧誘され、化粧品、健康食品、エステティックなどの高額な契約をさせられることがあります。また、説明どおりのサービスを受けられない場合もあります。

アポイントメント商法

「おめでとう！あなたが当選しました。プレゼントを取りに来てくださいネ。」といった内容の電話で呼び出されます。実は、アクセサリーやビデオ教材、パソコンなどの販売が目的です。また、会員権を購入したつもりが、ビデオ購入などが契約の主な内容になっていることがあります。

不正なカード使用

インターネットでは、カード番号、有効期限を入力すればクレジットカードが利用できます。しかしセキュリティが不完全な場合など、それらが、第三者に知られて悪用され、身に覚えのない不審な請求書が届けられたりすることがあります。

●被害にあわないための5ヶ条●

- ①その場の雰囲気に惑わされないで。
- ②いらぬものは「いりません」とはっきり断ることが肝心。「結構です」は、肯定的に理解されます。
- ③その場ですぐ契約せず、よく確かめて。
- ④まず、家族や友人など信頼できる人に相談。
- ⑤おかしいと思ったら、近くの相談窓口へ。

CHECK

「自分は大丈夫」
その気持ちが危ないのです。



◎覚えておこう！クーリング・オフ制度◎

- 「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。一度契約が成立するとその契約に拘束され、お互いに契約

を守るのが契約の原則ですが、この原則に例外を設けたのが「クーリング・オフ」制度です。

- クーリング・オフの手続きは必ず書面で行います。はがきなどの書面に記載例のように記入して、控えのために書面の両面をコピーに取った上で、「特定記録郵便」または「簡易書留」などの記録が残る方法で送ってください。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。なお、はがきのコピーと郵便局の受領証は、5年間大切に保管してください。

〈記載例〉

通 知 書	
次の契約を解除することを通知します。	
契約年月日	年 月 日
商品名	
契約金額	円
販売会社	株式会社〇〇〇 〇〇営業所 担当者 〇〇〇〇
クレジット会社	△△△株式会社
支払った代金〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
	年 月 日
	氏名

- クーリング・オフができる場合
「訪問販売」、「電話勧誘販売」で契約をした場合は、法定書面を受け取った日から8日間以内であれば可能
- クーリング・オフができない場合
「自ら店舗に出向いて購入した商品」、「インターネット利用して購入した商品」、「通信販売」にはクーリング・オフ制度がありません。

(注意) どちらのケースにも例外があります

CHECK

クーリング・オフは書面で!!
はがきを配達記録郵便又は簡易書留で
出しましょう。
(なお、内容証明郵便という方法もあります。)



◎公的相談窓口◎

●国民生活センター	☎03-3446-0999 https://www.kokusen.go.jp/
●一般財団法人日本消費者協会	☎03-5282-5319 https://www.jca-home.jp/
●消費者相談室(近畿経済産業局内)	☎06-6966-6028 https://www.kansai.meti.go.jp/4syokei/soudan/index.html <small>(相談専用)</small>
●奈良県消費生活センター	☎0742-36-0931 https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/
●奈良弁護士会	☎0742-22-2035 https://www.naben.or.jp/
●奈良県警察本部	☎0742-23-0110 https://www.police.pref.nara.jp/

◆その他、奈良市及びその周辺の消費生活相談窓口として(詳しくはTELで)◆

●奈良市消費生活相談センター (奈良市役所北棟2F)	☎0742-34-4895
●大和郡山市消費者センター (大和郡山市役所2F 市民相談室内)	☎0743-53-1583
●生駒市消費生活センター	☎0743-73-0550
●大和高田市消費生活センター (大和高田市役所2F)	☎0745-22-1101
●天理市消費生活センター (天理市役所地下1F)	☎0743-63-1001
●相楽消費生活センター 相楽会館1F(京都府木津総合庁舎東隣)	☎0774-72-9955

インターネットショッピングの利用に注意

ネットショッピングで多いトラブルは、商品の未着と返品・返金に関する内容です。このようなトラブルにあわないように、いざという時の連絡先を確認しましょう。また自己都合による返品が可能かどうか条件に問題がないかも確認しましょう。支払手段についても特に初めて取引するショップでは先払いを避け、代金引換などの同時支払を選んだ方が賢明です。

SNSの利用に注意

スマートフォンが人々の日常生活に浸透し、SNSを利用してコミュニケーションを取る時代になりました。とても便利になりましたが、しかし一方で、安易な書き込みや無断で写真や情報を掲載することで大きなトラブルに発展したりしています。SNSの利用には、十分気をつけましょう。

学校法人奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク (NUICE)

NUICE (ナイス) は、学校法人奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク (英語名称: Nara University Integrated Computer Environment) の略称で、学術研究および教育活動などを支援するネットワーク環境の発展に貢献することを目的としています。

またNUICEは参加組織のネットワークを相互接続したインターネットを構築・運用するとともに、学術研究の発展のために国内外のネットワークと連携しインターネットの一員としての責務を果たしています。

NUICE憲章

- I NUICEは学校法人奈良大学およびその教職員の情報ボランティアによって運営されている。法人の全教職員はNUICEの発展のための責務を果たさなければならない。
- II 世界と交信できるNUICEを利用することは大きな力を手にする事であり、それを適正に利用しなければならない。
- III NUICEは法人の教育研究の基盤であり、これを妨害、破損、悪用してはならない。
- IV 安全性(セキュリティ)はNUICEの生命線であり、利用者はその維持に配慮しなければならない。

インターネットの利用

◎注意事項◎

- 人権を尊重し、差別情報の受発信をしないこと。
- プライバシーに配慮すること。
- 他人を誹謗中傷しないこと。
- 虚偽を記さないこと。
- 国際法、国内法を遵守すること。
- 営利目的に使わないこと。
- 公序良俗に反する行為をしないこと。
- 政治・宗教活動をしないこと。
- その他、情報の受発信には常に細心の注意を払うこと。

◎本法人における規則・規程◎

- 学校法人奈良大学ネットワーク利用に関する規則
(奈良大学学則・諸規則 98頁参照)
- NUICE（学校法人奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク）の利用に関する必要な事項を定めるものとする。
- NUICEの利用を希望する者は、利用アカウントを取得しなければならない。
- NUICEを利用する者は、
 - (1) 人権を尊重し、人権を侵害する差別情報の受発信をしない。
 - (2) 教育研究活動等を目的とした学術情報ネットワークの主旨に反する行為及び利用をしない。
- NUICEを利用するものは、以下の「情報倫理規程」にも従わなければならない。
- 学校法人奈良大学情報倫理規程
(奈良大学学則・諸規則 99頁参照)
- NUICEの円滑な利用を促進し、本法人の教育・研究の充実を図ることを目的として、ネットワーク利用における情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範を持って臨むことを目的としている。
- NUICE利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して全責任を負う。

◎不正アクセス禁止法◎

特定の利用者をIDやパスワード等で管理しているコンピュータにネットワークから接続し、

- (1) 「他人のID・パスワード等」を入力して（他人になりすまし）不正に利用する行為

- (2) セキュリティホール（プログラムの不備等）を突いて不正に利用する行為

を禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、いわゆる不正アクセス禁止法が平成12年2月13日に施行されました。

◎主な禁止行為と罰則◎

他人のIDやパスワードを無断で使用してシステムにログインする行為（不正アクセス行為）は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。たとえ他人の情報を盗まなかった場合でも、不正にログインした時点で処罰の対象となります。

- (1) 不正取得罪

他人のIDやパスワードを不正に取得した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

- (2) 不正アクセス助長罪

他人のIDやパスワードを第三者に提供した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。提供者が不正アクセスの目的を知っていた場合は、同様の罰則が適用されますが、知らなかった場合も30万円以下の罰金となります。

その他にも禁止行為による罰則が設けられています。きちんと法律や規則を守って利用しましょう。



ネチケットは守りましょう

◆ ◆ 修 学 編 ◆ ◆



学部教員組織（専任）・事務局テレホンガイド

学部長 今津 節生
副学部長 島本太香子

◎文学部◎

文学部長 渡辺 晃宏

●国文学科●

	教 員 名
教授	大西 英人
教授 博士(文学)	木田 隆文
教授 博士(文学)	渋谷 勝己
教授 博士(文学)	中尾 和昇
教授 博士(文学)	古木 圭子
教授 博士(人間科学)	丸田 健
准教授 博士(文学)	金岡 直子
准教授 博士(国際文化)	鈴木 喬
准教授 博士(文学)	山田 昇平
講師 博士(文学)	穴井 潤

●地理学科●

	教 員 名
教授 博士(学術)	稲垣 稜
教授 博士(理学)	木村 圭司
教授	酒井 高正
教授 博士(理学)	立澤 史郎
教授	土平 博
教授 博士(文学)	三木 理史
准教授	北岡 一弘
准教授 P h . D . (文学)	古関 喜之
講師 博士(文学)	芝田 篤紀
講師 博士(地理学)	羽佐 田紘大

●史学科●

	教 員 名
教授	足立 広明
教授	奥本 武裕
教授 博士(史学)	海津 一朗
教授 博士(人間学)	河内 将芳
教授 博士(文学)	木下 光生
教授 博士(文学)	高島 葉子
教授 博士(文化史学)	高橋 博子
教授	中戸 義雄
教授 博士(文学)	村上 紀夫
教授 博士(文学)	山口 育人
教授 博士(文学)	山崎 岳
教授 博士(文学)	横田 浩
教授 博士(言語文化学)	横山 香
教授	渡辺 晃宏
准教授 博士(文学)	宮本 亮一
准教授 博士(法学)	森川 正則

●文化財学科●

	教 員 名
教授 博士(文学)	相原 嘉之
教授 博士(学術)	今津 節生
教授	岩戸 晶子
教授	魚島 純一
教授 博士(文学)	大河内 智之
教授	近江 俊秀
教授 博士(文学)	小林 青樹
教授 博士(文化財)	杉山 智昭
教授	竹田 芳則
教授 博士(文学)	豊島 直博
教授 博士(文学)	比佐 陽一郎
教授 博士(文学)	村上 正直
教授 博士(国際公共政策)	吉川 敏子
教授	米屋 優
准教授	米沢 玲
講師 P h . D . (Education)	リック シェパード マーティン

◎社会学部◎

社会学部長 太田 仁

●心理学科●

	教 員 名
教授	磯部 美也子
教授 博士(社会学)	太田 仁
教授	林 郷子
教授 博士(人間科学)	村上 幸史
教授 博士(社会心理学)	村上 史朗
教授	與久田 巖
准教授	今井 由樹子
准教授	岡部 純子
准教授	星野 修一
講師	卜部 敬康
講師 博士(人間科学)	鈴木 孝

●総合社会学科●

	教 員 名
教授 博士(社会学)	尾上 正人
教授 博士(経営学)	倉 光巖
教授 博士(社会学)	島本太香子
教授 博士(工学)	正司 哲朗
教授	中原 洪二郎
教授 博士(理学)	吉田 光次
教授 P h . D . (社会学)	吉村 治正
准教授 博士(文学)	劉 慶
講師 博士(経済学)	唐津 周平

◎事務局◎

奈良大学 0742-44-1251
F A X 0742-41-0650

部 署	電話番号	部 署	電話番号
総務課	0742-41-9501	通信教育部事務室	0742-41-9564 FAX 41-9604
入試広報センター	TEL 41-9502 FAX 44-7949	図書館事務室	TEL 41-9507 FAX 41-5744
学生支援センター 教務担当	TEL 41-9504	総合研究所・大学院事務室	TEL 41-9508 FAX 41-9550
学生支援センター 学生担当	TEL 41-9505	情報処理センター事務室	TEL 41-9509 FAX 49-6431
学生支援センター 学生相談室	TEL 41-9553	臨床心理センター	TEL 52-1120 FAX 52-1121
キャリアセンター	TEL 41-9506 FAX 49-1199	野外活動センター	0743-84-0260
		奈良大学附属高等学校	TEL 41-8840 FAX 41-8843
		奈良大学附属幼稚園	FAX兼 45-7531

◎その他◎

団 体 等	電話番号	公共サービス等	電話番号
青垣サービス	0742-44-4650	奈良県庁	0742-22-1101
高の原中央病院(学校医)	71-1030	奈良市役所	36-4894
		奈良県旅券事務所	35-8601
		奈良警察署	20-0110
		郵便事業奈良西支店	45-0914
		奈良平城郵便局	44-4396

※教員のメールアドレスは、「ポータルサイト」にオフィスアワーとともに掲載するので、そちらを参照してください。

大学院教員組織（専任）

◎文学研究科◎

文学研究科長 渡辺 晃宏

●国文学専攻修士課程●

教員名	
教授 (文学)	木田 隆文
教授 (文学)	渋谷 勝己
教授 (文学)	中尾 和昇
准教授 (文学)	金岡 直子
准教授 (国際文化)	鈴木 喬
准教授 (文学)	山田 昇平
講師 (文学)	穴井 潤

●文化財史料学専攻博士前期課程●

教員名	
教授 (文学)	相原 嘉之
教授	足立 広明
教授	岩戸 晶子
教授	魚島 純一
教授 (文学)	大河内 智之
教授	近江 俊秀
教授 (史学)	奥本 武裕
教授 (人文学)	海津 一郎
教授 (文学)	河内 将芳
教授 (文学)	木下 光生
教授 (文学)	小林 青樹
教授 (工学)	正司 哲朗
教授 (文化財)	杉山 智昭
教授 (文化史学)	高橋 博子
教授 (文学)	豊島 直博
教授 (文学)	比佐 陽一郎
教授 (文学)	村上 紀夫
教授 (文学)	山口 育人
教授 (文学)	山崎 岳
教授 (文学)	吉川 敏子
教授	渡辺 晃宏
准教授	米沢 玲
准教授 (文学)	宮本 亮一
准教授 (文学)	森川 正則

●文化財史料学専攻博士後期課程●

教員名	
教授 (文学)	相原 嘉之
教授 (学術)	今津 節生
教授 (文学)	大河内 智之
教授 (史学)	海津 一郎

教員名	
教授 (人文学)	河内 将芳
教授 (文学)	小林 青樹
教授 (文学)	豊島 直博
教授 (文学)	比佐 陽一郎
教授 (文学)	山崎 岳
教授 (文学)	吉川 敏子
教授	渡辺 晃宏

●地理学専攻修士課程●

教員名	
教授 (学術)	稲垣 稜
教授 (理学)	木村 圭司
教授	土平 博
教授 (文学)	三木 理史
准教授 P.h.D. (文学)	古関 喜之
講師 (文学)	芝田 篤紀
講師 (地理学)	羽佐田 紘大

◎社会学研究科◎

社会学研究科長 太田 仁

●社会学専攻修士課程●

〈社会文化研究コース〉

教員名	
教授 (社会学)	太田 仁
教授 (社会学)	尾上 正人
教授 (経営学)	倉 光巖
教授 (工学)	正司 哲朗
教授 (社会学)	中原 洪二郎
教授 (社会心理学)	村上 史朗
教授	與久田 巖
教授 P.h.D. (社会学)	吉村 治正

〈臨床心理学コース〉

教員名	
教授	磯部 美也子
教授	林 郷子
准教授	今井 由樹子
准教授	星野 修一
講師 (人間科学)	鈴木 孝

学修スケジュール

授業、単位、成績、試験、卒業論文などについては、別冊『履修要項』に詳細な説明がありますので、熟読してください。また、各学期初めのオリエンテーションまたは、ガイダンスでも説明を行ないますので必ず出席するよう心掛けてください。見逃し・聞き逃しは履修計画に支障をきたすおそれがあります。年間の学事日程については「学年暦及び行事予定表」(P. 2 学部生、P. 3 大学院生)を参照してください。ここに掲載された日程は、特に変更のない限り改めて掲示等は行なわれませんので、見落としのないよう注意し、各自でスケジュール管理をしてください。

履修登録

授業を受ける(履修)にあたっては、あらかじめどの科目を受講するかを決めた上で届け出る(履修登録)必要があります。登録されていない科目については、授業を受け、試験を受けたとしても単位は認定されません。指定された履修登録期間内に必ず登録を済ませた上で受講してください。また登録後、定められた期間内に確認を行ない、履修内容の確定をしてください。誤った登録がされていても、期間内に所定の手続きを行なわなければ訂正はできません。

履修できる科目や履修方法については別冊『履修要項』『開講科目表』を参照してください。

詳細については各学期初めのオリエンテーションまたはガイダンスで説明しますので、必ず出席して、しっかり説明を聞いてください。

オフィスアワー（教員との相談）

「オフィスアワー」とは、専任教員が研究室などに在室し待機しておく時間帯のことです。

この時間帯には予約をすることなく教員を訪問することができます。

授業や専門分野のこと、学業や学生生活に関わること、その他相談や雑談など、特に目的は限定していませんので気軽に訪問してください。自分の所属とは違う学科の教員でも遠慮は不要です。

なお、オフィスアワー以外の時間帯の訪問を制限する趣旨のものではありませんので、これ以外の時間帯に訪問されても差し支えはありません。ただし、授業

や会議その他の校務及び出張などで不在となる時もありますので、一度オフィスアワーに訪問するか、授業前後の休憩時間を利用して予約するのがよいでしょう。

オフィスアワーの時間帯や訪問場所については、学生ポータルサイトにて、専任教員メールアドレスを記載したオフィスアワーの情報を提供いたします。

休 講

大学行事や担当教員の出張等の理由により、特定の授業が休講となる場合があります。

●大学行事等による休講●

「学年暦及び行事予定表」(P.2～3)には、入学試験や青垣祭などのために全日休講となる日が掲載されています。これら事前に予定されている休講日については、あらためて学生ポータルサイトや電子掲示板による連絡は行わないことになっています。

●授業開始時刻から25分経過しても先生が来ない場合●

学生支援センター 教務担当で確認し、30分以上経過した時点で休講となります。

●休講の連絡●

担当教員の学会出張や急病などにより特定の授業が臨時休講となる場合は、学生ポータルサイトや電子掲示板にて連絡します。

CHECK

休講に関する電話やE-mail等での問い合わせには一切応じられません。



台風が接近している時や、公共交通機関が不通の時は、皆さんの安全確保などの見地から、面接授業が臨時休講となる場合があります。テレビ・ラジオの速報等に注意して各自で判断し、適切に行動してください。

●気象警報による休講●

午前7時現在で、奈良県北西部、京都府山城南部・山城中部、大阪府大阪市・東部大阪・南河内のいずれかに暴風警報又はなんらかの特別警報が発令中の時は面接で行う授業等は全日休講となります。(P.80「緊急時における授業の取扱内規」参照)

よく問い合わせがありますが、大雨警報や洪水警報等は該当しませんし、また、京都市内や兵庫県南部などに暴風警報が発令されたとしても休講となるわけはありません。

●交通機関の不通の場合●

近鉄電車の奈良線・京都線・橿原線のいずれかが不通のときは次のとおりとなります。(面接授業)

午前7時より前に運行を再開したとき	平常どおり授業を行う
午前7時現在不通のとき	午前中休講とする
午前10時より前に運行を再開したとき	午前中休講とし、3時限(13:00～)からは授業等を行う
午前10時現在不通のとき	全日休講とする

※定期試験期間中に上記の措置が適用された場合、当該試験は延期し実施します。延期された試験については掲示にて連絡します。なお、災害発生等により一部の交通機関が不通等で試験が受けられなかった場合は、自宅からの通学経路と遅延証明書等を学生支援センター 教務担当へ提出し、指示を受けてください。

CHECK

全日休講対象となるのは、『暴風警報』又はなんらかの『特別警報』だけです。

熟読



圖書館編



利用時間

開館時間 平 日……9：00～19：00
 土曜日……9：00～17：00
 休 館 日 日曜日、国民の祝日、法人創立記念日
 その他館長の指定する日

※臨時休館や開館時間変更の場合は、図書館ホームページ
 (<https://library.nara-u.ac.jp/drupal/>)で案内いたします。

館内利用諸注意

- ◆入館時に学生証の提示をお願いします。
- ◆鞆などの荷物は持ったまま入館できますが、大きな荷物で他の利用者の迷惑になりそうな場合は、入口右手のロッカーをご利用ください。カウンターで利用申込していただけます。図書館利用目的以外でのロッカー使用はできません。また、荷物を放置したままの館外退出（一時退出を含む）は禁止します。
- ◆資料は大切に扱ってください。利用後は元の書架の正しい位置に戻してください。
- ◆貸出、返却はカウンターで手続きを済ませてください。無断持出しは、厳禁です。
- ◆館内では静粛をお願いします。
- ◆館内での飲食について
 飴・ガムなどを含め館内で食べることは食べこぼしによる害虫の発生や設備の汚損等の理由から禁止です。
 ペットボトルや水筒などの密閉できる容器に入った飲み物に限り、持ち込みができます。
- ◆館内では携帯電話をマナーモードに設定してください。着信があった場合は、館外で通話してください。
- ◆館内の機器類（OPAC、コピー機等）は、すべてUSBメモリの使用はできません。

蔵書数

所蔵図書数 約 60万冊（うち開架図書約56万冊）

和 図 書 約 50万冊
 洋 図 書 約 5万冊
 中国図書 約 5万冊

所蔵雑誌数 約 7,000タイトル

和 雑 誌 約 6,000タイトル
 洋 雑 誌 約 600タイトル
 中国雑誌 約 400タイトル

*蔵書には、日本考古学協会より受贈の発掘調査報告書や奈良関係資料、マイクロ資料、AV資料などもあります。また、本学で教鞭をとられた先生方の旧蔵書の寄贈を受け、小野川文庫（東洋史関係）、藤岡文庫（地理学関係）、水野文庫（遺跡発掘調査報告書関係）、毛利文庫（仏教美術関係）等として保存しています。

資料配置

一般の図書や参考図書など、ほとんどの資料は、大きく和図書、洋図書、中国図書に分け、それぞれの区分の範囲内で日本十進分類法（略称NDC）に基づいた分類記号順に並べています。（各棚ごとに、左から右へ、上段から下段へという順序になっています。）

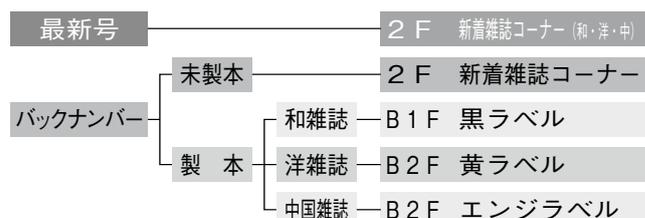
◎資料配架場所一覧表◎

※他の資料はカウンターでお尋ねください。

資料種別	背ラベル種別	配架場所	
和 図 書	一 般 図 書	3段黒ラベル 1 F・B 2 F	
	参 考 図 書	3段赤ラベル	2 F
		3段赤ラベル+赤テープ	2 F
		3段赤ラベル+緑テープ	2 F
	教 養 文 庫	3段黒ラベル	南館 1 F
	調 査 報 告 書	3段黒ラベル	南館 1 F
洋 図 書	調 査 報 告 書 (水野文庫)	1段紺ラベル	3 F
	製 本 雑 誌	1段黒ラベル	B 1 F
	一 般 図 書	3段黒ラベル	B 2 F
中 国 図 書	参 考 図 書	3段赤ラベル	B 2 F
	製 本 雑 誌	1段黄ラベル	B 2 F
	一 般 図 書	3段黒ラベル	B 2 F
指 定 図 書	参 考 図 書	3段赤ラベル	B 2 F
	製 本 雑 誌	1段エンジラベル	B 2 F
	調 査 報 告 書 (中国)	3段黒ラベル	B 2 F
調 査 報 告 書 (韓国)	3段黒ラベル	B 2 F	
指 定 図 書	3段黒ラベル+教員名グリーンシール	北館 1 F	
奈 良 関 係 資 料 (一 般)	3段黒ラベル+オレンジテープ もしくは3段オレンジラベル	南館 1 F	
奈 良 関 係 資 料 (市町村史・大型図版・地図)	3段黒ラベル+オレンジテープ2本もしくは 3段オレンジラベル+オレンジテープ	展示ホール	
地 図 ・ 絵 図 (1枚もの)	3段紺ラベル	閉架資料室	
視 聴 覚 資 料 (コンピュータ資料含)	3段紺ラベル	閉架資料室	
日 本 考 古 学 協 会 資 料	3段紺ラベル	1 F 集密	

※資料移動により、配架場所が変更になる場合があります。館内掲示でお確かめください。

◎雑 誌◎



◎新 聞◎

朝日・読売・毎日・日経・産経・奈良・その他

資料の探し方

◎方法1 直接書架で探す◎

詳しい配架場所については館内マップで確認してください。

◎方法2 蔵書検索OPACで探す◎

所蔵資料は図書館HP内のOPACで検索することができます。

図書館内の検索用PCや自宅のPC、スマートフォンからも利用可能です。

簡単な通常検索や、タイトルや著者名から詳細検索、カテゴリ検索もできます。

(URL:<https://library.nara-u.ac.jp/drupal/>)

操作方法などがわからない場合は、カウンターでお尋ねください。

館外貸出

◎貸出手続き◎

貸出には学生証が必要です。貸出したい資料と学生証をカウンターにお持ちください。



図書館バーコード

◎貸出冊数・期間◎

●学部学生

資料	日数	冊数
一般図書	2週間	あわせて10冊まで
製本雑誌	3日間	(製本雑誌・指定図書はそれぞれ)
指定図書	3日間	のうち3冊まで)

●大学院生

資料	日数	冊数
一般図書	4週間	あわせて20冊まで
製本雑誌	1週間	(製本雑誌・指定図書はそれぞれ)
指定図書	1週間	のうち3冊まで)

●貸出制限…辞書・辞典、マイクロフィルム等貸出できない資料もあります。詳細はカウンターに問い合わせてください。

●貸出期間延長…貸出期間中に読みきれない場合は延長の手続きをしてください。1回に限り継続して借りることができます。ただし、製本雑誌、指定図書は延長できません。

●予約…貸出中の資料が必要な場合は、予約することができます。

●延滞…延滞日数分の貸出停止となります。返却期限を過ぎると督促電話連絡や督促状の発送をさせていただきます。他の利用者の迷惑となりますので、返

却期限には注意してください。

●購入希望図書…読みたい本が図書館にないときは、「購入希望図書申込書」に所定事項を記入してカウンターに提出してください。図書館で必要な資料と判断した場合、購入します。

●借用中の資料確認・貸出延長●

- ①マイライブラリにログインします。
- ②借用中の資料の[図書館から借りている資料]をクリックします。
- ③借りている資料の一覧が表示されます。

延長できない場合

返却予定日を過ぎていて資料がある場合、借りている資料を他の利用者が予約している場合は延長できません。延滞している資料は早急にご返却ください。

貸出延長

借りている資料一覧のうち延長したい資料の[延長する]ボタンをクリックします。1回のみ貸出延長が行えます。

●時間外返却受付●

閉館時にご利用いただく返却ポストを、図書館入口自動ドア横に設置しています。

貴重書や劣化の激しい図書は専用の貸出袋に入れて貸出しますので、必ず袋のままカウンターにお持ちください。

なお、延長ご希望や延滞確認される場合は、開館時間内にカウンターに貸出図書をお持ちください。

各種サービス

◎レファレンス・サービス◎

レファレンス・サービスとは、図書館利用者の学習・研究・調査を目的としたさまざまな質問や相談を受け、情報そのものまたはそのために必要な資料を検索、提供、または回答することにより、調査・研究を支援するサービスです。レポートの作成、卒業論文の執筆等、ぜひご利用ください。

◎資料の複写◎

受付時間 9:00～閉館20分前まで

料金

利用種別	料金	利用について
コイン式	白黒1枚	5円
	カラー1枚	30円
リーダープリンタ	1枚あたり	40円
		現金払い
		カウンターにお問合せください

- 図書館所蔵の資料は複写することができます。ただし、著作権法による制限があります。複写する場合は、必ず事前に「複写申込書」にご記入ください。
※図書館所蔵の資料以外の複写利用はご遠慮ください。(プリント、ノート類等)
- リーダープリンタでマイクロフィルム資料を拡大して閲覧、または複写することが可能です。ご利用方法についてはカウンターにてお尋ねください。

◎グループ学習エリア◎

図書館北館3階にグループ学習エリアを設けています。エリアでは、ディスカッションやプレゼンテーションの練習ができます。セミナールームにはホワイトボードやプロジェクターもあり、グループワークに活用できます。セミナールームの使用には、予約が必要です。詳細はカウンターでお尋ねください。

◎データベース◎

以下のデータベースを活用して、さまざまな情報検索ができます。ご利用方法はカウンターでお尋ねください。

- ・「CiNii」：国立情報学研究所が提供する学術論文や図書・雑誌などの学術情報データベースです。
- ・「magazineplus」：学術雑誌論文および一般誌の記事について、その書誌情報を検索できます。奈良大学図書館が掲載誌を所蔵していればリンクが表示されます。
- ・「JapanKnowledge」：多数の辞典、百科事典や叢書類を横断検索できる国内最大級のデータベースです。
『国史大辞典』、『群書類従』等も検索・閲覧ができます。
- ・「朝日新聞クロスサーチ」：明治12（1879）年の創刊から現在までの朝日新聞の記事・広告が検索できます。雑誌「Aera」等の記事も収録されています。
- ・「都道府県統計書データベース」：明治初年から昭和47年までの各都道府県の統計書が表単位で検索できるデータベースです。近畿エリアは閲覧も可能です。
- ・「東洋経済デジタルコンテンツライブラリー」：『就職四季報』をはじめとした東洋経済新報社の主要26タイトルを提供。効果的な企業研究に活用できるデータベースです。
- ・「ざっさくプラス」：明治時代から現代までに刊行された全国誌から地方誌までの雑誌記事がシームレスで検索できます。
- ・「日本文学 web図書館」：和歌・俳諧、平安文学、辞典の横断検索ができる日本古典文学総合データベースです。

- ・「官報情報検索サービス」：直近90日間は無料で公開される官報ですが過去の号も含め、検索・閲覧できます。

◎AVコーナー◎

AVコーナーでは各種AV（視聴覚）資料の視聴ができます。ご利用方法はカウンターでお尋ねください。

他館利用案内

利用したい資料が当館にない場合は、その資料の所蔵館を探して、次のような方法で利用することもできます。

申込の調整や先方からの配送に日数が必要のため、早めにご相談ください。

◎文献複写◎

「他館文献複写申込書」に必要事項を記入してカウンターに提出してください。複写物の複写料金・送料は依頼者本人の負担となります。なお、複写は著作権法で認められる範囲に限られます。

◎資料借用◎

「他館資料借用申込書」に必要事項を記入のうえカウンターに提出してください。借用に要した送料は依頼者本人の負担となります。なお、借用資料の利用は館内閲覧に限られますので、ご注意ください。

◎閲覧◎

「他館閲覧申込書」に必要事項を記入してカウンターに提出してください。共通閲覧証協定加盟館である場合は「共通閲覧証」で利用できるシステムもありますので、カウンターで相談してください。それ以外の大学等研究機関を利用する場合は原則的に「紹介状」が必要です。

◎国立国会図書館（NDL）図書館向けデジタル化資料送信サービス◎

NDLのデジタル化資料を閲覧・複写できます。対象の資料はNDLサーチやデジタルコレクションHPより検索可能です。

複写料金など詳細は、カウンターでお尋ねください。

情報処理センター編



◎情報処理センター利用をはじめる前に◎

- 情報処理センターは大学の共同利用施設であり、また公共の場であることや、教育・研究のための利用に限定されていることをよく理解した上で、ネチケットや学内および国内外の関係諸規則に則った利用をしてください。
- 情報処理センターのコンピュータを利用するときはユーザー IDおよびパスワードが必要です。ユーザー IDは学生証に記載しています。
- 授業で情報処理センター実習室を利用する場合は、情報処理センター利用の手続きは必要ありません。担当教員の指導に従ってください。
- 自習利用する場合は、情報処理センターから指定された実習室にて、情報処理センタースタッフの指示に従ってください。パソコン操作に関する質問がありましたら相談をしてください。(持ち込みPCに関して、学内システムに関係しない問い合わせはお受けできません。)
- 館内での飲食および携帯電話の使用は禁止です。ただし、フタのついた水筒・ペットボトルについては持ち込みを許可します。

CHECK

ネチケット（ネットワーク・エチケット）

インターネット等のネットワークを利用する人が守るべき倫理的な基準。電子メールやメーリングリスト、電子掲示板、チャットなどを利用する際に守るべき最低限のルールのこと。特定人物の中傷や差別的な用語を用いないなどの一般社会でも通用する常識的なエチケットのほか、チェーンメールの禁止や大容量メール配信の禁止、文字コードの制限など、ネットワーク特有のものを含めたものです。本学のネットワークは、教育・研究用に利用されるため、自宅で個人利用する時よりも、ネチケットには注意する必要があります。

情報処理センター利用時間

情報処理センター事務室

電話番号 0742 (41) 9509 (直通)

e-mail center@aogaki.nara-u.ac.jp

URL <https://www.nara-u.ac.jp/facilities/ipc/>

◎窓口取扱時間◎

- ◆平日…8:30～16:50
- ◆土曜日…8:30～12:30

※ただし、夏期休業期間中の土曜日は、休館のためお取り扱いできません。

◎自習利用時間（コンピュータの利用）◎

	平日	土曜日
授業・補講	8:40～18:00	8:40～12:10
集中講義・オリエンテーション・休業期間の指定日	9:00～16:30	9:00～12:10
通信教育部スクーリング期間の土・日・祝日	9:30～16:30	

- スクーリング期間外の日曜日・祝日および情報処理センター休館日は利用できません。
- 自習利用する際は学生証の提示が必要です。自習利用の受付は実習室入口で行っています。
- 情報処理センター利用時間の月間予定は、ホームページや情報処理センター前の掲示板にてお知らせします。
- 利用時間を学校行事等により変更する場合は、情報処理センター前の掲示板にてお知らせします。また、授業や講座等のために自習利用を停止することもありますのでご注意ください。

◎休館日（通信教育部スクーリング期間を除く）◎

- ◆日曜日
- ◆国民の祝日（祝日の平常授業は除く）
- ◆法人創立記念日（4月28日）
- ◆お盆休み（8月13日～18日）
- ◆年末年始（12月29日～翌年1月5日）
- ◆夏、冬、春期休業期間中の一定期間
- ◆必要に応じて利用時間の延長・短縮を行うことがあります。また、やむを得ない事情により利用を休止することがありますので、ご了承願います。具体的な日時は情報処理センター前の掲示板にてお知らせします。

利用手続き

◎ユーザー IDとパスワード◎

(user identification) (password)



あなたのユーザーIDです。

ユーザー IDは、パソコン利用者を識別するために個々のユーザーに割り当てる名前であり、セキュリティの目的で利用者を特定するための記号・名前でもあります。

パスワードは不正利用を防ぐために、本人にしかわからない文字列で適宜変更可能になっています。ユーザー IDとパスワードが揃って、初めてコンピュータにログオンできるようになっています。

本学では学内システム（情報教育システム、ポータルサイト、図書館マイライブラリなど）を利用するために、入学時に学籍番号とアルファベットの組み合わせで構成されたユーザー IDを発行します。個人のユーザー IDは、学生証に記載されています。ユーザー IDやパスワードがわからないと学内システムの利用ができませんので注意してください。

また、ユーザー ID、パスワードを入力する際には、大文字と小文字、全角と半角に注意してください。

ポータルサイトなど大学のシステムへのログインパスワードを忘れた場合は、ポータルサイトのトップページ（ログイン画面）より、学生自身でパスワードの変更が可能です。ただし、メールのパスワードを忘れた場合は、速やかに情報処理センターへご相談ください。大学のシステムへのログインパスワードを忘れた場合は、学内のすべてのシステムを利用できませんので注意してください。（パスワードの設定ルールは、下記の「CHECK」を確認してください）

CHECK

パスワードについて

ユーザーIDは決められた英数字の組み合わせのため変更することはできませんが、パスワードは自分で変更できます。パスワードは非常に重要なものであり、銀行等のキャッシュカードの暗証番号に相当します。

他人に悪用されない様にするため、大学から配布している初期パスワードは変更してください。変更するパスワードは、「英大文字、英小文字、数字」の組み合わせで10桁以上で設定してください。また、パスワードの使い回しはしない様にしましょう。（変更したパスワードは忘れないように、適切に保管してください）

*自分が忘れない為に、名前や誕生日、電話番号など、安易なパスワードを設定してしまうと、他人にも容易に推測される恐れがあるので避けてください。

◎実習室および自習室利用について◎

情報処理センターのパソコンを授業および自習で利用することができます。また、個人のデータはZドライブ内に1GBまで保存が可能です。

なお、学生・院生が論文で大量のデータを保存する場合は、「奈良大学情報処理センターディスク容量拡張

申請書」を提出することによりさらに500MB分を拡張することが可能ですが、この場合、指導教員の承認印が必要となります。容量拡張の設定は、申請書提出の1週間後（1週間後が休館日の場合は、その次の開館日）から反映されます。詳しくは情報処理センター事務室で相談してください。

なお、頻繁に利用しないファイルやデータはUSBメモリ等を各自で用意して移動させ、不要なファイルはその都度削除するなど、割り当てられている資源を有効に利用することを心がけてください。

◎インターネットの利用◎

利用に際しては「学校法人奈良大学ネットワーク利用に関する規則」や「学校法人奈良大学情報倫理規程」等の関連諸規則に基づいた利用を心がけるのは勿論のこと、国内法や国際法にも抵触しないよう注意して利用するようにしてください。不正利用が発覚した場合は改善勧告または関連情報を削除し利用停止等教育的処置をとることがありますので十分注意してください。

◎電子メールの利用◎

学生および院生には授業や研究利用・支援のため、入学時にメールアドレス（ユーザID@tbox.nara-u.ac.jp）を付与しています。

◎大学内でのWi-Fi接続方法◎

●学生用無線LAN接続について

学内各所にWi-Fiが利用できるアクセスポイントを設置しています。Wi-Fi接続方法については、下記手順で接続してください。

※下記手順は「学生」専用で、本学の学生以外は接続できません。

①「無線認証」（一回目）

- ・PCの場合、無線LAN (Wi-Fi) アイコンを開き、SSID「**nu-student**」を選択します。
- ・iPhone、Android端末の場合、[Wi-Fi] 設定画面に表示された、「**nu-student**」を選択します。「ネットワークセキュリティキー」については、学内各所に掲示されている「**ネットワークセキュリティキー**」を入力してください。

②「Web認証」（ユーザ認証ポータル）（二回目）

ブラウザで「ユーザ認証ポータル」ページに接

続し、表示された画面でユーザー IDとパスワードを入力します。

- ・ [ユーザ認証ポータル] <http://auth.nara-u.ac.jp>
- ・ [User] 学生証左下のユーザー ID
- ・ [Password] ポータルサイトのパスワードと同じ

- F 福利厚生棟
- G 体育館
- H 課外活動センター
- I 情報処理センター
- J 総合研究棟
- L 通信教育部棟・博物館
- M 令和館

●「Web認証」画面（ユーザ認証ポータルページ）

※半角英数字で入力して下さい。
ポータルサイトのPWと同じ
学生証左下のユーザID

◎ユーザIDの有効期間について◎

卒業や科目等履修・聴講等の修了に伴い、利用資格を失った段階で、実習室の端末に保存されているすべてのファイルやメールアドレス等は削除されますので、必ずその日までに必要なファイルやデータを各自で用意したUSBメモリー等に保存してください。

◎利用者ガイド◎

●スタートアップガイド

情報処理センター電算実習室についての情報が網羅されていますので確認の上、情報処理センターを有効に活用してください。(<https://www.nara-u.ac.jp/facilities/ipc/pdf/2026guide.pdf>)

●情報処理センターホームページ (<https://www.nara-u.ac.jp/facilities/ipc/>) に情報を掲載しています。

◎学内でWi-Fiの利用可能な場所◎

学内のほぼ全域でWi-Fiが利用できます。

- A 本部棟
- B 実験・実習棟
- B 社会学部研究棟
- C 教室棟
- D 図書館
- E 講堂

キャリアセンター編



キャリアセンターって？

キャリアセンターは、みなさんの希望する進路就職を支援するセクションです。具体的には以下のようなことを行っています。

I. 進路に関すること

進路相談…学科担当制により個人の希望や疑問、進路に関する悩みに応じた相談を中心に支援を行っています。キャリアセンターの利用は自由です。1年生の方でも不安、疑問、相談があればどんどん利用してください。

II. 資格に関すること

資格取得のための講座を多数開講しています。興味のある資格や分からないことがあればキャリアセンターまでお越しください。

III. キャリア形成支援について

1年を通してキャリア形成のためのガイダンスを実施しています。大学生活に関する説明会や就職活動の説明会、業界の説明会、ビジネスマナーに関する説明会まで多岐にわたって支援を行っています。

IV. 企業との連携

①企業訪問…内定をいただいた企業や卒業生が在職する企業への訪問（採用の御礼、依頼など）を行っています。

②地元就職支援…各都道府県と連携し、地域企業との交流・情報収集により地元志望学生の就職を支援しています。

③学内企業説明会…企業への就職を希望する学生を対象に、本学懇意企業による学内企業説明会を実施しています。

以上がキャリアセンターの主な業務内容です。詳しくは、以下に記載しています。窓口取り扱い時間を有効に活用してください。

◎窓口取り扱い時間◎

- ◆月～金曜日…8:30～16:50 ◆土曜日…8:30～12:30
- ◆直通電話…0742-41-9506 ◆FAX…0742-49-1199
- ◆E-mail…career@aogaki.nara-u.ac.jp

◎キャリアガイダンス・講座等の連絡◎

キャリアガイダンス、各種資格取得講座等の行事関係については、後で紹介します「求人検索 NAVI」で登録したメールや学生ポータルサイト及びキャリ

アセンター掲示板（キャリアセンターカウンター横・学生食堂入口の右側・学生ラウンジ南側外路）にて連絡します。大学に来た際には、必ず内容を確認してください。

キャリアセンターの活用いろいろ

◎進路について何か相談がある時は？◎

A棟2階のキャリアセンターに来て、スタッフに気軽に声を掛けてください。スタッフは常に、どんな相談にも乗りますので来室を待っております。気兼ねなく楽な気持ちで来てください。

◎企業について知りたい時は？◎

大学に来た求人情報などを知りたい時のために、奈良大学進路支援システム「求人検索NAVI」があります。日本各地の企業からいただいた求人情報がWEBを利用して検索することができます。卒業生が在籍しているかどうか調べることもできます。

◎公務員採用試験について知りたい時は？◎

キャリアセンターには毎年各省庁や地方公共団体からの募集案内が送られて来ます。募集案内を閲覧することにより、採用試験の時期、出題傾向等の確認ができます。

また、公務員採用試験対策用の問題集や書籍もあり、国家公務員を目指す方は勿論のこと、地方公務員を目指す方も、早くから対策することができます。

◎教員採用試験について知りたい時は？◎

教員採用試験についても、各都道府県からの募集案内と各種問題集があります。

毎月発行の「教職課程」という雑誌も揃えていますので、教職を目指す方は、キャリアセンターに来て出願先の検討や試験勉強の参考にしてください。

◎学芸員・文化財専門職について知りたい時は？◎

各地の自治体教育委員会や公益財団法人からの募集案内があります。ただし、文化財関係の募集は不定期です。つねに募集案内が来ているかどうか確認する必要があります。また、文化財学科の掲示板にも掲示しますので大学に来た時には、まめにチェックし、情報収集することをおすすめします。

◎大学の試験と就職試験が重なった時は？◎

就職活動中に大学の試験と就職試験が重なった場合、入社試験出席証明書（企業側が発行する証明書）を当該科目試験終了日から当日を含め4日以内に学生支援センター（教務担当）へ提出し追試験の申請をしてください。詳細については、必ず事前にキャリアセンターで確認してください。

◎登録カードが未提出の場合は？◎

3年生になると「登録カード」を配布します。登録カードに必要な事項を記入し、必ずキャリアセンターにて就職・進学活動の登録を行ってください。カードが未提出の場合は、就職・進学の意思がないものとして就職の斡旋ができませんので十分注意してください。

◎進路が決定した場合は？◎

進路が決定した場合（企業・公務員・教員・進学のいずれの場合も）には、必ずキャリアセンターに報告してください。その際には「求人検索NAVI」上でも必ず“進路報告登録”を行ってください。

◎健康診断書の発行は？◎

就職活動において、応募書類として健康診断書の提出が求められます。学内で実施される健康診断は必ず受診してください。証明書の発行は1通につき200円と学外での診断書発行と比べ大変経済的です。なお、受診前には規則正しい生活を心がけ、尿検査等で再検査を受けることのないよう注意してください。

就職に対しての心構え

◎「挨拶」の重要性◎

「挨拶」の力を甘く考えてはいけません。

就職試験において、挨拶ができるかできないかは、人前で自信をもって話をするができるかどうかの重要なポイントです。そのためにも日頃から学内や家庭等で挨拶や会話をすることを心がけましょう。特に年上の方と話をする機会を多くもち、様々なことを考える習慣を身に付けましょう。学生の中には、「挨拶なんて面接の時になったらいつでもできる」と言われる方がいますが、普段していないことを面接というプレッシャーの中でできる人はそう多くありません。

就職試験では、あたりまえのことをあたりまえに行う。しかしそこには、「どんな状況の中でも」という

条件がつかます。これからの世の中では、刻々と変化する環境にどう適応するか、適応できるかということがカギとなってきます。

簡単なことですが、普段からの生活習慣がいかに大切かを考え、実行してください。そこから全ての扉が開かれます。

ある優良企業の人事部長が、採用した新人を紹介する時に、「今年の新人は、非常に良い挨拶ができます」と言われたことが実際にあります。この実例、皆さんはどう感じるでしょうか？まさに「挨拶の力を侮ることなかれ」です。

◎企業が求める人物像◎

企業が求める人物像は、4年間の学生生活の中で、何かに目標を持って打ち込んだ経験のある学生です。就職活動の際、履歴書やエントリーシートにもクラブ・サークル・研究・ボランティア活動・趣味・特技・大学生活で得たもの等の記入欄が必ずあります。何もしてこなかった学生はこの欄が空白になり、記入の際非常に困ることになります。自分の経験値を増やす意味でも積極的な学生生活を送ることが、非常に大切です。

●社会が求める人材は？●

- ①成長の可能性がある「伸びしろ」を感じさせる人。
- ②チャレンジ精神旺盛な人。
- ③好奇心、探究心の強い人。
- ④自分で問題点を見つけ、解決できる人。
- ⑤常に自らを高め、向上心をもって、どんな変化にも対応できる人。

●就職とは何か？●

- ①「自己実現」をはかる。
- ②一人の人間として精神的・経済的に自立する。
- ③「社会貢献」、豊かで平和な社会の建設に貢献する。
- ④できないことができるようになる。キャリアアップをはかる。

求人検索NAVI

本学では、進路支援システムとして「求人検索NAVI」を活用しています。

求人検索NAVIには約3万社の企業情報や、奈良大学に寄せられた1万件以上の求人票が掲載されています。一般の就職情報サイトには掲載されていない企業の情報がたくさんあり、自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスすることも可能です。

ガイダンスなどの予約も求人検索NAVIで行いますので、普段からアクセスするようにしてください。

◎ログイン方法◎

右のQRコードまたは以下のURLからアクセスしてください。

<https://www2.kyujin-NAVI.com/GAKUGAI/>



下図のログイン画面が表示されますので、ユーザー名、学籍番号、パスワードを入れてログインしてください。

ユーザー名：narauniv

学籍番号：6ケタの半角英数字

パスワード：初期パスワードはあなたの誕生日（西暦で8ケタ 例えば20070721）です。初回ログイン後にパスワードの変更を求められますので、変更後、そのパスワードを忘れないように、メモしておいてください。忘れてしまったらキャリアセンターに来てください。

奈良大学のホームページの「就職・資格／キャリアサポート」あるいは、求人検索NAVIにログインした最初のページにある「トピックス」から、求人検索NAVIの操作マニュアルをダウンロードすることができます。

学 費

◎納入期日◎

- ◆前期分……4月末日
- ◆後期分……10月末日

◎納入手続き◎

(1) 学費納入用紙到着

- 1年次生については9月上旬に学費納入用紙（後期分）を送付します。
- 2年次生以上については4月10日前後に学費納入用紙（全期・前期・後期分）を送付します。
1年に1回しか送付しませんので注意してください。
- 保証人住所を変更したときは必ず学生支援センター学生担当に届けてください。
- 学費納入用紙を紛失または届かなかったときは、総務課（TEL 0742-41-9501（直通））まで連絡してください。

(2) 学費納入（銀行振込）

- 学費は金融機関からの振込を原則とします。
平成28年10月より、法令の改正に伴い、大学（大学院含む）の授業料等の振込の際は10万円を超える場合であっても本人確認書類の提示は不要となりました。
- 全国どこの金融機関からでも振り込むことができます。
- ゆうちょ銀行では本学指定の振込用紙が利用できません。
- 南都銀行本支店にて本学指定の振込用紙を利用すれば振込手数料は不要です。
- 金融機関の窓口で手渡された学費領収証が正式な領収証となります。
- 学費領収証の再発行はしていません。

CHECK

学費納入用紙の送付は年1回です。
(1年次生は9月上旬(後期分)、2年次生以上は4月10日前後(全期・前期・後期分)です)



◎学費延分納◎

学費の納入が遅れるときは、学生支援センター学生担当に「学費延分納願」を提出することにより延納・分納の許可を受けることができます。

延納・分納の許可を受けることにより、学費前期分は8月31日まで、学費後期分は2月28日まで延納・分納が認められます。ただし、この期日を過ぎると除

籍になりますので早めに納入してください。

分納による学費納入の場合は、3回の分割納入が可能となります。詳しくは学生支援センター 学生担当(TEL 0742-41-9505（直通））まで問い合わせてください。

奈良大学学則・諸規則→「学費延分納内規」参照

◎学費減免制度◎

在学中（3・4年次生対象）に学費負担者の死亡などの事由により、学費の納入が著しく困難になった者に対して学費を減免し、学業の継続を援助することを目的としています。詳しくは学生支援センター 学生担当まで問い合わせてください。

奈良大学学則・諸規則→「奈良大学学費減免取扱規則」参照

◎休学中の学費◎

休学中の学費は、在籍料として施設設備費の半額相当額を納入していただきます。

ただし、前期については5月31日、後期については11月30日までに願い出なければ、その学期の学費〔授業料・施設設備費・実験実習費（実験実習費については該当学科のみ）〕を全額納入しなければなりません。

奈良大学学則・諸規則→「学生生活に関する規則」参照

◎退学時の学費◎

退学が認められるのは、属する学期の学費を納入している場合です。当該学期の学費が納入されていないと退学ではなく除籍となります。

ただし、前期については5月31日、後期については11月30日までに願い出があれば、学費を納入していなくても退学が認められます。

奈良大学学則・諸規則→「学生生活に関する規則」参照

◎学費未納による除籍◎

学費を正当な理由がなく指定の期日までに納入しない場合は、前期については6月30日付、後期については12月31日付をもって除籍となります。

また、学費の延分納手続き者でその期間中に学費を完納できなかった者も、前期については、8月31日付、後期については、2月28日付をもって除籍となります。

除籍となった場合は、当該学期の単位は認定されません。

奈良大学学則・諸規則→「学生生活に関する規則」参照

◎除籍からの復籍◎

学費未納により除籍になった者で、あらためて復籍を希望する場合は、保証人連署の上、復籍願に復籍手数料10,000円を添えて学生支援センター 学生担当に提出し、許可を受けなければなりません。

この場合、除籍日が6月30日の者は、7月1日から7月15日まで、12月31日の者は、1月7日から1月20日までの間に復籍願を提出する必要があります。

また、復籍を許可された場合は、指定の期日までに未納の学費を納めなければなりません。期日までに納入されない場合、復籍は取り消され、以後の復籍は認められません。復籍の日は、除籍日の翌日となります。

上記の期間内に復籍手続きができなかった者、又は、学費延分納手続きをして除籍となった者で、その後に復籍を希望する場合は、除籍後1年以内に限り、保証人連署の上、復籍願に復籍手数料10,000円を添えて学生支援センター 学生担当に願い出ることができます。

この場合、復籍を許可された者は、許可された年度の1年次生の入学金の半額を納めなくてはなりません。指定の期日までに納めなければ復籍を取り消し、以後の復籍は認められません。詳しくは学生支援センター 学生担当まで問い合わせてください。

→「奈良大学学則」「学生生活に関する規則」参照

◎退学からの再入学◎

退学した後、再び復学を希望される場合は、再入学の手続きが必要になります。再入学を志願できる学科は退学した学科と同じ学科で、志願期間は退学後2年以内に限られます。詳しくは学生支援センター 学生担当まで問い合わせてください。

→「奈良大学学則」「学生生活に関する規則」参照

◎大学院生◎

大学院生については、学費の納入期日は学部と同じですが、金額や取扱いについて学部と異なる場合があります。詳しくは学生支援センター 学生担当まで問い合わせてください。

→「奈良大学大学院学則」参照

学費一覧（大学）

◎学則第38条関係◎

◆文学部 国文学科、史学科

区分	授業料	施設設備費	計
前期	410,000円	100,000円	510,000円
後期	410,000円	100,000円	510,000円

納入時期

新入学生…前期分または前・後期一括分は、所定の入学手続時（入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時）まで。後期分は10月31日まで。
在学生……前期分または前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。

◆文学部 地理学科、文化財学科

区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計
前期	410,000円	100,000円	30,000円	540,000円
後期	410,000円	100,000円	—	510,000円

納入時期

新入学生…前期分または前・後期一括分は、所定の入学手続時（入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時）まで。後期分は10月31日まで。
在学生……前期分または前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。

※4年次を越えて在学する者については、実験実習費を徴収しません。

◆社会学部 心理学科、総合社会学科

区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計
前期	410,000円	100,000円	30,000円	540,000円
後期	410,000円	100,000円	—	510,000円

納入時期

新入学生…前期分または前・後期一括分は、所定の入学手続時（入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時）まで。後期分は10月31日まで。
在学生……前期分または前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。

※4年次を越えて在学する者については、実験実習費を徴収しません。

学費一覧（大学院）

◎大学院学則第30条関係◎

◆文学研究科 国文学専攻 修士課程

区分	授業料	施設設備費	計
前期	240,000円	107,000円	347,000円
後期	240,000円	107,000円	347,000円

納入時期

新入学生…入学手続き時に前期分または1年分、10月31日までに後期分
 在学生……4月30日までに前期分または1年分、10月31日までに後期分

◆文学研究科

文化財史料学専攻 博士前期・博士後期課程

区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計
前期	240,000円	107,000円	30,000円	377,000円
後期	240,000円	107,000円	—	347,000円

※博士後期課程において、3年を超えて在学する場合は、大学院学則〔別表2〕を参照してください。

納入時期

新入学生…入学手続き時に前期分または1年分、10月31日までに後期分
 在学生……4月30日までに前期分または1年分、10月31日までに後期分

◆文学研究科 地理学専攻 修士課程

区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計
前期	240,000円	107,000円	30,000円	377,000円
後期	240,000円	107,000円	—	347,000円

納入時期

新入学生…入学手続き時に前期分または1年分、10月31日までに後期分
 在学生……4月30日までに前期分または1年分、10月31日までに後期分

◆社会学研究科 社会学専攻 修士課程

区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計
前期	240,000円	107,000円	30,000円	377,000円
後期	240,000円	107,000円	—	347,000円

納入時期

新入学生…入学手続き時に前期分または1年分、10月31日までに後期分
 在学生……4月30日までに前期分または1年分、10月31日までに後期分

備考：修士課程（博士前期課程）においては2年を超えて、博士後期課程においては3年を超えて在学する者については、実験実習費を徴収しません。

課外活動編



課外活動について

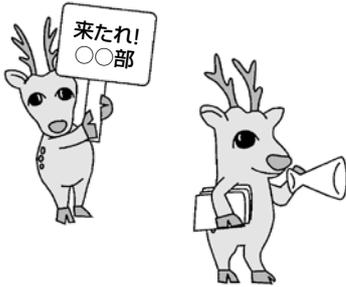
◎課外活動とは◎

教育課程にしたがって一般教育や専門教育などの授業が行われますが、学生が自主的に行う諸活動（自治会活動、クラブ活動、サークル活動等）を課外活動と呼んでいます。

●クラブ（サークル）への入部について●

◆本学では、クラブ（サークル）等課外活動は大学教育の一環であり、同時に大学生活をより有意義なものとするためのものとして考えています。また、クラブ活動を通じて社会性が養われるため、課外活動がより充実、発展することを期待しています。

◆入部については、練習日程、内容等についてよく考慮するようにしてください。もし、入部する意志がないのに執拗な勧誘があった場合は、キッパリと断ることが大切です。（執拗な勧誘をされた場合は、学生支援センター 学生担当まで申し出てください。）



事故・ケガの対処について

クラブ（サークル）活動において、事故・ケガがおこらないよう日頃から健康管理に心がけ、事故防止に十分な注意を払ってください。

◎事故（ケガ）が発生した場合の対応◎

●学内の時は●

■平日・土曜日（午前中）■

◆学生支援センター 学生担当へ連絡〔学生支援センター 学生担当から119番（救急車）手配〕

◆急を要する場合は、119番（救急車）を手配
搬送できる場合は、119番で病院を紹介してもらう

◆クラブ顧問へ連絡

■日曜・祝日・土曜（午後）■

◆警備員室へ連絡〔警備員から学生支援センター 学生担当職員へ連絡される〕

◆急を要する場合は、119番（救急車）を手配
搬送できる場合は、119番で病院を紹介してもらう

◆父母等の家族へ連絡

◆クラブ顧問へ連絡

◆翌日できるだけ早く学生支援センター 学生担当へ
詳細報告

●学外の時は（合宿・遠征中など）●

◆急を要する場合は、119番（救急車）を手配
搬送できる場合は、119番で病院を紹介してもらう

◆大学へ連絡 ☎0742-41-9505

（学生支援センター 学生担当直通）

☎0742-44-1251（代表）

→祝日・夜間は警備員室に切り替わります。

→留守番電話の場合は伝言しておくこと！

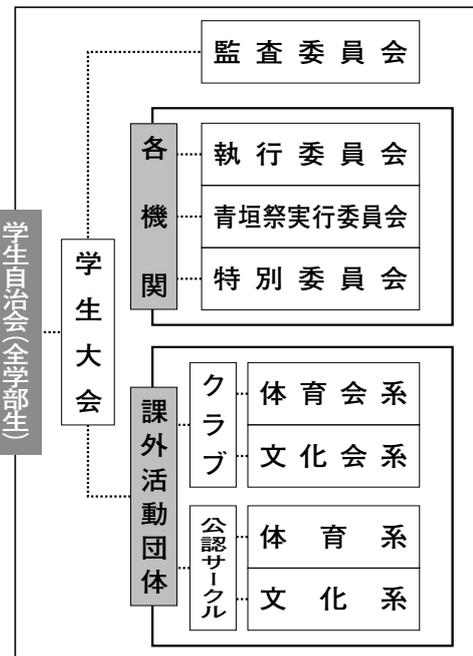
◆父母等の家族へ連絡（緊急のとき）

◆クラブ顧問へ連絡

◆翌日できるだけ早く学生支援センター 学生担当へ
詳細報告

学生自治会

◎学生自治会組織◎



奈良大学表彰について

[奈良大学学則・諸規則→奈良大学表彰規程]

本学では、学業・社会貢献・課外活動において顕著な活躍を認められた学生個人または団体に対し、表彰をしています。

◆社会貢献表彰

学内外において他の模範とするに足る社会貢献、奉仕を行い、社会的評価を得た学生個人また団体

年 度	表彰団体・個人	表 彰 理 由
平成10年度	落語研究会「古都家」	各地の催し会場や老人ホーム、病院等への「訪問寄席」を通じて地域社会に貢献
平成11年度	人形劇だいぶつ	幼稚園、小学校等からの依頼講演や他大学共通イベントを通じ地域社会に貢献
平成12年度	該当なし	
平成13年度	奈良大学地理学研究会	地域調査を行い収集したデータをもとに地域調査報告を作成、社会に貢献
平成14年度	雅楽研究会	学内外における演奏活動と伝統芸能伝承のための諸活動により社会に貢献
平成15年度	該当なし	
平成16年度	該当なし	
平成17年度	該当なし	
平成18年度	該当なし	
平成19年度	平城小学校区見守活動有志	登下校時の小学生の安全を見守り地域社会に貢献
平成20年度	該当なし	
平成21年度	奈良大学宝来講	優れた実践教育であるとともに地域社会との交流に貢献
平成22年度	ウインドオーケストラクラブ	長年に渡り学内外から数多くの依頼を受け演奏会を行い、地域の文化活動や福祉活動に大きく寄与した
平成23年度	東日本大震災奈良大学学生支援団体	東日本大震災直後から募金活動に尽力し、被災地域復興に寄与した
	津波被害被災地地固化支援グループ	東北地方太平洋沖地震により大津波が起こった際、いち早く「津波被災マップ」を作成し、被災地域復興に寄与した
	東日本大震災被災文書・図書・公文書等の保存修復グループ	東日本大震災直後から津波被害に遭った法務局公文書等大量の図書の保存修復に尽力し、被災地域復興に寄与した
平成24年度	奈良大学津軽三味線サークル	福祉施設等へのボランティア演奏活動を積極的に行った
	国際交流サークル	交換留学生との交流及び学生生活支援に貢献
平成25年度	該当なし	
平成26年度	該当なし	
平成27年度	パフォーマンスサークルミンロウ	幼稚園・地域のイベント等でのボランティア活動を積極的に行った
平成28年度	奈良大学ゴールデンZクラブ	モンゴル青少年交流プロジェクトの参加、その他ボランティア活動を積極的に行った
平成29年度	雅楽研究会	学園の行事並びに春日若宮おん祭りや国民文化祭に積極的に参加し、地域社会に貢献
	天文部	天平たなばた祭、観望会、学園祭等、学内外での活動を通して、誰でも天文学に親しめるよう積極的に活動し、地域に貢献
平成30年度	時枝稜(地理学科)	全国のハザードマップ等をスマートフォン等で簡単に表示できるシステムを開発し、広いエリアで社会に貢献
令和元年度	男子バスケットボール部	スペシャルオリンピック日本・奈良ユニファイド活動を通して、障害のあるアスリートとの継続的な交流により社会に貢献
令和2年度	該当なし	
令和3年度	該当なし	
令和4年度	該当なし	
令和5年度	該当なし	
令和6年度	奈良大学社会学部心理学科ゲートキーパー活動チームAgain	ゲートキーパーの活動は2024年度の「奈良市健康フォーラム」で選定され自殺予防に関するプレゼンテーションを行い地域社会に貢献
令和7年度	該当なし	

◆課外活動表彰

課外活動において優秀な成績を挙げ、本学の名誉を高めた学生個人または団体

年 度	表彰団体・個人	表 彰 理 由
平成10年度	該当なし	
平成11年度	阪本幸司(空手道部)	国民体育大会平成10年度(予選敗退)、平成11年度(ベスト16入り)連続出場
	硬式野球部	近畿学生野球連盟春季2部リーグ戦で優勝、1部リーグ昇格
平成12年度	軟式野球愛好会	近畿学生軟式野球連盟春季2部リーグ戦で優勝、1部リーグ昇格
平成13年度	該当なし	
平成14年度	該当なし	
平成15年度	居合道部	全日本学生居合道大会第4位
平成16年度	該当なし	
	男子バレーボール部	関西バレーボール連盟秋季3部リーグ戦で優勝、2部リーグ昇格
平成17年度	硬式野球部	近畿学生野球連盟春季2部リーグ戦で優勝、1部リーグ昇格
	居合道部	第26回全日本学生居合道大会団体戦第3位
平成18年度	放送研究会	NHK全国大学放送コンテスト音声CM部門上位入賞
平成19年度	少林寺拳法部	全日本学生大会男女初段の部最優秀賞
平成20年度	該当なし	
平成21年度	該当なし	
平成22年度	該当なし	
平成23年度	該当なし	
平成24年度	弓道部	第60回全日本学生弓道選手権大会に出場
	Re:デザインサークル	大学の広報活動や学生支援活動に大きく貢献
平成25年度	囲碁普及会「あをによし」	四地区対抗戦「全国大会」第2位
	軟式野球部	近畿学生軟式野球連盟春季2部リーグ戦で優勝、1部リーグ昇格
平成26年度	剣道部	第48回全日本女子学生剣道選手権大会に出場
	城郭研究会	機関誌「城」の長年の発行
平成27年度	青垣祭実行委員会	長年にわたり大学祭の運営を行ない、地域の方々や本学の広報活動にも大きく貢献
平成28年度	該当なし	
平成29年度	該当なし	
平成30年度	奈良大学合唱団	学外での長期に渡る継続した演奏会、プロ野球オープンセレモニーでの国歌斉唱等本学のイメージアップに貢献
令和元年度	現代短歌会	県内大学が創る奈良の未来事業公開コンペが2019年8月27日に開催され、テーマ「短歌を詠む文化の継承」で優秀賞を受賞
令和2年度	美術部	学外での作品展、後援会での保護者向け展示、宿館の常設展示、後援会冊子、新入生向け下宿紹介冊子の表紙絵を担当するなど、学内外での活動を通じ、本学のイメージアップに大きく貢献
	書道部	課外活動の成果を広く学内外で公開し、コロナ禍でもオンライン展示を行うなど新しい活動方法を模索し活発な活動を継続しており、本学課外活動の向上に貢献
令和3年度	GIS勉強会	第17回GISコミュニティフォーラム主要イベント「マップギャラリー」ストリーマップ部門「第1位」
令和4年度	写真研究会	継続的に課外活動の成果を学内外で公開し、本学における文化・芸術活動の対外的発信において重要な役割を担い、本学の名誉向上に大きく貢献
令和5年度	かるたサークル	学外団体と積極的な交流を行い、競技かるたの普及発展に寄与し、第二十九回全日本大学かるた選手権大会ではベスト8の成績を収めた。
令和6年度	方言サークル	奈良県内の方言の分布を広く示した「奈良県言語地図」を作成した業績は、新聞でも紹介され本学の広報にも貢献
	学生自治会執行委員会	学生生活の向上に尽力。近年はオープンキャンパスで来校した高校生の相談対応や「新入生交流会」の司会進行など新入生支援に大きく貢献
令和7年度	少林寺拳法部	第76回奈良県民スポーツ大会及び2025年少林寺拳法全国大会奈良県選考会にて単独演武部門優勝。

奈良大学学則・諸規則

奈良大学学則	49	奈良大学短期貸付金規程	93
奈良大学学位規程	74	学生傷害見舞金規則	94
奈良大学履修規則	75	学生に対する災害見舞金支給内規	94
文学部卒業論文に関する規則	77	奈良大学学費減免取扱規則	95
社会学部卒業論文に関する規則	78	学費等納付金返還規則	95
試験及び成績評価に関する規則	78	奈良大学図書館利用規則	96
GPA制度取り扱い要項	79	奈良大学博物館利用規則	97
緊急時における授業の取扱内規	80	学内施設、備品の学生による損傷取扱内規	97
転学部・転学科の取扱規則	81	学費延分納内規	98
文学部における転学部・転学科の取扱内規	82	奈良大学周辺の不法・迷惑駐車に対する学生の 処分手続き	98
社会学部における転学部・転学科の取扱内規	82	学校法人奈良大学ネットワーク利用に関する規則	98
奈良大学聴講生規則	83	学校法人奈良大学情報倫理規程	99
奈良大学科目等履修生規則	84	奈良大学学部生留学規程	101
学生生活に関する規則	85	奈良大学学部生留学規程施行細則	101
奈良大学におけるハラスメントの防止等に関する 規程	88	奈良大学学部生の留学期間中の学費、助成金等 に関する規程	102
奈良大学表彰規程	89	奈良大学ティーチング・アシスタント取扱規程	103
奈良大学学生懲戒規程	90	障害学生支援に関する規則	103
奈良大学奨学金規則	92		
奈良大学奨学金細則	92		
奈良大学緊急支援貸与金規程	93		

奈良大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しき強き国家有為の人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価制度)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する規程は別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

4 本学は、点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準の向上を図る。

(情報の公表)

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

(学部)

第2条 本学に文学部、社会学部及び通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する規程は、別に定める。

(学科)

第3条 文学部及び社会学部には、次の学科を置く。

(1) 文学部 国文学科・史学科・地理学科・文化財学科

(2) 社会学部 心理学科・総合社会学科

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第3条の3 文学部及び社会学部に置く学科の教育研究上の目的を、次のとおり定める。

学部名	学科名	教育研究上の目的
文学部	国文学科	古代から近現代に至る国文学・日本語を柱に、我が国固有の伝統芸能、さらには多様な現代文化について、基本的な知識を身につけることによってより幅広い視野を養い、それらの学習を通じて問題探求能力・洞察力を育成し、自ら考えて自らの言葉で語りかつ主体的に行動することが出来る人材の育成をめざす。
	史学科	古代以来、歴史や文化の舞台となった奈良・大和の地に蓄積された豊富な素材を世界史的観点から探求することを教育目標にする。歴史学を構成する日本史・東洋史・西洋史の各分野について、基礎的な知識と専門的研究方法を学ぶとともに、より広い視野からの学習能力をもつ人材の育成をめざす。

文学部	地理学科	地表空間上の自然現象や人文現象、さらにはそれらの相互関係に関する基本的な原理を学ぶとともに、新しい時代の要請をふまえ、自然・環境、都市・農村、歴史・観光、地理情報などに関する地理学的な諸問題を探求することにより、実社会での問題解決に貢献できる人材の育成をめざす。
	文化財学科	日本古代国家の中心であり、歴史遺産に恵まれた古都奈良を拠点とし、日本から世界へと広く視野を広げながら歴史や文化を学ぶ学生を養成する。具体的には、考古学・美術史・史料学・博物館学・保存科学・世界遺産学を総合した「文化財学」を習得するとともに、文化財の保護・活用に積極的に取り組む人材の育成をめざす。
社会学部	心理学科	現代の社会・文化・自然環境と人間との相互交流を基本的視座において、人間の心理・行動の解明をめざすとともに、現代社会に生きる個人々々を理解することを目的としている。社会心理学、臨床心理学を中心とした研究・教育を展開・充実させ、心理学の基礎に立脚して実践的に問題解決ができる人材の育成をめざす。
	総合社会学科	情報学、社会統計学の分野の基礎を踏まえ、社会学、文化人類学、経済学・経営学の分野への理解も深めながら、社会調査の研究・教育を学際的に行うことを目標としている。とくに実習と演習を重視した実践的な教育を行い、現代の社会を的確に把握し、より良く生きるための確かな知識と行動力と倫理を備えた人材の育成をめざす。

(卒業認定・学位授与等の方針)

第3条の4 本学は、前条の目的を踏まえて、学部及び学科において、次の各号に掲げる方針を定め、公表するものとする。なお、第2号の方針を定めるに当たっては、第1号の方針との一貫性の確保に特に意を用いるものとする。

(1) 卒業認定・学位授与の方針

(2) 教育課程編成・実施の方針

(3) 入学者受入れに関する方針

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第5条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学科名		入学定員	収容定員
文学部	国文学科	75人	300人
	史学科	135人	540人
	地理学科	75人	300人
	文化財学科	100人	400人
計		385人	1,540人
社会学部	心理学科	80人	320人
	総合社会学科	75人	300人
計		155人	620人

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
 後期 10月1日から翌年3月31日まで
 (休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 法人創立記念日(4月28日)
 - (4) 春期休業日(3月21日から4月10日まで)
 - (5) 夏期休業日(7月11日から9月10日まで)
 - (6) 冬期休業日(12月25日から翌年1月10日まで)
- 特に必要と認めるときは、学長は前各号の期日を変更し、また臨時に休業し、若しくは休業日に授業を行わせることができる。

第3章 授業科目・教育課程・履修方法及び単位算定の基準
 (教育課程の編成)

第9条 本学は、第3条の4第1号及び第2号により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。
 (授業科目及び単位数)

第10条 各授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。
 (授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は35週にわたることを原則とする。
 (授業の方法)

第12条 授業は、講義、演習、講読、実験、実習及び実技等によって行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 (単位の計算方法)

第13条 各授業科目の単位計算方法は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に並び、次の基準によるものとする。

- (1) 講義、演習及び講読については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。
 (履修の方法)

第14条 この章に定めるものの外、履修方法及び単位の算定については、別に定める履修規則によるものとする。

第4章 単位の認定、卒業の要件及び学位
 (単位の認定)

第15条 単位の認定は、試験その他本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して認定する。試験は、学期末又は学年末

にその履修した科目について筆記・口述・論文等の方法によって行う。

2 本学における授業科目及び卒業論文又は卒業研究の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とする。
 (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
 (用語の意義)

第15条の3 この学則において「教授会の議を経て」とは、教授会における審議を経ることをいい、教授会による決定を含まないものとする。
 (大学以外の教育施設等における学修)

第15条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条の2第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 (入学前の既修得単位等の認定)

第15条の5 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入る前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第46条の規定により修得した単位及び他の大学又は短期大学において同条の規定に準じた規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入る前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における学修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。
 (最低修得単位)

第16条 本学を卒業するためには、最低次の単位を修得しなければならない。
 全学部全学科

科目	単位数
基幹科目	88単位以上
外国語科目	8単位以上
健康・スポーツ科目	2単位以上
情報科目	4単位以上
キャリア科目	2単位以上
指定する他学部・他学科科目	
他大学単位互換科目	
卒業最低修得単位合計	124単位

(卒業及び学位)

第17条 本学に4年以上在学し、かつ各学部所定の単位を修得し、教授会の議を経て、学長が認定した者は、卒業とし、卒業証書を授与する。

2 本学を卒業した者に対しては、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

文学部 学士(文学)

社会学部 学士(社会学)

第5章 教員免許状

(教育職員資格の取得)

第18条 教員の免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

3 本学において取得できる免許状は、次のとおりである。

文学部

国文学科 中学校教諭一種免許状 国語

高等学校教諭一種免許状 国語

史学科 中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史

地理学科 中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史

文化財学科 中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史

社会学部

総合社会学科 中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 公民

第6章 博物館学芸員・司書及び学校図書館司書教諭資格

(博物館学芸員資格の取得)

第19条 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

3 本学において資格を取得するには、原則として文学部史学科又は文化財学科に在籍しなければならない。

(司書資格の取得)

第19条の2 司書の資格を得ようとする者は、図書館法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

(学校図書館司書教諭資格の取得)

第19条の3 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、第18条に定める科目を履修するほか、学校図書館法に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に関する科目及び単位は別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

第7章 入学・編入学・転入学・再入学・転学・休学・復学・留学・退学・除籍及び復籍

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学願)

第22条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書の提出その他必要な手続きをしなければならない。

(入学試験)

第23条 入学志願者に対しては、第3条の4第3号により定める方針に基づき、選抜試験を行う。選抜試験は高等学校卒業程度とする。

(合格通知)

第24条 選抜試験に合格した者(以下「合格者」という。)に対しては、合格通知書を送付する。

(入学手続)

第25条 合格者は、本学の定めるところにより、その期限までに、入学金もしくは入学申込金および学費を納入し、ならびに必要な書類を提出して、これらの入学手続を完了しなければならない。

2 前項の入学手続をその期限までに完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第26条 合格者は、保証人を定め、本学所定の誓約書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 保証人は、父母又はこれに代わる近親者とし、独立の生計を営み、公民権を持つ者又は本学が適当と認める者に限る。

3 保証人は、その学生にかかわる在学中の一切の事項につき、本人と連帯してその履行の責に任じなければならない。

4 保証人を変更しようとするときは、新旧保証人の連署をもって届け出るものとし、また保証人に住所、姓名等の変更があったとき、若しくは保証人としての資格を失ったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

(転入学・編入学・再入学)

第27条 次に掲げる者は、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(1) 本学の一学部を卒えた者で、同一学部の他の学科又は他の学部に入學を志願する者(転入学)

(2) 次のいずれかに該当する者で、本学に入學を志願する者(編入学)

ア 他の大学を卒業した者

イ 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を修了した者

ウ 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

エ 大学に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者

オ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(第21条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

カ 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（第21条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

- (3) 他の大学から転学を志願する者（編入学）
- (4) 本学を第34条の規定によって退学した者で、退学後2年以内に同一学科に再入学を志願する者（再入学）

（単位の認定）

第28条 前条の規定により入学を許可された者の本学入学前の履修科目及びその単位については、その一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定又は換算することができる。ただし、認定方法については別に定める。

（転学部・転学科）

第29条 本学に在学する者で、転学部又は転学科を願い出る者は、特別の事情があるときに限り、選考の上で許可することができる。ただし、転学部又は転学科の時期は、学年始めとする。

（転出学）

第30条 本学に在学する者で他の大学へ転学を志望する者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（休学）

第31条 病気その他やむを得ない事情により、引き続き3か月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、その学年間休学を願い出なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（休学の期間）

第32条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限って休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第4条の在学期間に算入しない。

（復学）

第33条 休学の理由がなくなったときは、保証人連署の上、復学を願い出て許可を受けなければならない。

（留学）

第33条の2 本学の学生が、外国の大学又は短期大学に留学を志望する場合は、学長の許可を得て授業科目を履修することができる。

2 前項の授業科目を履修した期間は、第17条に規定する在学年限に含まれるものとする。

3 留学に関するその他の規定は、別に定める。

（退学）

第34条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 病気による退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（除籍）

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第4条に定める在学年限を超える者

(2) 学費を正当な理由なく指定の期日に納入しない者

（復籍）

第35条の2 学費の滞納により除籍された者で、復籍を希望する者は正規の手続を経て許可を受けなければならない。ただし、この場合除籍後1年以内の者で、教授会の議を経て、学長が承認した者とする。

第8章 入学検定料、入学金、入学申込金及び学費 （入学検定料）

第36条 本学に入学を志願する者は、入学願書に添えて所定の入学検定料を納入しなければならない。なお、入学検定料については、奈良大学入学検定料規則に定める。

（入学金、入学申込金）

第37条 合格者は、本学の定めた期日までに入学金10万円を納入しなければならない。ただし、別に定める規則により、一定の要件に該当した者については免除することができる。

2 本学の定めた第25条の入学手続が、第1次手続及び第2次手続に分かれているときは、第1次手続において入学申込金10万円を納入するものとし、第2次手続を完了した時点でこれを入学金として取り扱う。

（学費）

第38条 学費の納入は別表2のとおりとする。

（納付金の返還）

第39条 既納の入学検定料、入学金及び入学申込金は、別に定める場合を除き返還しない。

2 入学手続完了者の既納の学費は、別に定める場合を除き返還しない。

3 在学生の既納の学費は、別に定める場合を除き返還しない。

（学費の延納）

第40条 やむを得ない事由によって学費を延納しなければならないときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

（休学中の学費）

第41条 第31条による休学者の休学中の学費については、在籍料として施設設備費の半額相当額とし、授業料並びに施設設備費及び実験実習費は徴収しない。

第9章 賞罰

（表彰）

第42条 本学の学生で、よくその本分を全うし、他の模範とするに足りる者のあるときは、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

（懲戒）

第43条 本学の学生で、本学が定める学則、その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った者があるときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒は、譴責・停学及び退学とする。

（退学処分）

第44条 前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 聴講生・科目等履修生・委託生及び外国人留学生

（聴講生）

第45条 本学の授業科目について聴講を希望する者があるときは、聴講生として許可することができる。

（科目等履修生）

第46条 本学の授業科目についてこれを履修し、単位の修得を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生がその履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は単位を与える。
(委託生)

第47条 公共団体又は民間団体より推薦により、入学を希望する者があるときは、委託生として入学を許可することができる。
(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者には、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
(細則)

第49条 本章の細則は、別に定める。

第11章 職員組織
(職員)

第50条 本学に次の職員を置く。

学長・教授・准教授・講師・助教・助手及び補助職員・事務職員・技術職員及びその他の職員
(教育研究実施組織等)

第50条の2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 本学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

3 本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

4 本学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

る。

5 本学は、教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(教授会)

第51条 本学に教授会を置く。教授会は学長・教授をもって組織する。ただし、必要に応じて准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の任務)

第52条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(用語の意義)

第52条の2 この学則において「審議」とは、議論・検討することをいい、決定権を含まないものとする。

(細則)

第53条 教授会に関する規則は、別に定める。

第12章 附属施設

(附属施設)

第54条 本学に図書館・博物館・総合研究所・情報処理センター及び臨床心理センターを置く。

2 図書館・博物館・総合研究所・情報処理センター及び臨床心理センターに関する規則は、別に定める。

(医務室)

第55条 本学に医務室を設けて職員、学生等の健康相談に応じ、保健医療に当たる。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

[別表1] (第10条関係)

1 学科科目

(1) 文学部

国文学科

区 分	科 目 名	単 位	備 考
基 礎 科 目	学問と社会	2	40単位必修 合計88単位以上必修
	基礎演習I	2	
	基礎演習II	2	
	国文学の世界	2	
	言語文学I	2	
	言語文学II	2	
	国文学講読I	2	
	国文学講読II	2	
	国文学演習I	2	
	国文学演習II	2	
	国文学演習III	2	
	国文学演習IV	2	
卒業論文	8		

基礎科目	選択科目	D 郡	環境科学I 環境科学II 経営学 販売管理論I 販売管理論II 販売管理論III 海外研修 プロジェクト	2 2 2 2 2 2 2 1		
外国語科目	A 群	B 群	オールラココミュニケーション初級I オールラココミュニケーション初級II 実践英語初級I 実践英語初級II 英語読解初級I 英語読解初級II オールラココミュニケーション中級I オールラココミュニケーション中級II 実践英語中級I 実践英語中級II 英語読解中級I 英語読解中級II 上級英語I 上級英語II	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8単位以上必修	
			ドイツ語初級I ドイツ語初級II ドイツ語中級I ドイツ語中級II フランス語初級I フランス語初級II フランス語中級I フランス語中級II 中国語初級I 中国語初級II 中国語中級I 中国語中級II 韓国語初級I 韓国語初級II 韓国語中級I 韓国語中級II	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
			日本語I 日本語II 日本語III 日本語IV 日本語V 日本語VI 日本語VII 日本語VIII	1 1 1 1 1 1 1 1		
健康・スポーツ科目			スポーツ実技I スポーツ実技II 健康科学I 健康科学II	1 1 2 2	2単位以上必修	
情報科目			情報倫理 情報リテラシー コンピュータ基礎論 情報処理 画像編集 動画編集 プログラミング基礎 データベース論 データ分析法I WebプログラミングI	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位以上必修	
キャリア科目			キャリアデザイン インターンシップ概論 インターンシップ実習 生涯学習概論	2 2 2 2	2単位以上必修	
指定する他学部・他学科科目						
他大学単位互換科目						
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目40単位、選択科目A群14単位以上、選択科目B群、C群から16単位以上、選択科目D群18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目 他大学単位互換科目 合計124単位</p>						

史学科

区 分	科 目 名	单 位	備 考		
必 修 科 目	学問と社会	2	44単位必修 合計88単位以上必修		
	基礎演習I	2			
	基礎演習II	2			
	史学研究法	2			
	日本史概論I	2			
	日本史概論II	2			
	東洋史概論I	2			
	東洋史概論II	2			
	西洋史概論I	2			
	西洋史概論II	2			
	史料講読I	2			
	史料講読II	2			
	史料講読III	2			
	史料講読IV	2			
	史学演習I	2			
	史学演習II	2			
	史学演習III	2			
	史学演習IV	2			
卒業論文	8				
基 幹 科 目	A 群	国際交流史基礎講義I	2	8単位以上必修 A群、B群、C群 から10単位以上 必修	
		国際交流史基礎講義II	2		
		国際交流史基礎講義III	2		
		国際交流史基礎講義IV	2		
		国際交流史基礎講義V	2		
		国際交流史基礎講義VI	2		
		日本史基礎講義I	2		
		日本史基礎講義II	2		
		日本史基礎講義III	2		
		日本史基礎講義IV	2		
		日本史基礎講義V	2		
		東洋史基礎講義I	2		
		東洋史基礎講義II	2		
		東洋史基礎講義III	2		
		東洋史基礎講義IV	2		
		東洋史基礎講義V	2		
		西洋史基礎講義I	2		
		西洋史基礎講義II	2		
	西洋史基礎講義III	2			
	西洋史基礎講義IV	2			
	西洋史基礎講義V	2			
	選 択 科 目	B 群	国際交流史特殊講義I	2	8単位以上必修
			国際交流史特殊講義II	2	
			国際交流史特殊講義III	2	
			国際交流史特殊講義IV	2	
			国際交流史特殊講義V	2	
			日本史特殊講義I	2	
			日本史特殊講義II	2	
			日本史特殊講義III	2	
			日本史特殊講義IV	2	
			日本史特殊講義V	2	
			日本史特殊講義VI	2	
			日本史特殊講義VII	2	
日本史特殊講義VIII			2		
日本史特殊講義IX			2		
東洋史特殊講義I			2		
東洋史特殊講義II	2				
東洋史特殊講義III	2				
東洋史特殊講義IV	2				
西洋史特殊講義I	2				
西洋史特殊講義II	2				
西洋史特殊講義III	2				
西洋史特殊講義IV	2				
C 群	史料研究I	2			
	史料研究II	2			
	史料研究III	2			
	哲学・思想I	2	18単位以上必修		
	哲学・思想II	2			
	宗教学	2			

基 幹 科 目	選 択 科 目	D 群	倫理学	2	
			文学	2	
			心理学	2	
			社会学	2	
			教育学	2	
			文化人類学	2	
			現代史	2	
			民俗学	2	
			政治学	2	
			法学	2	
			日本国憲法	2	
			地理学I	2	
			地理学II	2	
			地誌学I	2	
			地誌学II	2	
			経済学	2	
			生物進化学	2	
			生態学	2	
			情報学	2	
			人間学I	2	
			人間学II	2	
			考古学I	2	
			考古学II	2	
			美術史I	2	
			美術史II	2	
			差別・人権問題論	2	
			奈良文化論	2	
			国際関係論	2	
			現代社会と法	2	
			自然の保護	2	
			環境科学I	2	
			環境科学II	2	
			言語学	2	
			経営学	2	
販売管理論I	2				
販売管理論II	2				
販売管理論III	2				
メディア学	2				
人と防災	2				
世界の人口問題	2				
比較文化論	2				
海外研修	2				
プロジェクト	1				
外 国 語 科 目	A 群	オーラルコミュニケーション初級I	1	8単位以上必修	
		オーラルコミュニケーション初級II	1		
		実践英語初級I	1		
		実践英語初級II	1		
		英語読解初級I	1		
		英語読解初級II	1		
		オーラルコミュニケーション中級I	1		
		オーラルコミュニケーション中級II	1		
		実践英語中級I	1		
		実践英語中級II	1		
		英語読解中級I	1		
		英語読解中級II	1		
		上級英語I	1		
		上級英語II	1		
	B 群	ドイツ語初級I	1		
		ドイツ語初級II	1		
		ドイツ語中級I	1		
		ドイツ語中級II	1		
		フランス語初級I	1		
		フランス語初級II	1		
フランス語中級I	1				
フランス語中級II	1				
中国語初級I	1				
中国語初級II	1				
中国語中級I	1				
中国語中級II	1				
韓国語初級I	1				
韓国語初級II	1				

		韓国語中級I 韓国語中級II	1 1	
	C 群	日本語I 日本語II 日本語III 日本語IV 日本語V 日本語VI 日本語VII 日本語VIII	1 1 1 1 1 1 1 1	
健康・スポーツ科目		スポーツ実技I スポーツ実技II 健康科学I 健康科学II	1 1 2 2	2単位以上必修
情報科目		情報倫理 情報リテラシー コンピュータ基礎論 情報処理 画像編集 動画編集 プログラミング基礎 データベース論 データ分析法I データ分析法II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位以上必修
キャリア科目		キャリアデザイン インターンシップ概論 インターンシップ実習 生涯学習概論	2 2 2 2	2単位以上必修
指定する他学部・他学科科目				
他大学単位互換科目				
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目44単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目A群、B群、C群から10単位以上、 選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>				

地理学科

区 分	科 目 名	単 位	備 考
基 幹 科 目	学問と社会	2	42単位必修 合計88単位以上必修
	基礎演習I	2	
	基礎演習II	2	
	地理学入門	2	
	地理学実習	2	
	人文地理学I	2	
	人文地理学II	2	
	自然地理学I	2	
	自然地理学II	2	
	地誌学	2	
	地図学基礎	2	
	地理学講読・調査法	2	
	地理学分析・表現法	2	
	地理学地域調査演習	4	
	地理学演習	4	
	卒業論文	8	
	A 群	日本地誌概論	
世界地誌概論I		2	
世界地誌概論II		2	
測量学概論		2	
地理情報科学概論		2	
計量地理学概論		2	
環境地理学概論		2	

外国語科目		英語読解初級I	1		
		英語読解初級II	1		
		オーラルコミュニケーション中級I	1		
		オーラルコミュニケーション中級II	1		
		実践英語中級I	1		
		実践英語中級II	1		
		英語読解中級I	1		
		英語読解中級II	1		
		上級英語I	1		
		上級英語II	1		
	B群		ドイツ語初級I	1	
			ドイツ語初級II	1	
			ドイツ語中級I	1	
			ドイツ語中級II	1	
			フランス語初級I	1	
			フランス語初級II	1	
			フランス語中級I	1	
			フランス語中級II	1	
			中国語初級I	1	
			中国語初級II	1	
			中国語中級I	1	
			中国語中級II	1	
			韓国語初級I	1	
			韓国語初級II	1	
	C群		日本語I	1	
			日本語II	1	
			日本語III	1	
		日本語IV	1		
		日本語V	1		
		日本語VI	1		
		日本語VII	1		
		日本語VIII	1		
健康・スポーツ科目		スポーツ実技I	1	2単位以上必修	
		スポーツ実技II	1		
		健康科学I	2		
		健康科学II	2		
情報科目		情報倫理	2	4単位以上必修	
		情報リテラシー	2		
		コンピュータ基礎論	2		
		情報処理	2		
		画像編集	2		
		動画編集	2		
		プログラミング基礎	2		
		データ分析法II	2		
		WebプログラミングI	2		
		WebプログラミングII	2		
キャリア科目		キャリアデザイン	2	2単位以上必修	
		インターンシップ概論	2		
		インターンシップ実習	2		
		生涯学習概論	2		
指定する他学部・他学科科目					
他大学単位互換科目					
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目42単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群16単位以上、選択科目C群4単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>					

文化財学科

区 分	科 目 名	单 位	備 考	
基 幹 科 目	学問と社会	2	40単位必修 合計88単位以上必修	
	文化財学研究法I	2		
	文化財学研究法II	2		
	基礎演習I	2		
	基礎演習II	2		
	文化財演習I	2		
	文化財演習II	2		
	考古学講読I	2		
	考古学講読II	2		
	美術史講読I	2		
	美術史講読II	2		
	史科学講読I	2		
	史科学講読II	2		
	保存科学講読I	2		
	保存科学講読II	2		
	考古学実習I	1		
	考古学実習II	1		
	考古学実習III	1		
	考古学実習IV	1		
	美術史実習I	1		
	美術史実習II	1		
	美術史実習III	1		
	美術史実習IV	1		
	保存科学実習I	1		
	保存科学実習II	1		
	保存科学実習III	1		
	保存科学実習IV	1		
	考古学演習I	2		
	考古学演習II	2		
	考古学演習III	2		
	考古学演習IV	2		
	美術史演習I	2		
	美術史演習II	2		
美術史演習III	2			
美術史演習IV	2			
史科学演習I	2			
史科学演習II	2			
史科学演習III	2			
史科学演習IV	2			
保存科学演習I	2			
保存科学演習II	2			
保存科学演習III	2			
保存科学演習IV	2			
卒業論文	8			
選 択 科 目	A 群	考古学概論I	2	12単位以上必修
		考古学概論II	2	
		美術史概論I	2	
		美術史概論II	2	
		史科学概論I	2	
		史科学概論II	2	
		保存科学概論I	2	
		保存科学概論II	2	
	B 群	考古学特殊講義	2	8単位以上必修
		美術史特殊講義	2	
		史科学特殊講義	2	
		保存科学特殊講義	2	
	C 群	文化財情報学	2	10単位以上必修
		文化財修景学	2	
文化財分析学		2		
文化財環境学		2		
文化財修復学		2		
考古学研究法		2		
先史考古学		2		
歴史考古学		2		
仏教考古学		2		
世界考古学		2		
東洋美術史	2			
日本彫刻史	2			

基 幹 科 目	選 択 科 目	D 群	日本絵画史	2	18単位以上必修
			工芸史	2	
			文献史科学	2	
			宗教文化史	2	
			世界遺産学	2	
			建築史	2	
			哲学・思想I	2	
			哲学・思想II	2	
			宗教学	2	
			倫理学	2	
			日本史I	2	
			日本史II	2	
			外国史I	2	
			外国史II	2	
			文学	2	
			心理学	2	
			社会学	2	
			教育学	2	
			文化人類学	2	
			現代史	2	
			民俗学	2	
			政治学	2	
			法学	2	
			日本国憲法	2	
			地理学I	2	
			地理学II	2	
			地誌学I	2	
			地誌学II	2	
			経済学	2	
			情報学	2	
			人間学I	2	
			人間学II	2	
			差別・人権問題論	2	
			奈良文化論	2	
			国際関係論	2	
			現代社会と法	2	
			自然の保護	2	
			環境科学I	2	
			環境科学II	2	
			言語学	2	
			経営学	2	
			販売管理論I	2	
			販売管理論II	2	
			販売管理論III	2	
			メディア学	2	
			人と防災	2	
			世界の人口問題	2	
			比較文化論	2	
			海外研修	2	
			プロジェクト	1	
外 国 語 科 目	A 群	オーラルコミュニケーション初級I	1	8 単位以上必修	
		オーラルコミュニケーション初級II	1		
		実践英語初級I	1		
		実践英語初級II	1		
		英語読解初級I	1		
		英語読解初級II	1		
		オーラルコミュニケーション中級I	1		
		オーラルコミュニケーション中級II	1		
		実践英語中級I	1		
		実践英語中級II	1		
		英語読解中級I	1		
		英語読解中級II	1		
		上級英語I	1		
		上級英語II	1		
	B 群	ドイツ語初級I	1		
		ドイツ語初級II	1		
		ドイツ語中級I	1		
		ドイツ語中級II	1		
		フランス語初級I	1		
		フランス語初級II	1		

外国語科目		フランス語中級I	1	
		フランス語中級II	1	
		中国語初級I	1	
		中国語初級II	1	
		中国語中級I	1	
		中国語中級II	1	
		韓国語初級I	1	
		韓国語初級II	1	
		韓国語中級I	1	
		韓国語中級II	1	
	C群	日本語I	1	
		日本語II	1	
		日本語III	1	
		日本語IV	1	
健康・スポーツ科目	スポーツ実技I	1	2単位以上必修	
	スポーツ実技II	1		
	健康科学I	2		
	健康科学II	2		
情報科目	情報倫理	2	4単位以上必修	
	情報リテラシー	2		
	コンピュータ基礎論	2		
	情報処理	2		
	画像編集	2		
	動画編集	2		
	プログラミング基礎	2		
	データベース論	2		
	データ分析I	2		
	データ分析II	2		
キャリア科目	キャリアデザイン	2	2単位以上必修	
	インターンシップ概論	2		
	インターンシップ実習	2		
	生涯学習概論	2		
指定する他学部・他学科科目				
他大学単位互換科目				
[注記] 基幹科目：必修科目40単位、選択科目A群12単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目C群10単位以上、選択科目D群18単位以上、合計88単位以上 外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上 健康・スポーツ科目：2単位以上 情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上 キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上 指定する他学部・他学科科目 他大学単位互換科目 合計124単位				

(2) 社会学部

心理学科

区分	科目名	単位	備考	
基幹科目	学問と社会	2	36単位必修 合計88単位以上必修	
	心理学概論	2		
	社会心理学概論	2		
	臨床心理学概論	2		
	基礎演習I	2		
	基礎演習II	2		
	臨床心理学演習I	2		} 1科目2単位
	社会心理学演習I	2		
	臨床心理学演習II	2		} 1科目2単位
	社会心理学演習II	2		
	臨床心理学演習III	2		} 1科目2単位
	社会心理学演習III	2		
	臨床心理学演習IV	2		} 1科目2単位
	社会心理学演習IV	2		

基 幹 科 目	選 択 科 目	D 群	国際関係論	2	
			現代社会と法	2	
			自然の保護	2	
			環境科学I	2	
			環境科学II	2	
			言語学	2	
			経営学	2	
			メディア学	2	
			人と防災	2	
			世界の人口問題	2	
			数学	2	
			化学	2	
			物理学	2	
			販売管理論I	2	
			販売管理論II	2	
			販売管理論III	2	
			海外研修	2	
プロジェクト	1				
外 国 語 科 目	A 群	オーラルコミュニケーション初級I	1	8単位以上必修	
		オーラルコミュニケーション初級II	1		
		実践英語初級I	1		
		実践英語初級II	1		
		英語読解初級I	1		
		英語読解初級II	1		
		オーラルコミュニケーション中級I	1		
		オーラルコミュニケーション中級II	1		
		実践英語中級I	1		
		実践英語中級II	1		
		英語読解中級I	1		
		英語読解中級II	1		
		上級英語I	1		
		上級英語II	1		
		B 群	ドイツ語初級I		1
	ドイツ語初級II		1		
	ドイツ語中級I		1		
	ドイツ語中級II		1		
	フランス語初級I		1		
	フランス語初級II		1		
	フランス語中級I		1		
	フランス語中級II		1		
	中国語初級I		1		
	中国語初級II		1		
	中国語中級I		1		
	中国語中級II		1		
	韓国語初級I		1		
	韓国語初級II		1		
	韓国語中級I		1		
	韓国語中級II	1			
C 群	日本語I	1			
	日本語II	1			
	日本語III	1			
	日本語IV	1			
	日本語V	1			
	日本語VI	1			
	日本語VII	1			
	日本語VIII	1			
健康・スポーツ科目	スポーツ実技I	1	2単位以上必修		
	スポーツ実技II	1			
	健康科学II	2			
情 報 科 目	情報倫理	2	4単位以上必修		
	情報リテラシー	2			
	コンピュータ基礎論	2			
	情報処理	2			
	画像編集	2			
	動画編集	2			
	プログラミング基礎	2			
	データベース論	2			
	データ分析法I	2			
	WebプログラミングI	2			
	WebプログラミングII	2			

キャリア科目	キャリアデザイン インターンシップ概論 インターンシップ実習 生涯学習概論	2 2 2 2	2単位以上必修
指定する他学部・他学科科目			
他大学単位互換科目			
[注記] 基幹科目：必修科目36単位、選択科目A群6単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目A群、B群、C群から20単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上 外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上 健康・スポーツ科目：2単位以上 情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上 キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上 指定する他学部・他学科科目 他大学単位互換科目 合計124単位			

総合社会学科

区 分	科 目 名	単 位	備 考		
基 幹 科 目	必 修 科 目	学問と社会	2	32単位必修 合計88単位以上必修	
		基礎演習I	2		
		基礎演習II	2		
		社会調査概論	2		
		社会学基礎	2		
		社会調査法	2		
		経済学	2		
		社会体験実習	2		
		演習I	2		
		演習II	2		
		演習III	2		
		演習IV	2		
		卒業論文	8		
		基 幹 科 目	選 択 科 目		A 群
政治学	2				
家政学	2				
地域社会学	2				
家族社会学	2				
国際政治学	2				
現代社会と哲学	2				
現代社会と倫理	2				
社会統計学I	2				
産業社会学	2				
情報社会学	2				
環境社会学	2				
消費社会学	2				
地域政策学	2				
経済社会学	2				
選 択 科 目	B 群		デジタルアーカイブ概論	2	10単位以上必修
			文化情報論	2	
			国際社会学	2	
			ジェンダーとライフコース	2	
			産業と技術の発展	2	
			消費者行動分析	2	
			企業倫理と消費者	2	
			組織社会学	2	
			地域行政学	2	
			開発社会学	2	
			災害社会学	2	
			サステイナビリティ論	2	
			人工知能概論	2	
		計算社会科学	2		
総合社会学特殊講義	2				
選 択 科 目	C 群	社会統計学II	2	4単位以上必修	
		知的財産管理論	2		
		量的分析法	2		
		質的分析法	2		

		韓国語初級I 韓国語初級II 韓国語中級I 韓国語中級II	1 1 1 1	
	C 群	日本語I 日本語II 日本語III 日本語IV 日本語V 日本語VI 日本語VII 日本語VIII	1 1 1 1 1 1 1 1	
健康・スポーツ科目		スポーツ実技I スポーツ実技II 健康科学I 健康科学II	1 1 2 2	2単位以上必修
情報科目		情報倫理 情報リテラシー コンピュータ基礎論 情報処理 画像編集 動画編集 プログラミング基礎 データベース論 データ分析法I データ分析法II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4単位以上必修
キャリア科目		キャリアデザイン インターンシップ概論 インターンシップ実習 生涯学習概論	2 2 2 2	2単位以上必修
指定する他学部・他学科科目				
他大学単位互換科目				
<p>[注記]</p> <p>基幹科目：必修科目32単位、選択科目A群10単位以上、選択科目B群10単位以上、選択科目A群、B群から14単位以上、選択科目C群から4単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上</p> <p>外国語科目：A群から4単位以上、A群またはB群から4単位以上、合計8単位以上 外国人留学生はC群から4単位以上、母語を除くA群、B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上</p> <p>健康・スポーツ科目：2単位以上</p> <p>情報科目：情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上</p> <p>キャリア科目：キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上</p> <p>指定する他学部・他学科科目</p> <p>他大学単位互換科目</p> <p>合計124単位</p>				

2 教育職員に関する科目

科 目 名	単 位	備 考
国語科教育法 I	2	
国語科教育法 II	2	
社会科教育法 I	2	
社会科教育法 II	2	
地理歴史科教育法	2	
公民科教育法	2	
国語科教材研究 I	2	
国語科教材研究 II	2	
社会科教材研究 I	2	
社会科教材研究 II	2	
地理歴史科教材研究	2	
公民科教材研究	2	
教育原理	2	
教職論	2	
教育行政・制度論	2	
教育心理学	2	
特別支援教育	2	
教育課程論	2	
道徳教育論	2	

特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	
教育方法・技術論 (ICT の活用含む)	2	
生徒指導論	2	
教育相談心理学	2	
教育実習指導	1	
教育実習 I	4	
教育実習 II	2	
教職実践演習 (中・高)	2	
人権教育の研究	2	
[注記] 履修方法については別に定める要領による。		

3 博物館学芸員に関する科目

科目名	単位	備考
生涯学習概論	2	
博物館概論	2	
博物館経営論	2	
博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	
博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	
博物館実習 I	1	
博物館実習 II	1	
博物館実習 III	1	

①左記全科目必修。
②履修方法は別に定める要領による。

4 司書に関する科目

科目名	単位	備考
生涯学習概論	2	必修
図書館概論	2	必修
図書館制度・経営論	2	必修
図書館情報技術論	2	必修
図書館サービス概論	2	必修
情報サービス論	2	必修
児童サービス論	2	必修
情報サービス演習	4	必修
図書館情報資源概論	2	必修
情報資源組織論	2	必修
情報資源組織演習	4	必修
図書館基礎特論	2	} 左記のうち2科目4単位必修
図書館情報資源特論	2	
図書・図書館史	2	
図書館施設論	2	
図書館総合演習	2	
図書館実習	2	
図書館サービス特論	2	

5 学校図書館司書教諭に関する科目

科目名	単位	備考
学校経営と学校図書館	2	必修
学校図書館メディアの構成	2	必修
学習指導と学校図書館	2	必修
読書と豊かな人間性	2	必修
情報メディアの活用	2	必修

〔別表2〕(学則第38条関係)
文学部 国文学科、史学科

学 費				納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	計	
前 期	410,000 円	100,000 円	510,000 円	1 新入学者…前期分又は前・後期一括分は、所定の入学手続時(入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時)まで。後期分は10月31日まで。 2 在学生…前期分又は前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。
後 期	410,000 円	100,000 円	510,000 円	

文学部 地理学科、文化財学科

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	410,000 円	100,000 円	30,000 円	540,000 円	1 新入学者…前期分又は前・後期一括分は、所定の入学手続時(入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時)まで。後期分は10月31日まで。 2 在学生…前期分又は前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。
後 期	410,000 円	100,000 円	-	510,000 円	

社会学部 心理学科、総合社会学科

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	410,000 円	100,000 円	30,000 円	540,000 円	1 新入学者…前期分又は前・後期一括分は、所定の入学手続時(入学手続が第1次及び第2次に分かれているときは第2次手続時)まで。後期分は10月31日まで。 2 在学生…前期分又は前・後期一括分は4月30日まで。後期分は10月31日まで。
後 期	410,000 円	100,000 円	-	510,000 円	

2 平成23年度以前に入学した者の学費は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 費				
区 分	授 業 料	施設設備費	※実験実習費	計
前 期	375,000 円	100,000 円	30,000 円	505,000 円
後 期	375,000 円	100,000 円	-	475,000 円

※実験実習費については、地理学科、文化財学科、社会学部の学生を対象とする。

3 平成16年度以前に入学した者の学費は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 費				
区 分	授 業 料	施設設備費	※実験実習費	計
前 期	300,000 円	125,000 円	30,000 円	455,000 円
後 期	300,000 円	125,000 円	-	425,000 円

※実験実習費については、地理学科、文化財学科、社会学部の学生を対象とする。

4 4年次を超えて在学する者については、実験実習費を徴収しない。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和48年12月10日から施行する。

2 昭和48年度以前の入学者の授業料については、第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和49年度以前の入学者の授業料については、第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年11月11日から施行する。
- 2 昭和51年度以前の入学者の授業料については、第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和52年3月20日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年8月5日から施行する。
- 2 昭和54年度以前の入学者の授業料については、第37条にかかわらず改正前の金額とする。

附 則

この学則は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以降昭和60年度までの間の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	国文学科	史学科	地理学科
58	300人	300人	300人
59	320人	320人	320人
60	340人	340人	340人

附 則

この学則は、昭和58年4月16日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年9月28日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年9月27日から改正し、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年12月8日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年4月1日前に本学に在学する者の教育職員免許状の授与等については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の別表2の規定は、平成2年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年5月24日から施行し、平成2年度入学生から適用する。
- 2 平成2年4月1日前に本学に在学する者の教育職員免許状の授与等については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以降平成11年度までの間における文学部の入学定員については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員
文学部	国文学科	130人
	史学科	130人
	地理学科	130人
	文化財学科	80人
計		470人

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以降平成11年度までの間における社会学部の入学定員については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員
社会学部	社会学科	120人
	産業社会学科	120人
	計	240人

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 教育職員免許状にかかる改正規定については、平成2年度入学生から適用する。
- 3 平成2年4月1日前に本学に在学する者の教育職員免許状の授与等については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の学費は、平成6年度分の学費から適用し、平成5年度分の学費については、改正前の金額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の在学学生にかかる授業科目の名称、区分及び単位（最低修得単位を含む。）関係の適用については、改正後の第9条、第10条（別表1）、第13条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する学生にかかる経過措置については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学費は、平成9年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年12月19日から施行し、平成10年度の入学試験合格者から適用する。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の「〔別表1〕(第10条関係) 1 教養科目」の規定は、平成7年度以後の入学について適用し、平成6年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年3月24日から施行し、平成11年度にかかる入学試験から適用する。

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
(社会学部 社会学科、産業社会学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 社会学科、産業社会学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- (2) 平成11年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 平成11年度社会学部の入学定員については、この学則による改正後の、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科		入学定員
社会学部	人間関係学科	120人
	現代社会学科	120人
	計	240人

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成10年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成11年7月28日から施行する。
- 平成12年度以降平成15年度までの間における本学の入学定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部・学科	入学定員				
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
文学部	国文学科	122人	114人	106人	98人
	史学科	128人	126人	124人	122人
	地理学科	124人	118人	112人	106人
	文化財学科	80人	80人	80人	80人
	計	454人	438人	422人	406人
社会学部	人間関係学科	117人	114人	111人	108人
	現代社会学科	117人	114人	111人	108人
	計	234人	228人	222人	216人

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成11年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 平成12年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 平成16年度以降平成18年度までの間、文学部史学科及び文化財学科並びに社会学部現代社会学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	文学部		社会学部
	史学科	文化財学科	現代社会学科
16	497人	330人	423人
17	496人	340人	399人
18	497人	350人	378人

- 平成15年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。
- 教育職員免許状にかかる改正規定については、平成16年度入学生から適用する。
- 改正後の「(司書資格の取得) 第19条の2及び別表1 5 司書に関する科目」の規定は、平成14年度以後の入学について適用する。
- 改正後の学費は、平成17年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(社会学部 人間関係学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 人間関係学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- (2) 平成19年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 平成19年度以降平成21年度までの間、文学部史学科、地理学科、文化財学科及び社会学部心理学科、人間関係学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	文学部			社会学部	
	史学科	地理学科	文化財学科	心理学科	人間関係学科
19	510人	395人	370人	90人	315人
20	520人	390人	380人	180人	210人
21	530人	385人	390人	270人	105人

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
(社会学部 現代社会学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 現代社会学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続する

ものとする。

- (2) 平成22年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 平成22年度以降平成24年度までの間、社会学部社会調査学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	社会学部	
	社会調査学科	現代社会学科
22	90人	270人
23	180人	180人
24	270人	90人

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 キャリア教育にかかる改正規定は、平成22年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。
- 3 教育職員免許状にかかる改正規定は、平成22年度以前の在学者については、従前の例による。
- 4 改正後の学費は、平成24年度分の学費から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(社会学部 社会調査学科の存続に関する経過措置)
- (1) 社会学部 社会調査学科は、この学則による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学なくなる日までの間存続するものとする。
- (2) 平成27年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 2 平成27年度以降平成29年度までの間、社会学部総合社会学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

りとする。

年度	社会学部	
	総合社会学科	社会調査学科
27	90人	270人
28	180人	180人
29	270人	90人

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の在学者については、従前の例による。ただし、〔別表1〕(第10条関係)の「海外研修」は、平成27年度以前の在学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。
- 3 平成30年度以前の在学者及び平成31年度以降の編入学生については、本学が履修を認める必要があると判断するときは、この学則の授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

この学則は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の在学者及び令和7年度以前の編入学生については、別に定めるもののほか、従前の例による。ただし、本学が履修を認める必要があると判断するときは、この学則の授業科目の履修を認めることができる。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度以降令和10年度までの間、文学部国文学科、地理学科、及び社会学部心理学科、総合社会学科の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	文学部		社会学部	
	国文学科	地理学科	心理学科	総合社会学科
8	345人	360人	350人	345人
9	330人	340人	340人	330人
10	315人	320人	330人	315人

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の在学者及び令和9年度以前の編入学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。ただし、本学が履修を認める必要があると判断するときは、この学則の授業科目の履修を認めることができる。

奈良大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき奈良大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。なお通信教育部における学位は、文学部で授与する学位とする。

文学部	学士(文学)
社会学部	学士(社会学)
文学研究科	修士(文学) 博士(文学)
社会学研究科	修士(社会学)

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、本学学則及び本学通信教育部規程に基づき、所定の課程を修め卒業した者に対し授与する。

- 2 修士及び博士の学位は、本学大学院学則に基づき、所定の課程を修了し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し授与する。
- 3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了しない者であっても学位論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

(論文提出の資格)

第4条 修士の学位論文を提出できる者は、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択合わせて20単位以上を修得しておかなければならない。ただし、この要件を満たしていない場合においても当該研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 博士の学位論文を提出できる者は、博士後期課程に2年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者とする。
- 3 前条第3項の規定により博士の学位論文を提出できる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とする。

(用語の意義)

第4条の2 この規程において「当該研究科委員会の議を経て」とは、当該研究科委員会における審議を経ることをいい、当該研究科委員会による決定を含まないものとする。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式第1）に、学位論文及び論文の要旨を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

- 2 前項による学位論文は、1篇とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3 博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様

式第2）に、学位論文、論文の要旨及び履歴書を添えて所定の期日までに当該研究科長に提出するものとする。

- 4 第3条第3項により博士の学位論文を提出しようとする者は、学位授与申請書（様式第3）に、学位論文、論文の要旨及び履歴書のほか、学位論文審査手数料を添えて学長に提出するものとする。
- 5 前2項による学位論文は、1篇とし、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 6 学位論文審査手数料は、別表のとおりとする。ただし、いったん納入された学位論文審査手数料は返還しない。
(審査委員会)

第6条 前条の規定により提出された学位論文を受理したときは、学長及び研究科長はそれぞれ当該研究科委員に審査を付託する。

- 2 研究科委員会は、審査に付せられた論文について指導教授を主査とし、当該研究科委員会の議を経て、論文に関連ある教員2人以上を含む審査委員会を設ける。ただし、当該研究科委員会が認める場合は2人としてすることができる。
- 3 学位論文の審査に当たって必要あるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該課程以外の教員に審査を委嘱することができる。
(審査の方法)

第7条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、提出論文を中心として専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するため口述又は筆記によって行うものとする。
- 3 審査委員会は、審査のため必要と認めた場合には参考論文その他の審査資料を提出させることができる。
- 4 審査委員会は、第3条第2項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験を、その学年末までに終了しなければならない。
- 5 審査委員会は、第3条第3項に規定する者の学位論文の審査及び学力の確認を学位論文受理の日から1年以内に終了しなければならない。
(学力の確認)

第8条 第3条第3項に規定する大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口述試験により行うものとする。

- 2 本学博士課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請したときは、学力の確認を免除することができる。
(審査の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告に基づき学位論文及び最終試験の可否を審議し、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 前項論文の可否については、当該研究科委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
(学位授与の決定)

第10条 学長は、学位を授与できると認めた者に対し、学士、修士又は博士の学位記を授与する。

- 2 審査の結果、学位記を授与できない者には、その旨を通知する。
(学位授与の報告)

第11条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告を文部科学大臣に行うものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、当該研究科委員会の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学がインターネットの利用により行うものとする。

4 当該博士の学位の授与に係る論文を公表する場合には、奈良大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を使用するときは「奈良大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第15条 修士及び博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は大学院委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により当該学位を取り消すことがある。

3 大学院委員会が前2項の議を経るには、委員の3分の2以上が出席して、その出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、様式第4、様式第5、様式第6及び様式第7のとおりとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月以前に博士後期課程において所定の単位を取得の上、退学した者については、従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

[別表] (第5条関係)

学位授与申請者の内訳	審査手数料
博士後期課程に在学するもの	免 除
本学博士後期課程に在学し、所定の単位を修得の上退学したのちに、学位論文を提出するもの	150,000円
本学博士前期課程(修士課程)修了者及び本学を卒業したのち学位論文を提出するもの	150,000円
法人内専任教職員	150,000円
上記以外のもの	200,000円

奈良大学履修規則

(目的)

第1条 卒業資格を得るための授業科目の履修は、学則第9条から第17条までの規則及びこの履修規則の定めるところによる。

(単位の修得)

第2条 大学における授業科目の履修は単位制であって、定められた科目の単位を修得しなければならない。

2 単位の計算方法は、学則第13条に定めるところによる。

3 科目の単位を修得するためには、その科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

(卒業の要件)

第3条 本学の各学部を卒業するためには、4年以上在学し、基幹科目88単位以上、外国語科目8単位以上、健康・スポーツ科目2単位以上、情報科目4単位以上、キャリア科目2単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。

2 卒業要件単位数124単位には、指定する他学部・他学科科目の単位数を含むことができる。

3 卒業要件単位数124単位には、他大学単位互換科目の単位数を含むことができる。

(基幹科目の履修)

第4条 文学部の基幹科目は必修科目、選択科目からなり、以下に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

国 学 科 必修科目40単位、選択科目A群14単位以上、選択科目B群、C群から16単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

史 学 科 必修科目44単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群8単位以上、選択科目A群、B群、C群から10単位以上、選択科目D群科目から18単位以上、合計88単位以上

地 理 学 科 必修科目42単位、選択科目A群8単位以上、選択科目B群16単位以上、選択科目C群4単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

文化財学科 必修科目40単位、選択科目A群12単位以上、選択

科目B群8単位以上、選択科目C群10単位以上、
選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

2 社会学部の基幹科目は必修科目、選択科目からなり、以下に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

心理学 必修科目36単位、選択科目A群6単位以上、選択B群8単位以上、選択A群、B群、C群から20単位以上、選択D群から18単位以上、合計88単位以上

総合社会学科 必修科目32単位、選択科目A群10単位以上、選択科目B群10単位以上、選択科目A群、B群から14単位以上、選択科目C群から4単位以上、選択科目D群から18単位以上、合計88単位以上

(外国語科目の履修)

第5条 全学部全学科の外国語科目は、A群から4単位以上、さらにA群またはB群から4単位以上、合計8単位以上を修得しなければならない。ただし外国人留学生はC群から4単位以上、さらに母語を除くA群・B群、またはC群から4単位以上、合計8単位以上を修得しなければならない。

(健康・スポーツ科目の履修)

第6条 全学部全学科の健康・スポーツ科目は、2単位以上を修得しなければならない。

(情報科目の履修)

第7条 全学部全学科の情報科目は、情報倫理と情報リテラシー2科目4単位を含む4単位以上を修得しなければならない。

(キャリア科目の履修)

第8条 全学部全学科のキャリア科目は、キャリアデザイン1科目2単位を含む2単位以上を修得しなければならない。

(指定する他学部・他学科科目の履修)

第9条 全学部全学科の指定する他学部・他学科科目の履修については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第10条 全学部全学科の他の大学又は短期大学における授業科目の履修については別に定める。

(年次配当)

第11条 授業科目は年次に配当されているので、授業科目を履修する場合は原則として配当された年次において履修しなければならない。

2 3年次以降配当科目は、原則として2年次末時点の卒業要件修得単位数が46単位未満の場合は履修することができない。

3 3年次以降配当科目の履修については、本規則の定めによるほか、別に定める。

(履修登録単位数)

第12条 学期毎に登録できる単位数は、24単位以内とし、年間総登録単位数は、48単位を超えることはできない。ただし、年度末の卒業要件GPAが別に定める基準以上の者については翌年度は、学期毎に登録できる単位数は26単位以内、年間総登録単位数は、52単位以内まで履修できるものとする。

2 教育職員、博物館学芸員、司書及び学校図書館司書教諭に関する科目の登録単位は、この制限には含まれない。ただし、資格科目のうち指定した科目は除く。

3 指定した科目の登録単位は、この制限には含まれない。ただし、指定した科目は別に定める。

(履修科目登録)

第13条 単位を修得するためには、所定の履修登録手続きを自己の責任において定められた期日に行わなければならない。

(履修科目登録の無効)

第14条 規則に従って登録した科目でなければ受講、受験、単位の修得はできない。また、登録していない科目は受験しても単位を与えられない。

2 同一時限に2科目以上の重複登録は認められない。

3 既に単位を修得した科目は、履修できない。ただし、学部、学科で認められた科目はこの限りではない。

(履修登録の変更)

第15条 履修登録完了後は、指定された期間を除き、登録科目の変更を認めない。

2 特別の理由をもって期間外に変更を申し出た者については、別に内規として定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、履修についてその他必要な事項は、各学部学科毎の履修要項の定めるところによる。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の在学者及び令和9年度以前の編入学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

文学部卒業論文に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本学文学部の卒業論文（以下「論文」という。）に関する必要な事項を定めるものである。

(題目提出資格)

第2条 論文題目の提出資格は、卒業の要件としての単位を当該年度中に修得し卒業の見込みのある者とする。

(題目提出)

第3条 論文を提出しようとする者は、事前に指導教員の承認を受けた論文題目を、あらかじめ定められた期間（学年暦及び行事予定表参照）に所定の方法で学生支援センター（教務担当）へ提出するものとする。なお、論文題目の変更は、原則として認められない。

(論文提出)

第4条 論文は、あらかじめ定められた期間（学年暦及び行事予定表参照）に学生支援センター（教務担当）へ提出するものとする。

(事前提出)

第5条 論文題目及び論文は、特別な事情がある場合には、指導教員の承認を受けて、期間前に提出することができる。

(論文様式)

第6条 論文は、次に掲げる様式に従わなければならない。

国文学科	B5判の白紙を使用し、縦書の場合は40字×20行で25枚以下、横書の場合は32字×25行で25枚以下とする。
史学科	B5判の白紙を使用し、縦書の場合は40字×10行で50枚以下、横書の場合は30字×15行で45枚以下とする。

地理学科	A4判の白紙を使用し、横書35字×30行で20枚以下とする。
文化財学科	A4判の白紙を使用し、縦書の場合は50字×16行で25枚以下、横書の場合は32字×25行で25枚以下とする。

(3) 概要・目次・参考文献・注・資料・図表等は、本文の枚数に含めない。

(4) 論文の表紙は、本学所定のものとする。

2 電子媒体等での提出は認めない。

(成績評価)

第7条 成績評価は、提出論文の審査及び口述試問によって行う。採点は100点満点とし、90点以上をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をCとし、C以上を合格とする。

(審査)

第8条 論文審査及び口述試問は、当該年度の後期末にこれを行う。ただし、最短修業年限を超えている者で、当該年度の前期末に卒業に必要な単位を修得する見込みのある者については、前期末に審査を行う。

(追審査)

第9条 論文題目を提出した者で、所定の期間に論文を提出できなかった場合は、卒業の見込みのある者に限り、次の学期末に追審査を受けることができる。

(再審査)

第10条 論文を提出した者で、審査の結果不合格になった場合は、卒業の見込みのある者に限り、次の学期末に再審査を受けることができる。

(その他)

第11条 その他卒業論文に関する必要事項は、文学部会で決定する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、文学部会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 文学部卒業論文に関する規則（昭和49年3月7日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成10年7月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年2月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

社会学部卒業論文に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会学部の卒業論文(以下「論文」という。)に関する必要な事項を定めるものである。

(題目提出)

第2条 論文を提出しようとする者は、事前に指導教員の承認を受けた論文題目を、あらかじめ定められた期間(学年暦及び行事予定表参照)に所定の方法で学生支援センター(教務担当)へ提出するものとする。なお、題目の変更は原則として認められない。

(提出期日)

第3条 論文及び論文題目は、原則として別に定める提出期日に学生支援センター(教務担当)に提出しなければならない。

2 特別の事情がある場合は、指導教員の承認を受けて、期日前に提出することができる。

(代理人提出)

第4条 論文及び論文題目は、特別な事情がある場合には、指導教員の承認を受けて、代理人が提出することができる。

(追審査)

第5条 論文題目を提出した者で、所定の期間に論文を提出できなかった場合は、次の学期末に提出し、追審査を受けることができる。

(再審査)

第6条 論文を提出した者で、審査の結果不合格になった場合は、次の学期末に再提出し、再審査を受けることができる。

(論文様式)

第7条 論文は、A4判の白紙または原稿用紙を使用し、白紙の場合、1枚800字詰で15枚以上とする。原稿用紙の場合、400字詰めで30枚以上とする。目次、参考文献、図表等は、本文の枚数に含めるものとする。また、必要な場合は本文とは別に付属資料を添付してよいものとする。なお、表紙は、本学所定のものとする。

(成績評価)

第8条 成績評価は、提出論文の審査及び口述試問によって行う。採点は100点満点とし、90点以上をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をCとし、C以上を合格とする。

(その他)

第9条 その他論文に関する必要事項は、社会学部会で決定する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、社会学部会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2 社会学部卒業研究に関する規則(平成22年4月1日施行)は廃止する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
2 平成21年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

試験及び成績評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本学で行われる試験及び成績評価に関する必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験には、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験がある。

(定期試験)

第3条 定期試験は、学則別表1に掲げる科目について、学期末又は学年末に行う。

(臨時試験)

第4条 臨時試験は当該学期の授業科目について定期試験以外の時期に行う。

(追試験)

第5条 追試験は次に掲げる事由のため定期試験又は定期試験に代わる臨時試験を受験できなかった者について行う。

(1) 病気(医師の診断書添付)

(2) 配偶者及び二親等までの死亡(死亡届(コピー可)又は会葬案内書添付)

配偶者5日、父母又は子3日、兄弟姉妹2日、祖父母又は孫1日

(3) 就職試験(就職試験の受験証明書添付)

(4) 教育実習、博物館実習、介護等体験

(5) 不慮の事故又は災害(被災証明書添付)

(6) その他本学が特に認めた場合

2 追試験の対象となる日は、前項の各事由当該日とするが、必要な場合は移動日を加えることができる。

3 追試験を受験しようとする者は、当該科目試験終了日から当日を含め4日以内(日・祝日及び事務局休業日を除く)に「追試験願」を提出し、併せて受験料(1科目1,000円)を納付しなければならない(代理人による手続も可)。
4 大学の指定した追試験期間中に受験できなかった者は、受験資格を失うものとする。

(再試験)

第6条 再試験は卒業年次に在学する者で、卒業判定において卒業ができないおそれが生じた者について次の範囲内で行う。ただし、原則として実験、実習、実技及び卒業論文(卒業研究)の再試験は行わない。

(1) 不合格科目(成績は59点～40点)のうちから3科目以内
(2) 当該年度の受講科目に限る。

2 再試験を受験しようとする者は、所定の用紙により当該科目の成績発表当日に受験料(1科目4,000円)を添えて、再試験願を提出しなければならない。

3 前期不合格科目が、卒業判定において再試験対象科目となった場合は、9月卒業対象者については前期に、3月卒業対象者については後期に再試験を実施するものとする。

4 前項において同一科目を後期に再履修した場合は、前期履修科目についての再試験受験資格を失うものとする。

(試験の方法)

第7条 試験の方法は、筆答、口答又は論文(レポート)などによって行う。その決定は当該科目の担当教員がこれを行う。

2 論文(レポート)の提出は、次のことを守らなければならない。

(1) 論文(レポート)は提出場所を間違えないよう指示どおり

に提出すること。

- (2) 論文（レポート）の提出はあらかじめ指定された期間に提出すること。提出期間に遅れたものは一切受け付けない。

（受験資格）

第8条 受験資格は、次の条件をそなえていなければならない。

- (1) その授業科目について有効な履修科目登録がされていること。
 - (2) 学費を納入していること。
 - (3) 原則としてその授業科目の講義時間数の3分の2以上を出席していること。
 - (4) その授業科目の担当者の指示する条件を満たしていること。
- （受験者の心得）

第9条 受験者は試験場において次のことを守らなければならない。

- (1) 指定された試験場及び座席で受験すること。
 - (2) 試験開始後、20分以上の遅刻は認めない。また、30分以内の退出はできない。
 - (3) 途中退出は試験監督者の許可を必要とする。
 - (4) 机上に学生証を置くこと。
 - (5) 許可されたもの以外を試験中に使用してはならない。
 - (6) 答案用紙を提出しないで退出できない。白紙や棄権の場合も答案用紙は必ず提出すること。
 - (7) 答案用紙を書きつくして更に必要な場合でなければ新たに請求できない。また、書き損じでも取り換えることはできない。
 - (8) その他、試験監督者の指示に従うこと。
- （無効答案）

第10条 答案の無効は次のとおりとする。

- (1) 無記名の場合
 - (2) 指定された場所に提出しないとき。
- （試験監督）

第11条 試験監督は、原則として当該授業科目担当教員が行う。ただし必要に応じて補助者を加えることができ、適正な人数配置で行う。

2 試験監督者は試験場において、試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。

（不正行為）

第12条 試験において、教務委員会が、試験監督者の指示に従わない行為又は不正行為があったと認めるときは、当該科目の試験成績を零点とし、かつ、当該試験期間中の全試験科目の試験の成績を零点とする。

- 2 前項の不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 代理人が受験した場合（依頼した者、依頼された者）
 - (2) 筆記試験中に許可されたもの以外を使用した場合
 - (3) 試験場において、あらかじめ机等に書き込んだ場合又はカンニングペーパー等を使用した場合
 - (4) 筆記試験中に、口頭又は他の手段で、他人に教えた場合（教えた者、教えられた者）
 - (5) その他試験監督者又は論文（レポート）評価者が不正行為と見なした場合
- （不正行為者の処分）

第13条 不正行為者の処分は、教授会の議を経て行う。

（成績の評価）

第14条 成績の評価は当該科目授業担当教員が行う。

- 2 成績の評点は100点満点とする。
- 3 成績の評価は、次の基準によるものとし、C以上を合格とする。

評価		評点	評価基準
合格	S	90点以上	当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めたもの
	A	89点～80点	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの
	B	79点～70点	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの
	C	69点～60点	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの
不合格	D	59点以下	当該科目の履修において、目標を達成していないもの
	F		出席不足・試験欠席等により評価できない
	W		履修取消をした
認定	N	対象外	編入や留学等で単位を認定した

4 追試験の評点は減点されることがある。

5 再試験の成績は合格又は不合格とし、合格の評点は60点とする。

（規則の改廃）

第15条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 試験規則（昭和44年3月3日）は廃止する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成11年12月9日から施行する。

附則

この規則は、平成15年6月12日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の在学者については、別に定めるもののほか、従前の例による。

附則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第14条第3項の成績評価の基準に関しては、従前の例による。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

GPA制度取り扱い要項

（目的）

第1条 この要項は、奈良大学におけるグレードポイントアベラージ（Grade Point Average）制度の要点を整理することにより、制度の理解を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、Grade Point Averageの略で、各授業科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という）を付与して算出する1単位あたりのGP平均値のことをいう。

2 GPA対象科目は、100点を満点として成績評価されるすべての授業科目とする。

3 成績評価が点数によらない科目及び本学が指定した以下の授業科目については、GPAの対象科目から除く。

- (1) 編入学や転入学した際の単位認定科目
 - (2) 本学入学前に修得した単位認定科目
 - (3) 留学や他大学との単位互換等で修得した科目
- (成績評価)

第3条 前条第2項及び第3項に定めるGPA対象科目について、各科目の成績評価を以下の判定基準に従い評価し、5段階のGPを付与して1単位あたりの評点平均値を算出する。

評価	評点	GP	判定内容
合格	S 90点以上	4	当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めたもの
	A 89点～80点	3	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの
	B 79点～70点	2	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの
	C 69点～60点	1	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの
不合格	D 59点以下	0	当該科目の履修において、目標を達成していないもの
	F	0	出席不足・試験欠席等により評価できない
W	対象外		履修取消をした
認定 N			編入や留学等で単位を認定した

2 GPAは、当該学期に履修した対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとする。計算値は、小数点以下第3位を四捨五入して表記するものとする。

- 1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。
- 2) 通算GPAは、入学時から現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。

GPA (Grade Point Average) の算出方法

$$\frac{\text{修得した各科目の単位} \times \text{Grade Point}}{\text{成績評価を受けた科目の総単位数}}$$

3 通算GPA及び学期GPAは、それぞれ対象となる全科目と卒業要件対象科目とに分けて算出する。

(履修の取消)

第4条 一度履修登録した科目であっても、履修目的を達成する見込がない等の理由で、履修登録を取り消すことができる。た

だし、取消に伴う追加登録はできない。

2 履修登録の取消は、指定された取消期間中のみ行うことができる。この期間に手続きを行わなかった場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 履修登録後休学した者の休学中の履修科目については、履修の取消を学生支援センター（教務担当）で行う。
(不合格科目の再履修)

第5条 不合格科目については次学期以降に再履修することができる。再履修による評価は上書きされ、上書きされる前の履修科目単位数は、成績評価を受けた授業科目の単位数に算入しない。
(GPAの記載)

第6条 成績通知書により通知するGPAについては、第3条第3項の内容をそれぞれ通算GPA及び学期GPAに分けて記載する。

2 成績証明書には対象科目のうち、卒業要件科目の通算GPAのみを記載する。
(活用)

第7条 卒業要件科目のGPAが1.1未満の者については、当該学生の所属学部の学部長による面談を行う場合がある。

2 卒業判定においては、前項も踏まえ、卒業要件科目の通算GPAについて学部会で審議を行う。

3 卒業要件科目の年度末時点の通算GPAが3.0以上の者は、翌年度は、学期毎では26単位以内、年間では52単位以内まで登録することができる。登録手続きについては別に定める。
(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPA及び科目履修に関し、必要な事項は履修要項他別に定める。
(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、教務委員会の議を経なければならない。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成22年7月13日から施行する。

附則

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前の在学者については、従前の例による。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生に適用する。

2 平成30年度以前の在学者及び在籍者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者については、従前の例による。

附則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生に適用する。

2 令和4年度以前の在学者及び在籍者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者については、従前の例による。

緊急時における授業の取扱内規

第1条 交通機関が不通（運休、復旧の見通しがたない運転見合わせを含む。以下「不通」という。）の場合の面接で行う授

業及び試験（以下「授業等」という。）の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 近鉄奈良・京都・橿原線（以下「近鉄」という。）のいずれかが不通の場合は、次のとおりとする。

ア 午前7時より前に運行を再開したときは、平常どおり授業等を行う。

イ 午前7時現在不通のときは、午前中休講とする。

ウ 午前10時より前に運行を再開したときは、午前中休講とし、午後からは授業等を行う。

エ 午前10時現在不通のときは、全日休講とする。

(2) 試験期間中に前第1号イからエにより中止となった試験は、後日実施する。連絡は掲示連絡とする。

第2条 台風等により危険が予想される場合の授業等の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 奈良県北西部、京都府山城南部・山城中部、若しくは大阪府大阪市・東部大阪・南河内の各域内の市町村のいずれかに暴風警報又はなんらかの特別警報が発令された場合は、次のとおりとする。

ア 午前7時より前に解除されたときは、平常どおり授業等を行う。

イ 午前7時現在発令中のときは、全日休講とする。

ウ 午前7時以降午前9時より前に発令されたときは、全日休講とする。

エ 午前9時以降に発令されたときは、その時点で行われていた授業等を中止し、その日のそれ以降の全ての授業等も休講とする。

(2) 試験期間中に前第1号イからエにより中止となった試験は、後日実施する。連絡は掲示連絡とする。

第3条 前第1条及び第2条以外に、通学不能又は通学困難、あるいは授業等が困難と学長が判断した場合は、休講とすることがある。

第4条 緊急時の欠席の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 前条にあてはまらず授業等が行われたが、自宅周辺の気象状況又は通学経路の交通機関の不通や遅延等のため、どうしても授業等に出席できなかった者については、欠席扱いとしないものとする。

(2) 試験期間中に前号により出席できなかった者は、その理由を記した書類（交通機関の不通の場合、通学経路を記し、遅延の場合には延着証明書も添付）を指定の期日までに学生支援センター（教務担当）へ提出することで、当該科目を追試験受験科目として認める。

第5条 インターネット等を利用して行う遠隔授業及び試験（以下「遠隔授業等」という。）は、原則として実施する。ただし遠隔授業等が困難と学長が判断した場合は、休講とすることがある。

第6条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和58年10月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年5月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年9月2日から施行する。

転学部・転学科の取扱規則

（趣旨）

第1条 学則第29条に定められた転学部又は転学科は、この規則による。

（出願資格）

第2条 転学部又は転学科を希望する者は、出願資格として当該年度を含め、2年以上在学し、卒業要件科目を64単位以上修得又は修得見込みであることを要する。

2 修得見込みで出願した者が、所定の単位数を修得できなかったときは、その出願は無効とする。

（出願手続）

第3条 転学部を希望する者は、所属する学部長の転学部承認書及び成績証明書を転学部願に添付の上、学生支援センター（教務担当）を通じて、転入を希望する学部の学部長に願い出るものとする。

2 同一学部の他の学科へ転学科を希望する者は、転学科願に成績証明書を添付の上、学生支援センター（教務担当）を通じて、学部長に願い出るものとする。

（出願期限）

第4条 出願期限は、別途定める。

2 前項の別途定める出願期限は、文学部長及び社会学部長が調整のうえ定める。

（選考方法）

第5条 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。

（選考通知）

第6条 選考は、各学部において行い、新年度までに可否を通知する。

（単位認定）

第7条 転学部・転学科を許可された者が、転学部・転学科する以前の学部・学科で修得した授業科目及び単位のうち当該学部・学科で同一と判定される科目及び単位について、当該学部・学科の単位として認定する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、転学部・転学科に必要な事項は、各学部で定める。

（規則の改廃）

第9条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成元年10月12日から施行し、昭和63年度入学生から適用する。

2 転科の取扱規則（昭和58年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

文学部における転学部・転学科の取扱内規

(趣旨)

第1条 奈良大学学則第29条及び転学部・転学科の取扱規則に基づく、文学部における転学部・転学科の選考取扱については、この内規で定めるところによる。

(選考方法)

第2条 転学部・転学科については、入学試験及び入学後の成績並びに当該学科の事情を考慮して選考を行う。

(転学部選考取扱)

第3条 転学部について、次のとおりとする。

(1) 転出

ア 学部長の承認を得た者とする。

イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。

- ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
- ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。

イ 選考の時期は2月又は3月とする。

ウ 選考は当該学科の教員が行う。

(転学科選考取扱)

第4条 転学科について、次のとおりとする。

(1) 転出

ア 学科主任の承認を得た者とする。

イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。

- ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
- ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。

イ 選考の時期は2月又は3月とする。

ウ 選考は当該学科の教員が行う。

(志望理由書)

第5条 転学部・転学科の志望者は、出願時に志望理由書を添えるものとし、志望理由書は400字詰原稿用紙で2枚以上とする。

(単位修得)

第6条 転学部又は転学科を許可されても、単位修得の関係で2年間で卒業できないこともある旨を伝えることとする。

(選考業務)

第7条 選考に関する業務は、当該学科が行う。

(合否判定)

第8条 合否の判定は、当該学科の提案を受け、学部会が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、文学部会の議を経なければならない。

附 則

1 この内規は、平成5年12月9日から施行し、平成6年度転学部・転学科から適用する。

2 転学部・転学科の取扱内規（平成2年3月15日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 平成25年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

2 令和2年度以前の在学者については、従前の例による。

社会学部における転学部・転学科の取扱内規

(趣旨)

第1条 奈良大学学則第29条及び転学部・転学科の取扱規則に基づく、社会学部における転学部・転学科の選考取扱については、この内規で定めるところによる。

(選考方法)

第2条 転学部・転学科については、入学試験及び入学後の成績並びに当該学科の事情を考慮して選考を行う。

(転学部選考取扱)

第3条 転学部について、次のとおりとする。

(1) 転出

ア 学部長の承認を得た者とする。

イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。

- ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
- ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。

イ 選考の時期は2月又は3月とする。

ウ 面接については当該学科の教員が行う。

(転学科選考取扱)

第4条 転学科について、次のとおりとする。

(1) 転出

ア 学科主任の承認を得た者とする。

イ ただし、次のいずれかに該当する者に限る。

- ① 学校推薦型選抜入学選考（指定校制推薦入学選考を除く）で入学した者。
- ② 一般選抜入学選考（大学入学共通テスト利用入試を含む）で入学した者。

(2) 転入

ア 出願者に対しては、筆記試験及び面接を行うことがある。

イ 選考の時期は2月又は3月とする。

ウ 面接については当該学科の教員が行う。

(志望理由書)

第5条 転学部・転学科の志望者は、出願時に志望理由書を添えるものとし、志望理由書は400字詰原稿用紙で2枚以上とする。

(選考業務)

第6条 選考に関する業務は、転学部・転学科選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(選考委員会)

第7条 委員会は、学部長を委員長として各学科2人とする。

(合否判定)

第8条 合否の判定は、委員会の提案を受け、学協会が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、社会学部会の議を経なければならない。

附 則

1 この内規は、平成5年12月9日から施行し、平成6年度転学部・転学科から適用する。

2 転学部・転学科の取扱内規（平成2年3月15日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成13年9月11日から施行し、平成14年度転学部・転学科から適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 平成25年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

2 令和2年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学聴講生規則

(目的)

第1条 この規則は、学則第45条及び第49条に基づき聴講生（他の大学との単位互換協定に基づいて受け入れた学生は「特別聴講生」とする、以下同じ。）について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 聴講を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特別聴講学生は他の大学との単位互換協定に基づき別に定める。

(1) 満20歳以上の者

(2) 外国人留学生の場合は、満20歳以上の者で、履修期間中の在留資格を有し、かつ、当該授業科目を履修するために十分な語学力があると認められる者

(3) 前号のほか、教授会の議を経て特別に認められた者

(出願手続)

第3条 聴講を志願する者は、次の各号の書類に受講登録料を添えて出願しなければならない。ただし、特別聴講学生を志願する者については、特別聴講願書を提出することとし、受講登録料はこれを免除することができる。

(1) 聴講生志願票

(2) 写真（最近3ヶ月以内に撮影のもの）

2 外国人留学生が志願するとき、第1項で定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 在学中の身元保証書（身元保証人は奈良県内又はその近郊に居住している者）

(2) 留学生査証又は就学生査証（写）

(3) 外国人登録済証明書

(4) 経費支弁能力証明書（写）

(5) (財)日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験の日本語能力認定書1級又は2級（写）

(6) 履歴書及び最終学歴を証する資料

3 必要に応じて就学上の資料の提出を求められることがある。

(出願期間)

第3条の2 聴講生の出願期間は、毎年3月1日から3月15日までとする。なお、後期開講科目は、8月20日から8月31日まで出願することができる。ただし、特別事情がある場合については、これによらないことができる。

2 出願締切日が日曜・祝日の場合は、前日までとする。

(選考及び許可)

第4条 聴講生の選考は、教務委員会で調整の上、当該学部会で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は聴講生として許可する。

3 聴講を希望する者が外国人留学生の場合は、第1項で定める手続とは別に、国際交流委員会の承認を要するものとする。

(在学期間)

第5条 聴講生の在学期間は、1年又は半年とする。

(聴講授業科目)

第6条 聴講生は、当該授業科目（以下「科目」という。）を履修する本学学生の学修を妨げない範囲において、1科目又は数科目に限って受講することができる。

(受講登録料及び聴講料)

第7条 受講登録料及び聴講料は、次のとおりとする。

受講登録料 3,000円

聴講料 1科目（1学期 週1回）15,000円

(聴講料の納入)

第8条 聴講生として認定された者は、所定の聴講料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別聴講

学生は聴講料を免除することができる。

(聴講生証)

第9条 聴講生の身分を証明するものとして聴講生証を交付する。

(試験・成績証明書及び単位)

第10条 聴講生(「特別聴講学生」を除く。)は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については、願い出により成績証明書を交付するが、単位は認定しない。

2 特別聴講学生は、受講した科目の試験を受け、合格した科目については単位を認定する。

(資格の取消)

第11条 聴講生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をしたとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、聴講生の資格を取り消すことがある。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、本学学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 奈良大学聴講生規則(昭和54年4月1日)は廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

奈良大学科目等履修生規則

(目的)

第1条 この規則は、学則第46条及び第49条に基づき科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 授業科目(以下「科目」という。)の単位を修得するために履修を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第21条に定めた大学入学資格を有する者又は満30歳以上の者。

(2) 奈良大学附属高等学校の生徒及び本学と協定を締結した高等学校又はこれに準じる学校の生徒(以下「高校生」という。)

2 教育職員免許状の授与資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「教職履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で本学が正規の課程として認定を受けている教科の教育職員免許状の取得を希望する者とする。

3 博物館学芸員の資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「学芸員履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で博物館学芸員資格の取得を希望する者とする。

4 司書の資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「司書履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院

在学者で司書資格の取得を希望する者とする。

5 学校図書館司書教諭の資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下「学校図書館司書教諭履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で学校図書館司書教諭資格の取得を希望する者とする。

6 上記学則に定められた資格以外で、各学部学科において取得可能として認められた資格を得るため当該科目の履修を志願できる者(以下、「諸資格履修生」という。)は、本学を卒業した者又は本学大学院在学者で当該資格の取得を希望する者とする。(出願手続)

第3条 履修生を志願する者は、次の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

(1) 履修生志願票

(2) 最終学校の卒業証明書

(3) 志望理由書

2 必要に応じて就学上の資料の提出を求めることがある。

3 本学大学院在学者及び引き続き履修を志願する者は、第1項第2号は適用しない。

(高校生の出願手続)

第3条の2 高校生の出願書類については、別に定める。

(出願期間)

第3条の3 履修生の出願期間は、毎年3月1日から3月15日までとする。なお、後期開講科目は、8月20日から8月31日まで出願することができる。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。

2 出願締切日が日曜・祝日の場合は、前日までとする。

(選考及び許可)

第4条 履修生の選考は、教務委員会の議を経て当該学部で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は履修生として許可する。

(在学期間)

第5条 履修生の在学期間は、1年又は半年とする。

(履修科目)

第6条 履修生は、履修を許可された科目について受講することができる。

2 教職履修生が履修できる科目は、教育職員免許状取得のために必要な科目とする。ただし、「教育実習」を履修するためには「教職課程科目履修要領」に定める先修条件をみたさなければならない。

3 学芸員履修生が履修できる科目は、博物館学芸員資格取得のために必要な科目とする。ただし、「博物館実習」を履修するためには「博物館学芸員資格取得実施要領」に定める先修条件をみたさなければならない。

4 司書履修生が履修できる科目は、司書資格取得のために必要な科目とする。

5 学校図書館司書教諭履修生が履修できる科目は、学校図書館司書教諭資格取得のために必要な科目とする。

6 諸資格履修生が履修できる科目は、当該資格を取得するために必要な科目とする。

7 高校生が履修できる科目については、別に定める。

(受講登録料及び履修料)

第7条 受講登録料及び履修料は、次のとおりとする。

受講登録料

3,000円

履修料 1単位 15,000円

2 履修科目により、特に費用を要するときは別途徴収する。

(本学大学院在学者の受講登録料及び履修料)

第7条の2 本学大学院在学者の受講登録料及び履修料については、別に定める。

(高校生の受講登録料及び履修料)

第7条の3 高校生の受講登録料及び履修料については、別に定める。

(履修料の納入)

第8条 履修生として認定された者は、所定の履修料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。

(履修生証)

第9条 履修生の身分を証明するものとして履修生証を交付する。

(試験・成績証明書及び単位取得証明書)

第10条 履修生は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については所定の単位を認定し、願い出により成績証明書又は単位取得証明書を交付する。

(資格の取消)

第11条 履修生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をしたとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、履修生の資格を取り消すことがある。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、本学学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

学生生活に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、本学学生が豊かな知性と教養と品位を保って学生生活を過ごすことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(諸規則の遵守)

第2条 学生は、学則及びこの規則のほか、大学が別に定める諸規則を守らなければならない。

(学内秩序)

第3条 学生は、個人・団体を問わず学内の秩序を乱してはならない。

(学生への連絡)

第4条 大学から学生への通知、告示、その他の連絡は、原則として掲示とポータルサイトによって行う。

第2章 入学手続及び身上

(入学許可)

第5条 選抜試験に合格し、指定の期日までに入学金及び前期学費を納入した者に入学を許可する。

(誓約書)

第6条 入学を許可された者は、保証人署名の保証書とともに、誓約書を提出しなければならない。

(書類の提出)

第7条 入学を許可された者は、指定の期日までに、本学が定める書類に前条の誓約書および保証書を添えて学生支援センター(学生担当)に提出しなければならない。書類提出がなければ入学許可を取り消す。

(保証人)

第8条 保証人は1人とし、保証人は父母又はこれに代わる近親者とする。

2 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を負うものとする。

(身上異動届)

第9条 第7条の提出書類に次の記載事項の変更が生じたときは、速やかに学生支援センター(学生担当)へ届け出なければならない。

(1) 本人又は保証人の現住所・電話番号等の変更

(2) 父母の死亡

(3) 保証人の変更

(4) 戸籍上の異動

第3章 学生証

(学生証の交付)

第10条 入学と同時に学生証を交付する。学生証の有効期間は4年間とする。

2 4年を超えて在学する者には、1年間有効の学生証を旧学生証と引き換えに交付する。

3 学生証は、常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(学生証の返納)

第11条 学生証は、卒業、退学、除籍又はその有効期間を過ぎたときは、直ちに学生支援センター(学生担当)に返納しなければならない。

(学生証の再交付)

第12条 学生証を紛失したときは、直ちに学生支援センター(学生担当)に届け出て再交付を受けなければならない。

第4章 欠席、休学、退学、除籍、復学、復籍及び再入学

(欠席)

第13条 やむを得ず授業等を欠席の場合、欠席届を授業担当教員に直接提出し、その指示を得ることができる。ただし、その理由が証明できるものについては、証明書等を添付しなければならない。

(休学)

第14条 学則第31条により、休学しようとする者は、正保証人連

署の上、休学願を学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を得なければならない。

（休学の期間及び休学中の学費）

第15条 学則第32条による休学の期間は、休学を許可された日から当該学期末又は年度末までとする。ただし、引き続き休学を希望する者は、前条の手続きを経て更に1年以内に限り、休学することができる。

2 学則第41条により、休学者の休学中の学費については、在籍料として施設設備費の半額相当額を納入しなければならない。

3 学期の中途から休学する場合は、その学期の学費を全額納入しなければならない。ただし、前期については5月31日、後期については11月30日までに願出の休学者に関しては、在籍料を除き、既納の学費を返還する。

（退学）

第16条 学則第34条により、退学しようとする者は、正保証人連署の上、退学願を学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を得なければならない。

2 退学する際には、属する学期の学費を納入していなければならない。ただし、前期については5月31日、後期については11月30日までの退学者であれば既納の学費を返還する。前期退学者の既納の後期学費は、返還する。

3 退学の日は、退学願を受理した日の月末とする。

（除籍）

第17条 学則第35条に定める除籍は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 学則第4条に定める、在学年限が8年を超える者は除籍とする。

(2) 学費を正当な理由なく、指定の期日までに納入しない者は、前期については6月30日付、後期については12月31日付をもって除籍とする。

(3) 学費の延分納期間中に学費を完納できなかった者は、前期については8月31日付、後期については2月28日付をもって除籍とする。

2 除籍となった者の延分納期間中の既納の学費は、返還しない。

3 除籍となった者に対しては、当該学期における単位は認定されない。

（復学）

第18条 学則第33条により、復学しようとする者は、保証人連署の上、復学願を学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 復学願の提出日は、休学期間の終了が年度末の者は3月1日から3月15日までに、前期末の者は9月1日から9月15日までに提出しなければならない。復学の日は各学期の始めとする。

(2) 病気が回復して復学しようとする者は、医師の診断書を添付するものとする。

（復籍）

第18条の2 学則第35条の2により、復籍を希望する者は、保証人連署の上、復籍願に復籍手数料10,000円を添えて学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 復籍願は、除籍日が6月30日の者は7月1日から7月15日まで、12月31日の者は1月7日から1月20日までの間に提出しなければならない。

(2) 復籍を許可された者は、指定の期日までに未納の学費を納めなければならない。期日までに納めなければ、復籍を取り

消し、以後の復籍は認められない。

(3) 復籍の日を除籍日の翌日とする。

2 前各号で定める期間までに復籍手続きをしなかった者で、復籍を希望する者は、除籍後1年以内に限り、保証人連署の上、復籍願に復籍手数料を添えて学生支援センター（学生担当）に提出し、許可を受けなければならない。

3 前項で復籍を許可された者は、許可された年度の1年次生の入学金の半額を納めなければならない。指定の期日までに納めなければ復籍を取り消し、以後の復籍は認められない。

（再入学）

第18条の3 再入学を志願できる者は学則第34条により退学した者で退学後2年以内の者とする。ただし、志願できる学科は、退学した学科とする。

2 再入学した者が退学し、再び再入学を志願しても許可しない。

3 再入学を志願する者は、前期は2月28日、後期は8月31日までに再入学願を学生支援センター（学生担当）に提出しなければならない。

4 再入学は、選考によって許可する。

5 再入学の入学時期は、各学期の始めとする。

6 再入学を許可された者（以下「再入学者」という。）の年次は、在学中に修得した単位を考慮して相当年次に入学させる。

7 再入学者の入学金は、再入学を許可された1年次生の入学金の半額とする。

8 再入学者の学費は、第6項で定められた相当年次の金額とする。

第5章 通学及び服装

（自動車通学の禁止）

第19条 学生の自動車通学は禁止する。ただし、クラブ、ゼミ等各団体の活動のため、あるいはその他特別の事情により、学内に車両乗り入れの必要が生じた学生は学生支援センター（学生担当）に願出、許可を得るものとする。

（単車通学）

第20条 単車で通学しようとする者は、学生支援センター（学生担当）に届け出なければならない。

2 単車で通学する者は、自動車任意保険に加入しなければならない。

3 届け出なく、学内に単車を乗り入れた者及び学内で安全運転を怠った者には、単車通学を認めない。

（服装）

第21条 服装は、本学の学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康診断

（健康診断）

第22条 学生は、学校保健安全法により、毎年指定する日時に定期健康診断を受けなければならない。指定日に受診できなかった者は、任意の医療機関で受診し、その結果を学生支援センター（学生担当）へ報告しなければならない。またスポーツ系クラブ・サークルに所属する者は不定期に行われる健康診断の受診に協力しなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果、大学が行う指示に従わなければならない。

第7章 団体及び集会

(団体結成)

第23条 学生が学内で新しくクラブ又はサークルを結成しようとするときは、団体結成許可願により、専任の教員を部長又は顧問として、団体の規約及び会員名簿を添えて学生支援センター(学生担当)に願ひ出て、許可を受けなければならない。

2 団体結成許可の有効期限は、その団体が許可を受けた年度の末日とする。

3 団体の規約、その他届出事項に変更が生じたときは、学生支援センター(学生担当)に届け出て承認を受けなければならない。(団体継続の手續)

第24条 結成を許可された団体が、翌年度も引き続き活動する場合は、毎年5月末日までの指定された期日までに前年度活動報告書、新年度活動計画及び部員名簿等を添えて、学生支援センター(学生担当)に提出し、継続の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けない団体は、解散したものとみなし、廃部として取り扱う。

(団体活動)

第25条 学生の団体活動は、第23条で結成された公認の団体が行う活動とし、それ以外の団体活動は認めない。

2 団体活動に伴う諸事故については、その団体自体が責任をもって自主的に解決しなければならない。

(外部団体への加入)

第26条 学生団体が外部団体に加入しようとするときは、その外部団体の規約、加盟団体名簿等を添えて学生支援センター(学生担当)に願ひ出て、承認を受けなければならない。

(集会)

第27条 学生団体が学内又は学外で集会するときは、3日前までに所定の様式によって学生支援センター(学生担当)に願ひ出て、許可を受けなければならない。

2 学生団体が、遠方旅行、合宿又は対外試合等をするときは、所定の様式により学生支援センター(学生担当)に届け出て許可を受けなければならない。活動中において、各自はリーダーの指導のもとに安全を第一にし、秩序ある行動をしなければならない。

3 学生団体以外の者が学内又は学外で集会するときは、第1項の手續を準用する。

(学内諸施設の使用)

第28条 前条の集会等のため、教室又はその他の施設を使用しようとするときは、責任者はその3日前までに施設使用願を学生支援センター(学生担当)に提出し、許可を受けなければならない。

2 第23条による許可を受けていない団体又は個人の場合、学科主任、ゼミ担当教員、担任教員等専任教員の承認を得た上で前項の手續を行うものとする。

(署名・募金等)

第29条 学生又は学生団体が署名又は募金活動を行うときは、事前に学生支援センター(学生担当)に届け出て許可を得なければならない。

(団体の解散又は活動の停止)

第30条 学生又は学生団体の活動や行為が、本学の目的に反し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めるときは、その行為を禁止又は当該団体を解散させることがある。

第8章 印刷物等の発行・配布・掲示及び放送

(印刷物等の発行・配布)

第31条 学生又は学生団体が新聞雑誌、パンフレット、ビラ及びその他これらに類するものを発行又は配布するときは、事前に当該印刷物等を学生支援センター(学生担当)に提出し、許可を得なければならない。

2 学生支援センター(学生担当)の許可印のない印刷物等は、発行又は配布してはならない。

(掲示・立看板)

第32条 学生又は学生団体が掲示するときは、事前に当該掲示物を学生支援センター(学生担当)に届け出て許可を得なければならない。また立看板についても同様とする。

2 学生支援センター(学生担当)の許可印のない掲示物又は立看板は、これを撤去する。

(放送)

第33条 学生又は学生団体が本学の放送施設を使用したいときは学生支援センター(学生担当)に届け出て許可を受けなければならない。

2 放送は原則として授業時間外とする。

3 学生が拡声機による放送あるいは演説等を行おうとするときは、学生支援センター(学生担当)に届け出て許可を受けなければならない。

第9章 情報通信の利用

(利用の原則)

第34条 学生又は学生団体は、情報通信(インターネット、携帯電話、電子メール、電子掲示板等)を適正に利用する義務を負わなければならない。

(禁止事項)

第35条 情報通信を利用して、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

(1) 情報機器への不法侵入・破壊行為等を行うこと。

(2) ネットワークの運用・運営を妨げる行為等を行うこと。

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 他人の人権を侵害したり、差別情報の受発信を行うこと。

(5) プライバシーや他人の秘密を侵す行為

(6) 他人を誹謗中傷する行為

(7) 虚偽の情報の受発信を行うこと。

(8) その他、教育研究等の趣旨に反する行為及び利用

(諸規程の遵守)

第36条 学生又は学生団体は、法人の規程に定める学校法人奈良大学ネットワーク利用に関する規則及び学校法人奈良大学情報倫理規程にも従わなければならない。

(違反行為に対する処置)

第37条 この規則に違反した者に対し、直ちに関連情報を削除し、利用の停止又はその他教育処置を執るものとする。

(許可及び報告義務)

第38条 情報通信において、大学固有の名称等(学校法人奈良大学、奈良大学、Nara University、住所、建物等)を使用する場合は、事前に学生支援センター(学生担当)に申請書を提出し、学長の許可を得なければならない。また、許可を受けた者は、その使用内容・使用状況等を年1回、学生支援センター(学生担当)を通して学長に報告するものとする。

第10章 雑則
(アルバイト)

第39条 大学としては積極的なアルバイト紹介は行わない。ただし、やむを得ない事情により、アルバイトを必要とする者には、学生支援センター（学生担当）でアルバイト求人票を閲覧することができる。

2 アルバイトによって生じる支障はすべて自己の責任に帰するものとする。

(下宿生活)

第40条 下宿生活者は、下宿での生活においても大学生としての品位を保つとともに下宿先の規則や心得を遵守しなければならない。

(暴力)

第41条 学生はいかなる場合においても絶対に暴力をふるってはならない。また、個人又は複数による業務（授業を含む）の妨害や物的破壊行為を行ってはならない。

(危険物)

第42条 銃火器・爆発物・凶器等の危険物や、麻薬類等の依存性のある薬物を所持してはならない。

2 クラブ活動や学園祭等においては、灯油・ガソリン等を必要とする機器の持ち込みについては、学生支援センター（学生担当）に届け出て許可を受けなければならない。

(喫煙)

第43条 所定の場所以外での喫煙は、禁止する。

(電話・郵便物)

第44条 学外から学生への電話については家族からの不幸ごと以外はとりつかない。

2 公認された学生団体宛の郵便物については学生支援センター（学生担当）で保管し、掲示により、学生へ通知する。個人宛の郵便物は取り扱わない。

(規則の改廃)

第45条 この規則の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 学内生活に関する規則（昭和44年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年9月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

奈良大学におけるハラスメントの 防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良大学におけるハラスメントの防止のための措置、及び、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「ハラスメント」とは、教職員、学生若しくは関係者が、他の教職員、学生などに不利益や不快感を与えることをいう。

(2)「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手の意に反し、相手に不利益や不快感を与える性的な言動をいう。

(3)「アカデミック・ハラスメント」とは、教育研究上の上下関係又は優越的な地位を利用して、相手の教育研究上、又は修学上の利益や権利を侵害することをいう。

(4)「パワー・ハラスメント」とは、職務上の上下関係や優越性を利用して、適正な範囲を超えて指導や注意を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与え、相手の就労上若しくはその他の利益や権利、人格、尊厳を侵害する言動又は職場やその他の環境を悪化させることをいう。

(5)「アルコール・ハラスメント」とは、相手の意に反してアルコール類の摂取を強要し、又は酩酊状態で他者に不利益や不快感を与えることをいう。

(6)「教職員」とは、専任・非専任の区別なく、すべての雇用形態の教員及び職員をいう。本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者ならびに雇用関係のない研究従事者を含む。

(7)「学生」とは、学生及び大学院学生等、本学において修学するすべての者をいう。

(8)「関係者」とは、学生の保護者ならびに本学と職務上の関係を有する者及び関係業者等をいう。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、この規程及び別に定める「奈良大学ハラスメント防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、その他のハラスメントを行ってはならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、教職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 学長は、新たに教職員となった者に対して、ハラスメントの防止に関する基本事項について理解させるため研修を行わなければならない。

3 学長は、新たに教職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）となった教職員に対して、ハラスメント防止に関し求められる役割について、理解させるために研修を行わなければならない。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処

しなければならない。
(委員会の設置)

第6条 本学にハラスメントを防止するとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することを目的として奈良大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の責務)

第7条 委員会は、前条の目的のために次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修
- (2) ハラスメント事案の調査
- (3) ハラスメントの問題の解決及び措置の勧告
- (4) ハラスメントの再発防止に関する指導
- (5) ハラスメントと認定された行為についての処分の検討
- (6) ガイドラインの制定
- (7) その他ハラスメントの防止に関し必要な事項

2 委員会は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。調査委員会の構成は、その都度決定する。

(委員会の構成と運営)

第8条 委員会は次に掲げる委員をもって組織し、その委員は学長が委嘱する。

- (1) 文学部長、社会学部長、通信教育部長の中から学長が指名したもの1人
 - (2) 事務局長
 - (3) 学長が指名した専任教員3人
 - (4) 学長が指名した事務職員2人
 - (5) その他学長が指名した者
- (任期)

第9条 前条第1号及び第2号の委員の任期はその職に在任する期間とし、第3号、第4号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置く。委員長は第8条第1号の委員とする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

5 委員会が必要と認めるときは、関係教職員等の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(相談)

第11条 学生、教職員及び関係者は、ハラスメントに関する相談を行うことができる。

2 相談は、ハラスメントによる被害を受けた本人又は次の各号に掲げる者から受け付ける。

- (1) 他の者がハラスメントをされているのを見て不快に感じた者
- (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた者
- (3) ハラスメントに関する相談を受けた監督者

(解決方法)

第12条 ハラスメントによる問題解決のための方法は次の各号に掲げるとおりとし、ハラスメント防止委員長の判断により行う。

(1) 「通知」による解決

ハラスメント相談者の意向に基づき、「匿名」のまま、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に、ハラスメントの相談があったことを通知し、解決を図る方法

(2) 「調整」による解決

ハラスメント相談者と、相手方の主張を公平な立場で調整し、解決を図る方法

(3) 「調停」による手続き

当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により解決を図る方法

(4) 「調査・措置」による解決

事実関係の公正な調査に基づき、ハラスメントに該当すると判断された場合は、相手方に対し懲戒処分など厳正な措置を求め、解決を図る方法

(申立)

第13条 ハラスメントによる被害を受けた本人は、希望する解決方法を前条各号の中から選択して申立をすることができる。

(ハラスメント相談員)

第14条 ハラスメントに関する相談及び申立が教職員又は学生からなされた場合に対応するため、委員会の下にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、委員長が任命する。

(相談員の責務)

第15条 相談員は、相談・申立への対応にあたっては、ガイドラインに従わなければならない。

2 相談員は、相談を受けた事案についてすみやかに委員長に報告しなければならない。

(秘密の遵守)

第16条 ハラスメントの相談、申立、調査及び問題の解決に関与する全ての者は、プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、相談及び申立の内容をはじめ、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第17条 学長及び監督者は、ハラスメントに対する相談・申立及び調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。

(委員会の事務)

第18条 委員会及びハラスメント防止等に関する事務は、総務課が行う。

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

奈良大学表彰規程

(趣旨)

第1条 奈良大学学則第42条の規定に基づく表彰については、こ

の規程の定めるところによる。

(種類及び対象者)

第2条 表彰は、学業表彰、社会貢献表彰及び課外活動表彰とし、その対象者は次のとおりとする。

(1) 学業表彰

本学における学業において特に優秀な成績を修め、人物・識見に優れていると認められる学生について、次の各号により表彰する。ただし、編入学生、社会人入学生は除く。

ア 1年次生について、1年次の1年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学1年次学業表彰」として表彰する。

イ 2年次生について、2年次の1年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学2年次学業表彰」として表彰する。

ウ 3年次生について、3年次の1年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学3年次学業表彰」として表彰する。

エ 4年次生について、1年次から4年次後期終了時までの4年間の成績等を対象として選考し、「奈良大学特別学業表彰」として表彰する。

(2) 社会貢献表彰

学内外において他の模範とするに足る社会貢献、奉仕を行い、社会的評価を得た学生個人（以下「個人」という。）又は学生団体（以下「団体」という。）について、「奈良大学社会貢献表彰」として表彰する。

(3) 課外活動表彰

課外活動において優秀な成績を挙げ、本学の名誉を高めた個人又は団体について、「奈良大学課外活動表彰」として表彰する。

(表彰の内容及び方法)

第3条 表彰は、表彰状及び副賞を授与することによって当該年度又は翌年度初めに行う。

(選考の方法)

第4条 学業表彰については、各学科の主任の推薦に基づき学生指導委員会において審査を行い、表彰に値すると認められた候補者について教授会の議を経て、学長が被表彰者を決定する。

2 社会貢献表彰及び課外活動表彰については、団体又は個人が所属する団体の顧問、学生指導委員会委員、その他関係者の推薦に基づき学生指導委員会において審査を行い、表彰に値すると認められた候補者について教授会の議を経て、学長が被表彰者を決定する。

(選考の時期及び公示)

第5条 選考は、前条に定める関係者の推薦を受けて遅滞なく行い、被表彰者が決定したときはこれを学内外に公示する。

(事務所管)

第6条 この規程に関する事務の所管は、学生支援センター学生担当とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(補則)

第8条 この規程による表彰の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成5年11月11日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 学業表彰については令和4年度入学生から適用する。

奈良大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良大学学則第43条及び第44条又は奈良大学大学院学則第39条の規定に基づき、学生の懲戒に関する手続その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における懲戒は、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条に基づき、学生に対する制裁として一定の不利益を与える処分をいう。

2 懲戒は、対象となる行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

(懲戒対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

(1) 法令及び公序良俗に反する行為

(2) 本学が定める諸規則に反する行為

(3) 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為

(4) 人権を著しく侵害する行為

(5) その他本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

2 学則第43条及び第44条が定める「学生としての本分に反した者」とは、学則第44条第2号及び第3号の者、並びに前項各号の行為を行った者をいう。

(懲戒内容)

第4条 懲戒の内容は次のとおりとする。

(1) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めないものとする

(2) 停学 自分が行った行為について考えさせ、更生のための時間を与えるため、一定の期間、登学、教育課程の履修及び課外活動を禁ずること

(3) 譴責 口頭又は文書によりその行為を戒め、反省を求めること

2 停学の期間は、無期又は5日以上6ヶ月以内の有期とする。

3 停学の期間は在学年限に算入するが修業年限には原則として算入しない。ただし、学長が適当と認められた場合に限り、修業年限に算入するものとする。

4 停学の期間には、夏期休業、冬期休業、春期休業その他の休業期間を含むものとする。

(調査・審議等の付託)

第5条 学長は、懲戒対象行為とみなされる事案（以下「懲戒事案」という。）を知り得た時は、直ちに学生指導委員会に当該懲戒事案についての調査及び審議を付託するものとする。

2 本学の教職員が懲戒事案を知り得た場合は、速やかに学長に通報するものとする。

(調査及び審議)

第6条 学生指導委員会は、速やかに懲戒事案に係る事実の調査と審議を行う。

2 学生指導委員会は、懲戒対象学生又は懲戒対象となり得る学生（以下「対象者」という。）への事実確認及び事情聴取にあたっては、対象者に弁明する機会を十分に与えるよう配慮する。弁

明は対面又は文書によるものとし、対面による弁明の機会を設けるときには、対象者が希望する者の同席を認める。なお、対象者が正当な理由なく事実確認や事情聴取に応じない場合又は自己に有利な証拠を提出する等の弁明をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなす。

3 学生指導委員会は、懲戒事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。

4 学生指導委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 学生指導委員会は、調査の結果を基に懲戒の要否及び懲戒の内容について審議し、その結果を学長に報告する。

(量定の審議)

第7条 学生指導委員会は、第2条第2項に従い、認定した事実とともに次の各号に掲げる事項を総合的に判断して懲戒の量定に係る審議を行う。

- (1) 懲戒事案の悪質性及び重大性
- (2) 懲戒事案の動機、態様及び結果
- (3) 過去の類似の懲戒事案の有無と量定
- (4) 対象者の日常における生活態度及び懲戒事後の態様
(悪質性及び重大性の判断基準)

第8条 前条第1号の悪質性及び重大性の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、対象者の主観的態様、懲戒事案の性質、経緯、動機等により判断する
- (2) 重大性については、懲戒事案により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、社会に及ぼした影響等により判断する

(謹慎)

第9条 学長は、第6条第5項の報告に基づき、懲戒事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登学を禁ずることが緊急に必要と判断した場合には、学生指導委員長と協議を経て、対象者に対して直ちに謹慎を命ずることができる。

2 前項の謹慎の期間は、停学期間に含めるものとする。

(懲戒の裁定)

第10条 懲戒は、第6条第5項の報告に基づき、学部会、通信教育部委員会又は研究科委員会の議を経て学長が裁定する。

2 懲戒が無期停学の場合、その解除は反省の度合い等を勘案の上、学生指導委員長と協議を経て、学長が裁定する。ただし、解除の時期は原則として当該停学の開始の日から起算して6ヶ月以内とすることはできない。

(懲戒の通知)

第11条 学長は、懲戒を裁定した場合、懲戒内容を記載した通知書を対象者に交付する。

(不服申し立て)

第12条 懲戒を受けた対象者は、事実誤認、新事実の発見、その他の正当な理由がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から30日以内にその証拠となる資料を添えて、文書により学長に対して不服申し立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申し立てをすることができない正当な理由が認められる場合には、その理由が消滅した日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。

2 学長は、前項の不服申し立てがあった時は、学生指導委員会に対して申し立て内容の検討を命じ、学生指導委員会が再調査の

必要があると認める時は、学長は再度、学生指導委員会に調査及び審議を付託する。学生指導委員会が再調査の必要がないと認める時は、学長は速やかにその旨を文書により対象者に通知するものとする。

3 不服申し立てによる再調査及び審議、懲戒の裁定及び通知は、第6条から第11条に基づき行う。

(懲戒に関する記録)

第13条 懲戒は学籍簿に記載する。ただし、教育的見地から、対象者の成績及び修学状況に関する文書で対象者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(懲戒と学籍異動)

第14条 対象者から懲戒の決定前に退学又は休学の願い出があった場合、この願い出を受理しないものとする。

2 懲戒決定後は、学生生活に関する規則第16条に基づき、退学の願い出を受理し退学を許可することができる。

3 停学決定後又は停学中の学生から停学期間を含む休学の願い出があった場合には、この願い出を受理しないものとする。

4 休学中の学生が停学となった場合、停学開始日は原則として休学期間終了後とする。

5 停学中及び謹慎中の履修登録等の手続は、本学が定めた履修登録期間中に行うことができる。

(停学中の学費)

第15条 対象者に修業年限に算入しない停学期間があるときは、当該学期の学費は、学則第41条に定める在籍料と同額とする。

(学生団体の処分)

第16条 学長は、対象者と学生生活に関する規則第23条に規定する学生団体（以下、「クラブ等」という。）との間に懲戒事案との関わりが認められた場合、又は学生生活に関する規則第30条に規定された行為をクラブ等が行った場合、当該クラブ等に対して譴責、懲戒事案に係る行為の禁止、活動停止、解散の処分を行うことができる。

2 前項のクラブ等への処分は、学長が学生指導委員会に調査、審議を付託し、その結果を踏まえて学長が裁定する。

(守秘義務)

第17条 学生の懲戒に関与する全ての者は、プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(事務所管)

第18条 この規程に関する事務の所管は、学生支援センター学生担当とする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、学生指導委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月5日から施行する。

奈良大学奨学金規則

(目的)

第1条 学業人物とも良好であるが、経済的理由による修学困難な者に対して奨学のための金額を貸与し、大学教育を受ける機会を与えることを目的とする。

(貸与範囲)

第2条 貸与する金額、人員については、毎会計年度当初に定める。
2 貸与期限は1年とする。ただし継続申請することができる。

(委員会)

第3条 奨学生の選考並びに奨学金に関する諸事情は、学生指導委員会（以下「委員会」という。）で行う。

(資格)

第4条 奨学金の貸与を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、申請できない。

- (1) 日本国籍を有する者
 - (2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - (3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めた者
- (連帯保証人及び保証人の選任)

第5条 連帯保証人及び保証人の選任条件については、奈良大学奨学金細則により定める。

(申請)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書（本学所定用紙）
- (2) 個人調査書（本学所定用紙）
- (3) 第4条第2号又は第3号に該当する者は、在留カード（写）
- (4) 第4条第2号又は第3号に該当する者が連帯保証人又は保証人を日本国籍以外の者より選任する場合は、対象者の在留カード若しくは在留資格を表記した書類（写）

2 前項の他必要に応じ添付書類を求めることがある。

(誓約書及び借用証書)

第7条 この規則により奨学生に採用された者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び奨学金借用証書（本学所定用紙）
- (2) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書

(奨学金貸与の停止)

第8条 奨学生として不適当と認められる事態が生じた場合は、委員会の議に基づいて奨学金の貸与を打ち切ることがある。

(返済)

第9条 奨学金の返済方法については、奈良大学奨学金細則により定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は学生指導委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年5月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年9月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学奨学金細則

(返済)

第1条 奈良大学奨学金規則第9条により、次の各号のとおり定める。

- (1) 返済年数は、10年以内とし、分割による返済は均等額年賦とする。ただし、外国籍の者で在留資格が、日本人の配偶者等有・永住者の配偶者等有・定住者の者は返済年数を、在留期間内とする
- (2) 分割による返済期日については、第1回の返済日が卒業又は退学した翌年度9月30日とし、第2回目以降は毎年9月30日とする
- (3) 返済方法は、本人が返済期日までに本学指定の銀行へ振込むものとする
- (4) 返済通知については、大学が返済期日前に本人に通知するが、期日までに返済がない場合又は住所変更等の届出がない場合は、連帯保証人及び保証人（以下「保証人等」）に対して督促する
- (5) 返済を怠っている者に対し、延滞期間6か月を超える毎に6か月について一定の延滞金を徴収することがある
- (6) 本人の死亡又は心身障害により返済が不能と認められるときは、保証人等の願出により審査の結果、本人事由発生後の返済金について免除することがある
- (7) 本人及び保証人等の住所変更や改名又は保証人等の変更等を要する場合、あるいは本人の定めた返済方法を変更したいときは、直ちに届け出て認定を受けるものとする

(連帯保証人及び保証人の選任)

第2条 奈良大学奨学金規則第5条により、連帯保証人及び保証人は次の各号のいずれかに該当する者から選任する。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、選任できない。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めた者

2 連帯保証人は前項に規定する者のうち、貸与を受けようとする者が未成年者の場合は、その保護者（父母・未成年後見人）とする。成年者の場合は原則として父母とし、父母がいない場

合は未成年者を除く4親等以内の親族とする。ただし、配偶者は連帯保証人には選任できない。

3 保証人は第1項に規定する者のうち、連帯保証人以外で貸与を受けようとする者と別の生計を営む者であって、貸与を受けようとする者の4親等以内の親族とする。ただし、父母及び配偶者は保証人には選任できない。

(その他)

第3条 この細則の適用にあたり疑義が生じた場合、学生支援センター長が決定する。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は学生指導委員会の議を経て決定する。

附 則

この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年1月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年5月29日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年9月27日から施行し、平成25年度入学1年次生から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学緊急支援貸与金規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良大学(大学院を含む。)に在籍する学生で、修学を熱望するにもかかわらず経済的理由により緊急に学費の支弁が困難になった者に対し、奈良大学緊急支援貸与金(以下「緊急支援貸与金」という。)の貸付を行い、学業継続を援助し、社会有為な人材の育成及び輩出に資することを目的とする。

(貸付額)

第2条 緊急支援貸与金額は、奈良大学奨学金の自宅外金額の1年分を最高貸与額とし、単年度採用とする。ただし継続申請することができる。

- 2 緊急支援貸与金は、無利子とする。
- 3 貸付は財源の範囲内で行うものとする。

(資格)

第3条 奨学金の貸与を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、申請できない。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又

は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
(3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めた者

(連帯保証人及び保証人の選任)

第4条 連帯保証人及び保証人の選任条件については、奈良大学奨学金細則により定める。

(申込手続)

第5条 緊急支援貸与金の貸与を希望する者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 奈良大学緊急支援貸与金申請書(本学所定用紙)
- (2) 個人調査書(本学所定用紙)
- (3) 第3条第2号又は第3号に該当する者は、在留カード(写)
- (4) 第3条第2号又は第3号に該当する者が連帯保証人又は保証人を日本国籍以外の者より選任する場合は、対象者の在留カード(写)

2 前項の他必要に応じ添付書類を求めることがある。

(審査及び決定)

第6条 緊急支援貸与金の貸与の可否は、学生支援センター(学生担当)において書類審査及び面接をしたうえで、学生支援センター長が決定する。

(誓約書及び借用証書)

第7条 緊急支援貸与金の支給が決定した者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び奨学金借用証書(本学所定用紙)
- (2) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書

(返済方法)

第8条 緊急支援貸与金の返済方法については、奈良大学奨学金細則に準じて行うものとする。

(その他)

第9条 この規程の適用にあたり疑義を生じた場合は、そのつど学生支援センター長が決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生指導委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の在学者については、従前の例による。

奈良大学短期貸付金規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良大学(大学院を含む。)に在籍する学生で、家庭からの仕送りの遅延・急病等により一時的又は緊急に生活費の支弁が困難になった者に、短期貸付金(以下「貸付金」という。)を貸与して学業継続を援助することを目的とする。

(貸付額)

第2条 貸付金は、1人1回につき1,000円単位とし、5,000円以上30,000円以内とする。ただし、貸付金の全額が返済されるまで同一人に新たな貸付を行わない。

- 2 貸付金は、無利子とする。
- 3 貸付は財源の範囲内で行うものとする。

(資格)

第3条 貸付金の貸与を申請できる者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、在留資格変更許可申請中の者は、申請できない。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると学生支援センター長が認めた者

(申込手続)

第4条 貸付金の貸与を希望する者は、所定の借用願によって学生支援センター（学生担当）に申込みものとする。なお、第3条第2号又は第3号に該当する者は、在留カード（写）を提出する。

(審査及び決定)

第5条 貸付金貸与の可否は、学生支援センター（学生担当）において書類審査及び面接をしたうえで、学生支援センター長が決定する。

(借用証書)

第6条 貸付の決定を受けた者は、所定の借用証書を学生支援センター（学生担当）に提出しなければならない。

- 2 借用証書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに学生支援センター（学生担当）に届出しなければならない。

(返済方法)

第7条 貸付金の返済は、貸付を受けた翌日から3か月以内に一括又は分割で行うものとする。

- 2 卒業年次にある者は、2月末日までに全額を返済しなければならない。
- 3 貸付金の貸与を受けている者が、退学、除籍又は休学になったときは、直ちに全額を返済しなければならない。
- 4 第3条に該当する者で、3か月未満に在留期間が終了する場合は、在留期間内に全額を返済しなければならない。

(返済猶予)

第8条 貸付を受けた者が、災害、疾病、その他やむを得ない事由で返済が困難となったときは、願出によって返済を猶予することがある。ただし、猶予の期間は3か月以内とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、手続きに関する必要な事項は、学生支援センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生指導委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

学生傷害見舞金規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学（大学院を含む。）に在籍する学生が、教育研究活動及び課外活動等に係る事故によって傷害を受けたときは、死亡、後遺障害及び医療の区分により学生傷害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて定めるものである。（適用範囲）

第2条 見舞金の適用範囲は、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災保険」という。）普通保険約款を基準とする。

(見舞金の支給方法)

第3条 見舞金の支給については、学長名で行う。

(見舞金額)

第4条 見舞金額は、次の基準により学生指導委員会が判定し、支給するものとする。

- (1) 事故の日より180日以内に、その傷害がもとで死亡したとき及び身体に著しい後遺障害が生じたときは、事務局長を加えて見舞金額を判定する。

- (2) 治療費に係る見舞金は、学研災保険の対象にならない治療日数に限り、治療費の半額とし、20,000円を限度とする。

- 2 見舞金を受けようとする者は、公的機関発行の傷害程度が証明できる関係書類を提出しなければならない。

(その他)

第5条 この規則の定めるもののほか、手続きに関する必要な事項は、学生支援センター長が別に定める。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、学生指導委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

学生に対する災害見舞金支給内規

(趣旨)

第1条 奈良大学に在籍する学生が風水害、地震、火災等非常災害により、居住する住居又は家財に損害を受けた場合、この内規に基づき災害見舞金を支給する。

(支給方法)

第2条 この内規により支給する災害見舞金については学長名で行う。

(支給額)

第3条 災害見舞金は次の基準により支給する。

- (1) 家屋が全焼、全壊又は流失したとき。

金 100,000円

- (2) 家屋の一部が焼失、崩壊又は床上浸水したとき。

金 50,000円

- (3) その他家屋・家財に損害を受けて見舞金を贈ることが適当

- と認められるとき。金 20,000円
- 2 災害見舞金について、同一世帯で2人以上在籍している場合は、高年次生1人のみとする。
- 3 災害見舞金の支給を受けようとする者は、被害程度の証明ができる公的機関の発行する罹災証明を提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成16年9月8日から施行し、平成16年7月30日から適用する。

奈良大学学費減免取扱規則

(目的)

第1条 この取扱規則は、本学在学中に学費負担者の死亡等の事由により、学費の納付が著しく困難になった者に対して学費を減免し、学業の継続を援助することを目的とする。

(減免対象事由)

第2条 本学の学生で次の事由に該当し、学費の納付が著しく困難になった者とする。

- (1) 学費負担者が死亡した場合。
- (2) 学費負担者が火災、風水害等の災害を受けた場合。

(減免対象者)

第3条 減免対象者は3、4年次生で成績優秀、かつ卒業可能な者とする。

(学費の定義)

第4条 この取扱規則にいう学費とは、授業料及び施設設備費をいう。

(減免の額)

第5条 減免の額は、原則として各期の学費について、高等教育の修学支援新制度の対象とならない部分の全額又は半額とする。

(減免対象学費)

第6条 減免の対象となる学費は、当該事由の発生した日の属する期の翌期の学費とする。ただし、当該事由発生が当該期の学費の納期以前であり、かつ当該学生が当該期分の学費納付していない場合においては、当該期分の学費とする。

(申請手続及び審査)

第7条 学費の減免を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 学費減免申請書(本学所定様式)
- (2) 市町村長発行の所得証明書又は所得税の確定申告書
- (3) 死亡を証明する書類、又は火災、風水害等の被害程度を認定し得る証明書
- (4) その他必要とする証明書

2 学費減免の審査は、学生指導委員会が行う。

(減免の取り消し)

第8条 学費減免を受けている者が、次の各号に該当する場合は、委員会の議を経て学費の減免を取り消す。

- (1) 学費減免を必要としなくなった場合
- (2) 学費減免申請について虚偽の事実が判明した場合
- (3) 学則第43条による懲戒処分を受けた場合
- (4) 退学、除籍により学籍を失った場合

2 前項により学費減免を取り消された者は速やかに学費を納付しなければならない。

附 則

この規則は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

学費等納付金返還規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学学則第39条に基づく納付金の返還に関して、必要な事項を定める。

(納付金の定義)

第2条 この規則にいう納付金とは、入学検定料、入学金、入学申込金及び学費とする。

(入学検定料の返還)

第3条 本学に入学を志願する者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により選抜試験日前日までに返還を願い出た者に対して、既納の入学検定料を返還することができる。

- (1) 入学検定料を重複納付した場合
- (2) 入学検定料を超過納付した場合(超過納付分のみ返還)
- (3) 出願資格を満たさなかった場合
- (4) その他、特に学長が認めた場合

(入学金又は入学申込金の返還)

第4条 本学に入学を希望する合格者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により3月31日までに返還を願い出た者に対して、既納の入学金又は入学申込金を返還することができる。

- (1) 入学金又は入学申込金を重複納付した場合
- (2) 入学金又は入学申込金を超過納付した場合(超過納付分のみ返還)
- (3) その他、特に学長が認めた場合

(学費の返還)

第5条 入学手続完了者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により返還を願い出た者に対して、既納の学費を返還することができる。

- (1) 3月31日までに入学辞退の申し出があった場合
- (2) その他、特に学長が認めた場合

2 在学生のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、書面により返還を願い出た者に対して、既納の学費を返還することができる。

- (1) 学期の中途から休学する場合で、前期については5月31日、後期については11月30日までに願い出た休学者(在籍料を除き、既納の学費を返還)
- (2) 学則第34条により退学する場合で、前期については5月31日、後期については11月30日までの退学者
- (3) 学費を重複納付した場合で、前期については8月31日、後期については2月28日までに返還を願い出た者
- (4) 学費を超過納付した場合で、前期については8月31日、後期については2月28日までに返還を願い出た者(超過納付分のみ返還)
- (5) その他、特に学長が認めた場合

(納付金返還手数料)

第6条 返還に関わる振込手数料等は、返還事由により返還を受

けるものが実費相当額を負担する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、学長裁定によるものとする。

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。

奈良大学図書館利用規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学図書館規則第5条に基づき、奈良大学(以下「本学」という。)における図書及びその他図書館資料(以下「図書」という。)の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 奈良大学図書館(以下「図書館」という。)を利用できる者は、次の各号の者とする。

- (1) 学校法人奈良大学(以下「本法人」という。)の職員
- (2) 本学の名誉教授
- (3) 本学の学生
- (4) 図書館長(以下「館長」という。)が許可した者

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

- (1) 平 日 午前9時から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 館長が必要と認めるときは、開館時間を短縮又は延長することができる。

(休館日)

第4条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 創立記念日(4月28日)
- (4) 年末年始(12月29日から翌年1月5日まで)
- (5) 書庫整理日

2 館長が必要と認めるときは、臨時に休館又は休館日に開館することができる。

(館内閲覧)

第5条 利用者は、開架書庫に配架されている図書を、閲覧席で自由に閲覧できる。なお、閲覧の終わった図書は各自所定の場所に返却するものとする。

2 開架書庫への入庫、閲覧は、館長の許可を受けなければならない。

(貸出手続)

第6条 図書を貸出するときは、職員証、学生証又はLIBRARY cardを提示しなければならない。

2 通信教育部学生については、所定の手続きを経て、送本による貸出ができる。ただし、利用者が送料を負担するものとする。

(貸出冊数及び期間)

第7条 貸出図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 本法人の職員 | 制限なし | 8週間 |
| (2) 本学の名誉教授 | 制限なし | 8週間 |
| (3) 本学の大学院学生 | 20冊 | 4週間 |
| (4) 本学の学部学生 | 10冊 | 2週間 |
| (5) 本学の通信教育部学生 | 10冊 | 3週間 |

(6) 館長が許可した者 3冊 2週間

2 製本雑誌の貸出は3冊、3日間とし、その冊数は前項各号の冊数内に含む。なお、送本による貸出は行わないものとする。

3 館長が必要と認めるときは、第1項及び第2項で定めた冊数及び期間を臨時に変更することができる。

(貸出禁止図書)

第8条 貸出禁止の図書は次のとおりとする。

- (1) 各種事典、辞書その他の参考図書
- (2) 新聞、未製本雑誌
- (3) 貴重図書
- (4) その他館内利用の標示のあるもの

(研究室貸出)

第9条 本学の教育職員は、研究上特に必要と認められた図書を、長期貸出の手続きを経て、研究室に備え付けることができる。

2 前項の図書の長期貸出の期間は6か月とする。

3 長期に本学を離れる場合は、長期貸出図書を返却するものとする。

(転貸の禁止)

第10条 利用者は、貸出図書は転貸してはならない。

(貸出図書の返却)

第11条 利用者は、貸出図書を期限日までに自ら返却しなければならない。

2 通信教育部学生については、送本による返却ができる。ただし、図書館への返送は、返却期限日必着とし、送料は利用者が負担するものとする。

(貸出図書の即時返却)

第12条 第7条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は貸出図書を直ちに返却しなければならない。

- (1) 本法人の身分又は本学の名誉教授の資格を喪失したとき
- (2) 学籍を離れたとき
- (3) 館長が必要と認めるとき

(複写)

第13条 利用者は、著作権関係法令の範囲内で資料の複写サービスを受けることができる。

2 前項の複写を希望する者は、所定の手続きを行わなければならない。

(著作権法上の責任)

第14条 当該資料の複写に関して生じる著作権法上の問題については、依頼者が一切その責任を負うものとする。

(複写料金)

第15条 複写を希望する者は、所定の複写料金を納付しなければならない。

(相互利用)

第16条 本法人の職員、本学の名誉教授及び学生は、所定の手続きを経て、他大学図書館等との協力による相互利用サービスを受けることができる。

(相互利用の費用)

第17条 相互利用サービスに要する費用は、利用者が負担するものとする。

(弁償)

第18条 図書を紛失、汚損又は破損した者には、弁償させることができる。

(公開)

第19条 図書館は、本学の教育及び学術研究に支障がない限り社会人等に公開する。

2 公開に関する必要な事項は、別に定める。
(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、利用に関する必要な事項は館長が定める。

(規則の改廃)

第21条 この規則の改廃は、図書館委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月5日から施行する。

奈良大学博物館利用規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学博物館規則第5条に基づき、奈良大学(以下「本学」という。)が所蔵する学術資料の利用に関する必要な事項を定める。

(公開)

第2条 学術資料は、大学の教育、研究及び一般の利用に供するものとする。

(開館時間)

第3条 奈良大学博物館(以下「博物館」という。)の開館時間は次のとおりとする。

(1) 平 日 午前9時から午後4時30分まで
(2) 土曜日 午前9時から午前12時まで

2 博物館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、開館時間を短縮し又は延長することができる。

(休館日)

第4条 休館日は次のとおりとする。

(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
(3) 創立記念日(4月28日)
(4) 年末年始(12月29日から翌年1月5日まで)

2 館長が必要と認めるときは、臨時に休館し又は休館日に開館することができる。

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、博物館内において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 特別に許可されたもの以外の展示品、設備等に触れないこと。
(2) 許可を受けずに撮影、模写、模造等を行わないこと。
(3) 他の入館者に対して迷惑となる行為をしないこと。
(4) その他館長の指示すること。

(入館の制限)

第6条 館長は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、博物館への入館を禁止し、又は退館させることができる。

(1) 入館者が前条の規定を守らないとき。
(2) その他博物館の管理運営上支障があると認めるとき。

(貸出し等の許可)

第7条 館長は、学術資料等の貸出し及び閲覧を許可することができる。

2 貸出しの手続等必要な事項については別に定める。

(撮影等の許可)

第8条 館長は学術資料等に係る撮影、模写、模造及び掲載を許可することができる。

2 撮影の手続等必要な事項については別に定める。

(許可の制限)

第9条 館長は、次の各号いずれかに該当するときは、貸出し、閲覧、撮影等を許可しないものとする。

(1) 貸出し等を行うことにより、学術資料等の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
(2) 貸出しの許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可条件若しくは館長の指示に従わないとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が貸出し等を行うことが不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第10条 入館者又は学術資料等の貸出し、閲覧、撮影等の許可を受けた者が、施設、設備、学術資料等を損傷し、又は滅失したときは、博物館委員会(以下「委員会」という。)が相当と認める額を賠償しなければならない。

(寄贈及び寄託)

第11条 博物館は、学術資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄贈又は寄託の手続等必要な事項については別に定める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、利用に関する必要な事項は館長が定める。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

学内施設、備品の学生による損傷取扱内規

(趣旨)

第1条 本内規は原則事項を定める。

(届出)

第2条 当該学生は学生支援センター(学生担当)に備えつけの様式書により速やかに届け出ねばならない。

(故意による弁償)

第3条 故意に破損した者は全額弁償することを本則とする。

(過失による弁償)

第4条 過失による破損の場合でも事情によってはその額の半分以上弁償の責を負わねばならない。

(球技等の場合)

第5条 学生ラウンジ、廊下等で球技等による場合は故意とみなすことがある。

(届出時間)

第6条 破損後48時間を超えて届け出ないときは故意とみなす。

(見積)

第7条 損害額は学校取引業者の見積による。

(判定)

第8条 弁償額については、該当学生と話合いのうえ学生支援センター（学生担当課長）で判定する。

(支払方法)

第9条 弁償額は、見積書到着後2週間以内に総務課に支払わねばならない。

(不可抗力)

第10条 不可抗力と思われるものについても第2条同様届け出なければならぬ。

附則

この内規は、昭和48年10月1日から施行する。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

学費延分納内規

(趣旨)

第1条 奈良大学学則第40条による学費の延納及び分納については、この内規による。

(延分納)

第2条 次の各号に該当するときは、学費の延分納を行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに学費の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

(2) 風水害の災害を受け、学費の納入困難と認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(延分納の手続)

第3条 前条各項により、学費の延分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添え、学長に願い出なければならない。

(延分納の期間)

第4条 前条の延分納の期間は前期については8月31日まで、後期については2月28日までとし、分納の場合は、各期それぞれ3回以内とする。

附則

この内規は、昭和45年6月4日から施行する。

附則

この内規は、昭和53年12月6日から施行する。

附則

この内規は、平成14年10月1日から施行する。

奈良大学周辺の不法・迷惑駐車に対する学生の処分手続き

学生生活に関する規則第19条に基づき自動車通学違反者を下記のとおり処分する。

記

処分内容

○違反者は、学生支援センター（学生担当）課長による本人への厳重注意、並びに本人、保護者の始末書を提出させ指導を

行う。

○上記の指導にしたがわない場合、あるいは、繰り返し不法、迷惑駐車をした場合、学則第43条により懲戒処分を行う。

※学則第43条による懲戒処分とは、譴責、停学、退学をいう。

譴責…学生の規則違反等であるが停学、退学までに至らず、その違反に対して注意を促し、反省させる。

停学…諸規則に背き、学生の本分にもとる行為者に対して、学生の登校を一定期間さしとめる。

退学…諸規則に背き、学生の本分にもとる行為者に対して、学生としての身分をはく奪し、大学をやめさせる。

(一) 譴責、停学、退学何れも学籍簿に記載され、永久に記録される。

(二) 試験期間中の懲戒処分の時は、試験を受けられないこともある。

(三) 就職に際しては、不利益をこうむることがある。

附則

平成4年4月1日から施行する。

附則

平成22年4月1日から施行する。

学校法人奈良大学ネットワーク利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本法人ネットワーク参加規程に基づき、学校法人奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク（以下「NUICE」という。）の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用申請及び資格)

第2条 NUICEの利用を希望する者は、所定の申請書をネットワーク委員長（以下「委員長」という。）に提出し、利用アカウントを取得しなければならない。

2 利用アカウントの発行において、学校法人奈良大学（以下「本法人」という。）の設置する各学校の学生及び生徒からの申請は以下の確認を行い、有効期限を設定し、承認するものとする。ただし、本法人の設置する各学校の学生及び生徒の利用は、本法人の教員指導のもとで利用を許可する。

(1) コンピュータに関する基礎知識及び技術を有していること。

(2) UNIXに関する基礎知識及び技術を有していること。

(3) 情報倫理を修得していること。

(4) その他、ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）が定めた事項

3 その他、委員会が認めたもの。

(利用の停止)

第3条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者アカウントの利用を停止し、当該所属長を通じて関係機関の責任者にも報告するものとする。

(1) NUICEに関する諸規程及び諸規則に違反したとき。

(2) 委員長が利用内容を不適切と認めたとき。

(アカウントの適正管理)

第4条 NUICEの利用者は、自己の利用アカウント並びにパスワードを適正に管理する義務を負う。

2 利用者が許可証の再発行、利用者アカウント、パスワードの

学校法人奈良大学情報倫理規程

再設定を必要とする時は、所定の書類を提出すると共に、職員証又は学生証を提示しなければならない。この場合、確認作業のため、即時処理はできない。

3 再発行、再設定に必要な経費は利用者が負担する。また、これにより発生した損害については、本法人は一切責任を負わない。
(利用者の責任)

第5条 NUICEを利用した情報の受発信は、NUICE利用者の責任において適正に行わなければならない。

(禁止事項)

第6条 NUICEを利用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 人権を尊重し、人権を侵害する差別情報の受発信をしない。
- (2) 教育研究活動等を目的とした学術情報ネットワークの主旨に反する行為及び利用をしない。

(情報倫理規程の遵守)

第7条 NUICE利用者は、別に定める本法人情報倫理規程にも従わなければならない。

(報告)

第8条 ネットワーク利用者は、次の各号に該当する場合、直ちに文書にて委員長に報告しなければならない。

- (1) 本規則に違反したネットワーク利用を認めた場合
- (2) 不適切な利用を指摘された場合

(情報の削除)

第9条 NUICE利用者がネットワーク化された本法人のコンピュータ内に蓄積した情報等が以下の事項に該当する時は、事前に通知することなく、当該情報等を委員長は削除することができる。

- (1) 第6条及び第7条の各号の禁止行為を行った場合
- (2) NUICEの保守管理上必要である場合
- (3) 利用資格の有効期限を過ぎたすべてのファイル
- (4) 蓄積された情報等の容量が当該機器の記録容量の80%を超過した場合

2 前項の規定に関わらず、委員長は情報の削除義務を負うものではない。

3 本条の規定に従い、情報を削除した場合に掛かった経費は利用者が負担する。また、情報削除により発生した損害については、本法人は一切責任を負わない。

(利用の優先順位)

第10条 NUICEを事務処理に利用する場合は、教育、研究に支障のない範囲で認める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、NUICEの利用に関する必要事項は委員長が定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年2月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年9月20日から施行する。

(趣旨)

第1条 本規程は、学校法人奈良大学統合情報処理システム・ネットワーク（以下「NUICE」という。）の円滑な利用を促進し、学校法人奈良大学（以下「本法人」という。）の教育・研究の充実を図ることを目的として、ネットワーク利用における情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範を持って臨むことを目的としている。

(ネットワーク利用上の遵守事項)

第2条 ネットワーク利用者は、本法人の建学精神にのっとり、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて、ネットワークを利用しなければならない。

2 NUICEを利用するためには、別に定める本法人のネットワーク利用に関する規則に基づき、利用資格の取得を申請し、所定の情報倫理講習を受講した上、利用資格及び利用アカウントを取得しなければならない。

3 NUICE利用に際しては、本法人のネットワーク管理者の指示に従わなければならない。

4 NUICEの利用は、停電、保守・点検、更新作業の実施など合理的な理由があるときを除き本法人の定める時間内とし、通常のネットワーク・サービスを提供するものとする。ただし、教育研究のため公衆回線を利用した学外からのアクセスについては原則として無制限とする。また、授業利用については関係施設利用規程の範囲内とする。

5 本学の情報機器又は個人が所有する情報機器をNUICEに接続する場合、本法人のネットワーク加入に関する規則に従い、法人側の指示を遵守しなければならない。

6 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、そのトラブルの発生原因が利用者であると否とを問わず、担当教員又は本法人のネットワーク管理者に対し、直ちにその事実を申告しなければならない。

7 NUICE利用を終了するときは、当該利用者は、サーバー内のすべての個人ファイルの削除、初期環境設定への復帰など原状回復の義務を負うものとする。

(ネチケット〈最低限守るべきルール〉の遵守)

第3条 NUICE利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して全責任を負う。

2 虚偽又は二重の利用資格を申請してはならない。

3 他の利用者と利用資格を共有してはならない。ただし、必要があってグループIDの申請をしようとするときは、別に定めるところによる。

4 事前に同意なしに、他の利用者が保有するファイル及びデータを削除、複製、又は改変してはならない。

5 システムのリソース（計算時間、ディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。

6 設備又はサービスを営利目的に使用してはならない。

7 コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。

8 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。

9 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。

- 10 電子メールを偽造し、又はその偽造を試みてはならない。
- 11 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造又は公開してはならない。
- 12 いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。
- 13 求められていないメール、営利を目的とするメッセージ等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- 14 ネットワーク等を悪用して社会通念に反する情報を流してはならない。
- 15 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名その他公に承認された電子認証を用い、テキストを暗号化して送信するように努めなければならない。
- 16 リモートシステムへの権限外のアクセスを試みるために本法人のシステムを利用してはならない。
- 17 本法人のシステムを使用して不正な利用をしてはならない。
- 18 システム及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- 19 システム・ファイルを複製、削除、又は改変してはならない。
- 20 ネットワーク・システム、プログラム及びデータを破壊又は改変してはならない。
- 21 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。
- 22 正規の手続によらずにより高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。
- 23 コンピュータ・ウイルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラム又はデータをネットワーク内に持ち込んではいない。
- 24 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。

(法律の遵守義務)

第4条 ネットワーク利用者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) コンピュータで使用するファイルを不正に作成してはならない。
- (2) コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない。
- (3) コンピュータに不正の指令を与えるなどしてコンピュータを誤動作させ、不正の利益を得てはならない。
- (4) コンピュータで使用するファイルを破壊してはならない。
- (5) 他人の特許権を侵害してはならない。
- (6) 特許がないのに特許とまぎらわしい表示をしてはならない。
- (7) 他人の商標権を侵害してはならない。
- (8) 登録商標でないのにこれと紛らわしい商標を使用してはならない。
- (9) 他人の著作権、著作者人格権、出版権、著作隣接権を侵害してはならない。
- (10) 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者であるとして表示して著作物を頒布してはならない。
- (11) 商業用レコードを複製し、その複製物を頒布してはならない。
- (12) 他人の商品と誤認するような商品表示をしたり、国際機関の商標と誤認させるような標章を使用して不正競争をしてはならない。
- (13) 総務省の許可を得ないで第1種電気通信事業を営んではな

らない。

- (14) みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない。
 - (15) 電気通信事業者が取扱中の通信の秘密を侵してはならない。
 - (16) 他人の名誉を毀損してはならない。
 - (17) 公然と他人を侮辱してはならない。
 - (18) 他人の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない。
 - (19) 虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、又は他人の業務を妨害してはならない。
 - (20) 他人のものを盗んではならない。
 - (21) 他人を欺いて物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない。
 - (22) 未成年者の知慮浅薄又は他人の心神耗弱を利用して物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない。
 - (23) 他人を恐喝して物を交付させてはならない。
 - (24) 自分が占有する他人のものを横領してはならない。
 - (25) 賭博をしてはならない。
 - (26) 富くじを発売してはならない。
 - (27) わいせつな文章、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない。
 - (28) 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させてはならない。
 - (29) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設、若しくは運営、並びに無限連鎖講に加入、若しくは加入することを勧誘、又はこれらを助長する行為をしてはならない。
- (違反行為に対する処置)

第5条 本法人のネットワーク管理者は、本規程の違反行為をした者(アカウントを盗まれた場合の盗まれた者を含む)に対し、利用資格の利用の停止ないし、その他教育的処置をとることができる。

2 アカウントの取消中又は停止中の電子メールの消滅、不到達、ファイル等の削除等が発生しても、本法人は、その責任を一切負わない。

(ネットワーク・トラブルの対応)

第6条 NUICE上で発生した各種トラブルに関しては、ネットワーク委員会内に対策委員会を設置する。その委員会の組織等については、別に定める

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、ネットワーク委員会の議を経なければならない。

(用語の定義)

第8条 この規程において使用する用語は、次の通りとする。

- (1) 「情報倫理」とは、ネットワーク・システム及びインターネットを含む情報ネットワーク・システム利用上の行為基準であって、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの並びに法令及び本法人規則によってその遵守が義務付けられているものを意味する。
- (2) 「システム利用上の遵守事項」とは、別に定める本法人のネットワーク利用に関する規則の各事項を意味する。
- (3) 「ネチケット」とは、一般にネットワーク上で各個人が最低限守るべきルールとして理解されているものを意味する。
- (4) 「法律上の義務」とは、日本国の法律、規則、法令又は条例によって規定された義務並びに本規程の適用対象者に対して適用のあ

る契約上の義務（約款による場合を含む。）並びに慣習法上のすべての義務を意味する。

- (5)「罰則」は、本学学則に基づく退学処分、停学処分、注意処分その他の処分、本法人就業規則に基づく懲戒処分、本規程に定める措置を含む。
- (6)「措置」とは、措置及び仮の措置を意味する。
- (7)「違反行為」とは、情報倫理に反する行為を意味する。
- (8)「アクセス時間」とは、利用者がネットワーク・システムを利用することのできる時間を意味する。
- (9)「ネットワーク・サービス」とは、プログラムの使用、データの入力、挿入、削除、出力、その他の使用、電子メール・システムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用、プリンター等の出力を含め、ネットワーク・システムに含まれる資源の全て、あるいは、利用者の段階に応じた一部の提供を意味する。

附 則

この規程は、平成11年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月20日から施行する。

奈良大学学部生留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良大学学則（以下「学則」という。）第33条の2の規定により本学学部生の留学について必要な事項を定める。

(留学の定義)

第2条 この規程による留学とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学との間に学術教育交流協定（以下「交流協定」という。）を締結している外国の大学等へ交流協定に基づき派遣する留学（以下「派遣留学」という。）
- (2) 外国の大学等からの入学許可に基づき、学協会が留学先として承認した大学等への「派遣留学」以外の留学（以下「認定留学」という。）

(外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学出願資格)

第4条 留学を希望する者は、本学に1年以上在学し、所定の単位を修得しておかなければならない。

(留学の募集及び申請手続き)

第4条の2 派遣留学生の募集については、所定の期日までに学生支援センター（学生担当）が行う。

2 派遣留学又は認定留学の申請手続きについては、別途定めるものとする。

(留学の決定及び許可)

第5条 留学については、国際交流委員会の議を経て当該学協会が決定し、学長が許可する。

(留学期間)

第6条 留学期間は、原則として1年とする。ただし、教育研究上必要と認める場合は、その期間を1年を限度として延長することができる。

- 2 留学の目的に応じて、1年未満の留学を認めることができる。
- 3 留学期間の在学年数への算入は、1年を限度として認める。

(修得単位の認定)

第7条 留学期間中に修得した単位は、教務委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により認定する単位数は、学則第15条の2の定めるところとする。

(履修上の特例措置)

第8条 留学する学年度に提出した履修届は、帰国した年度まで継続させることができる。この場合において留学した者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属学部長に提出し、当該学協会会の承認を得なければならない。

2 留学した学年度の前期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該学協会会でその措置を決定する。なお、継続履修の認められる科目は、担当教員が同一であることを要しない。
(留学の取消)

第9条 留学中の者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該学協会会の議を経て留学を取り消すことができる。

- (1) 留学先で成業の見込みがない者
- (2) 本学学生としてふさわしくない行為を行った者
- (3) 留学の査証が認められない者
- (4) 本学の学費の納入を怠った者
- (5) 本人の事情により留学を継続できなくなった者
(留学中の事故の責任)

第10条 本学は、留学中の傷害、疾病その他の事故等について、一切責任を負わない。

(留学期間中の学費)

第11条 留学期間中の本学の学費は、別途定めるものとする。
(事務の所管)

第12条 この規程による留学の事務取扱所管は、学生支援センター（学生担当）とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

奈良大学学部生留学規程施行細則

(趣旨)

第1条 本学学部生の留学に関する必要な事項については、奈良大学学則（以下「学則」という。）、奈良大学学部生留学規程（以下「規程」という。）及びこの細則の定めるところによる。

(留学申請手続)

第2条 派遣留学の適用を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

- (1) 派遣留学願（本学所定）

- (2) 履修計画書（本学所定）
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 認定留学の適用を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願（本学所定）
- (2) 履修計画書（本学所定）
- (3) 留学先大学等の受入承諾書
- (4) その他本学が必要と認める書類
（留学終了後の手続）

第2条の2 留学を終了した者は、帰国後速やかに次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届（本学所定）
- (2) 留学先の大学等が発行した在学又は在籍期間を明記した証明書
- (3) 前号の大学等が発行した成績証明書（研究指導に関する証明書を含む。）
- (4) 旅券（パスポート）の出入国部分の写し
（留学期間の延長及び帰国の延期）

第3条 規程第6条第1項の規定により留学期間を延長する場合は、留学期間終了の2か月前までに次に掲げる書類を所属学部長に提出しなければならない。

- (1) 留学期間延長願（本学所定）
- (2) 留学先大学等が発行した延長許可書（写）
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 規程の期日までに帰国できない場合は、「帰国延期願」を留学期間終了の2か月前までに所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

（留学期間の始期及び終期）

第4条 留学期間は、原則として4月1日又は10月1日を始期、3月31日又は9月30日を終期とする。これらの日の前後に出国又は帰国する場合、学籍上は状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。

2 前項の留学期間の読み替え等は、当該学協会が行う。

（留学期間に修得した単位の認定）

第5条 学則第15条の2及び規程第7条の規定により、授業科目を履修し、修了要件単位の認定を希望する者は、次に掲げる書類を留学終了後1か月以内に所属学部長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定願（本学所定）
- (2) 留学先大学等の単位認定書又は成績証明書若しくはこれらに代わる証明書等
- (3) その他本学が必要と認める書類
（学習状況報告書）

第6条 留学生は、留学期間の開始から6か月ごと及び留学終了後に、学習状況報告書（本学所定）を所属学部長に提出しなければならない。

（継続履修の手続等）

第7条 継続履修を希望する者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属学部長に提出し、本学所定の期日までにあらためて履修登録を行わなければならない。

2 留学先大学等との学年暦の国際的差異の事情等により生ずる履修登録手続の取扱については、本学所定の期日までに手続を行えない場合、当該学協会の許可を得て、その時期を延期することができる。

（事務の所管）

第8条 この細則による留学の事務取扱所管は、学生支援センター（学生担当）とする。

（細則の改廃）

第9条 この細則の改廃は、国際交流委員会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

奈良大学学部生の留学期間中の学費、助成金等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良大学学部生留学規程に基づき、本学在学中に外国の大学等へ留学する学生（以下「留学生」という。）に対する本学の学費（以下「学費」という。）及び助成金について定めたものである。

（留学期間中の学費）

第2条 留学生の留学期間中における学費については、学則第38条に基づき納入しなければならない。

（助成金の支給）

第3条 留学期間中の留学生のうち、前条の学費を納入した者に対し、次の助成金を支給する。

- (1) 派遣留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費相当額とする。
- (2) 認定留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費の4分の3相当額とする。

2 TOEIC Listening&Reading Test 650点以上、HSK（漢語水平考）4級以上又は中国語検定試験3級以上、韓国語能力試験3級以上の検定試験合格者が1年以上留学する場合は、選考により2名以内に、1人当たり50万円の助成金を支給する。ただし留学前に検定試験に合格した者を対象とし、留学期間中及び留学期間終了後に合格した者は対象としない。

（助成金の返済）

第4条 留学生が奈良大学学部生留学規程第9条に基づき留学を取り消された場合は、その間に支給された助成金の一部又は全部を返済しなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この規程の適用にあたり疑義を生じた場合は、その都度学長が決定する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度派遣留学生の助成金については、第3条の規定にかかわらず、留学期間中の授業料、施設設備費及び実験実習費の2分の1相当額を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成23年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

奈良大学ティーチング・アシスタント 取 扱 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良大学(以下「本学」という。)の大学院学生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う大学院学生をティーチング・アシスタント(以下「T・A」という。)という。

(目的)

第3条 この制度は、本学大学院学生をT・Aとして採用し、学部の実験、実習の教育的補助業務に従事させることにより、学部教育の充実並びに本学大学院学生の教育・研究能力の発展に資することを目的とする。

(所属)

第4条 T・Aは、在学する大学院の研究科に所属するものとする。

(職務内容)

第5条 T・Aは、本学大学院学生の研究指導教員監理の下に授業担当教員の指導を受け、学部学生に対し、実験、実習の授業に係る教育補助業務を行う。

(任期)

第6条 T・Aの任期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通年科目については、前期授業開始から後期授業終了まで
- (2) 前期科目については、前期授業開始から前期授業終了まで
- (3) 後期科目については、後期授業開始から後期授業終了まで

(勤務時間)

第7条 T・Aの勤務時間は、大学院学生としての授業等に支障が生じないよう配慮し、1週間につき10時間以内で1ヶ月の勤務時間は40時間以内を目途とする。年間採用時間数については、あらかじめ「T・A採用計画書」で届け出た時間数を超えないものとする。

(手当)

第8条 T・Aの手当は、1コマ(2時間)3,000円とする。

(採用の手続き)

第9条 本学学部の教員で、T・Aによる教育補助を必要とする者は、授業科目、採用理由、授業計画等を明示して、当該授業科目を開設する学部長に申請するものとする。

2 前項による申請は前年度の10月末までに願い出るものとする。

3 申請を受けた学部長は、当該学部の議を経て、その申請にかかる教育補助業務の内容が当該学部の教育上、適当であると認めるときは、教育補助を行わせる授業科目等を決定のうえ、学長の承認を得るものとする。

(選考)

第10条 学部長は、前条第3項により教育補助を行わせる授業科

目等を決定したときは、当該授業科目と密接な関係にある研究分野を有する研究科長に、T・Aの選考を依頼するものとする。

2 前項のT・Aの選考は、次の各号のいずれかに該当し、教育補助業務の遂行能力があると認められる者とする。

- (1) 教育補助に係る授業科目又は当該授業科目と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者
- (2) 研究科における研究状況が良好であり、所定の年限で修了が見込める者
- (3) その他研究科長が優秀と認められた者
(オリエンテーション及び研修)

第11条 研究指導教員及び授業担当教員は、T・Aに対し、連携して事前に適切なオリエンテーションを行うこととする。

2 T・Aは、教育支援者としての資質の養成及び向上のため、本学が実施する研修会に参加しなければならない。
(守秘義務)

第12条 T・Aは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(T・Aの解職)

第13条 T・Aが次の各号のいずれかに該当する場合には、T・Aの研究指導教員、または授業担当教員が学長に報告し、当該学部の議を経て解職することができる。

- (1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。
- (2) 職務を怠り改善の見込みがないと認められたとき。
- (3) 職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。
- (4) その他T・Aとして職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

(報告)

第14条 授業科目担当者は、T・Aの「採用実績報告書」を年度末までに、所属の学部長を通じ学長に提出しなければならない。
(実施要領等)

第15条 各学部会は、この規程の範囲内でT・Aにかかわる実施要領等を定めることができる。

(所管)

第16条 T・Aに関する事務の所管は、学生支援センター(教務担当)とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学部の議を経て、教授会に報告するものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、T・Aの実施に関し必要な事項は、学部が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月6日から施行する。

障害学生支援に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とす

る。

(定義)

第2条 この規則において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生支援委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第4条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、本学での修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、学生相談室が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、学生支援委員会に報告する。

(支援内容の策定)

第5条 学生支援委員会は、学生からの支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係者及び関係部局と協議し、個別の支援内容を策定する。

(合意の形成)

第6条 学生支援委員会は、当該学生に対し、支援内容について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図ったうえで、支援内容を決定する。

(支援の実施)

第7条 具体的支援は、関係する教職員がそれぞれの学科または部局で行うが、必要に応じてそれ以外の学科や部局も連携・協力して実施する。

2 学生支援委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係者及び関係部局間の調整を行う。

3 学生相談室は、具体的支援の実施にあたって、関係者および関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行う。

(相談対応)

第8条 学生相談室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害のある学生及び教職員からの相談に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

(支援に係る事務)

第9条 具体的支援に係る事務は、学生相談室において処理する。

(秘密保持義務)

第10条 障害学生支援に従事する者または具体的支援に係る事務等に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学生支援委員会の議を経て学長が別に定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、学生支援委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

奈良大学大学院学則・諸規則

奈良大学大学院学則	105
奈良大学大学院科目等履修生規則	114
奈良大学大学院聴講生規則	114
奈良大学大学院研究生規則	115
奈良大学大学院文学研究科履修規則	116
奈良大学大学院社会学研究科履修規則	120
奈良大学大学院学生留学規程	121
奈良大学大学院学生留学規程施行細則	122
奈良大学大学院学生の留学期間中の学費、助成金等に関する規程	123
奈良大学大学院研究年報に関する規程	123
大学院生修了に伴う取扱要項	123
奈良大学大学院学生会参加交通費等補助規則	124
奈良大学大学院文学研究科における論文博士の取扱内規	124
奈良大学大学院社会学研究科社会学専攻臨床心理学コースに関する履修内規	125

奈良大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、奈良大学学則第3条の3により、奈良大学(以下「本学」という。)に設置する大学院について必要な事項を定める。

第2条 本学大学院は、本学の目的使命にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き有為の人材を育成することを目的とする。

(課程及び修業年限)

第3条 本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 修士課程の修業年限は、2年とする。

5 博士課程の修業年限は5年とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱う。

(研究科及び専攻)

第4条 本学大学院に文学研究科及び社会学研究科を置き、各研究科に次の専攻を置く。

文学研究科 国文学専攻 文化財史科学専攻 地理学専攻。
ただし、国文学専攻及び地理学専攻は修士課程とする。

社会学研究科 社会学専攻。ただし、修士課程とする。

(教育研究上の目的)

第4条の2 研究科、各専攻の教育研究上の目的を、次のとおり定める。

研究科名	専攻名	教育研究上の目的
文学	国文学	日本語をめぐる諸現象を、古典文学・近現代文学・国語学の分野から実証的、分析的に研究する。日本語や日本文学に関する広範囲な知識を習得するとともに、文献やデータを的確に読み取り、論述する深い思考力をもった専門家、及び、アジアや世界の観点から日本文化を見つめることのできる多様性をもった人材を育成する。また、言葉に関係の深い専門分野である教諭専修免許状(中学・高校の国語科)、司書資格、学校図書館司書教諭資格等を取得できる人材の育成を目的とする。
	文化財史科学	文献史学、考古学、美術工芸史学、保存修復学の4分野からなる。いずれの分野も学際的見地に立ち、社会・文化・芸術などの問題を、物的資料と文字資料の両面から検討することにより、幅広くかつ専門的に教育と研究を行うことを目的とする。後期課程においては、より高度な専門的知識と能力をもつ専門職業人の養成を目的とする。

地理学	地表をめぐる諸現象を、自然地理学、人文地理学、地誌学、GISの各分野の立場で科学的に研究し、広範な知識、高度な専門性を生かして地理的諸問題に対処し得る自立的な能力を錬成すると共に、地理学に関係の深い専門分野であるGISの専門資格、中学校(社会)・高等学校(地理歴史)教諭専修免許状等を取得できる人材の育成を目的とする。
社会学	「社会的存在」としての人間に関わる諸問題を深く捉えるための専門的知識と実践的技能の基礎を身につけた研究者、及び高度な専門職業人の養成を目的としている。さまざまな社会の課題に関係した調査を実施し、その分析・考察を通じて、よりよい社会を構想する専門家や、人間の心の苦悩や問題、病理に関する臨床心理学的な知識と援助技法を備えた専門家の育成に努める。

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	国文学専攻	5人	10人		
	文化財史科学専攻	10人	20人	2人	6人
	地理学専攻	5人	10人		
社会学研究科	社会学専攻	10人	20人		

第2章 教育方法等

(教育方法等)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 各研究科の課程別、専攻別の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表1のとおりとする。

3 学生は、修士課程又は博士前期課程においては、それぞれの専攻の授業科目について、32単位以上修得し、博士後期課程においては、専攻の授業科目について、12単位以上を修得しなければならない。

4 履修に関する取扱いの細則は、別に定める。

第7条 本学大学院においては、当該研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学院において必要な授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第22条の規定による留学の場合にも準用する。

第7条の2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後において、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

第7条の3 第7条第2項及び第7条の2第2項により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第8条 本学大学院において教育職員免許法に定める中学校並びに高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、中学校教諭又は高等学校教諭一種免許状の基礎を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

専攻名	免許状の種類	教科名
国文学専攻	中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状	国語
文化財史科学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
地理学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

(臨床心理士資格試験・公認心理師試験 受験資格の取得)

第8条の2 臨床心理士資格試験の受験資格を取得しようとする者は、社会学専攻臨床心理学コースにおいて臨床心理士資格認定協会所定の授業科目及び単位数を、公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、社会学専攻臨床心理学コースにおいて公認心理師法施行規則で定められた授業科目を修得しなければならない。授業科目は、別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(試験及び評価)

第9条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。

2 各授業科目の試験の成績の評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

3 合格した授業科目には、所定の単位を与える。

(学位論文の提出等)

第10条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。

(学位論文の審査等)

第11条 学位論文の審査及び最終試験の可否は、当該研究科委員会が審査委員会を設け、その報告に基づいて審議し、学長が決定する。

(用語の意義)

第11条の2 この学則において「審議」とは、議論・検討することをいい、決定権を含まないものとする。

(修了要件)

第12条 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、修士課程又は博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 博士課程の修了要件は、本学大学院に5年(修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、優れた業績により修士課程又は博士前期課程を在学1年で修了した者の在学期間に関しては、修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、博士課程に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第13条 第12条により修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 本学大学院の博士課程を修了することなく博士の学位を得ようとする者が、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた場合には、博士の学位を授与する。

3 学位及びその授与に関しては、本条のほか、奈良大学学位規程の定めるところによる。

第14条 授与する学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 文学研究科 修士(文学)
博士(文学)
- (2) 社会学研究科 修士(社会学)

第4章 入学・休学・退学・留学・転学・再入学・転入学・復学・除籍及び復籍

(入学資格等)

第15条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第16条 本学大学院の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第17条 本学大学院の入学志願者に対しては、学力試験、面接及び健康診断を行い、所定の調査書等を総合して、入学を許可する者を決定する。
(在学年限)

第18条 本学大学院の在学年限は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年とし、この年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。
(入学の時期等)

第19条 入学の時期、手続き、許可及び許可の取消しについては、本学学則の規定を準用する。
(休学)

- 第20条** 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学することが不相当と認められる者に対して、学長は休学を命ずることができる。
 - 3 休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
 - 4 休学期間は、2年を超えることができない。
 - 5 休学した期間は、在学年数には算入しない。

(退学)

第21条 本学大学院を退学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。
(留学)

第22条 本学大学院の学生が、外国の大学院に留学を志望する場合は、学長の許可を得て授業科目を履修することができる。

- 2 前項の授業科目を履修した期間は、第18条に規定する在学年限に含まれるものとする。

(転学)

第23条 他の大学の大学院へ入学又は転学を志望する者は、学長の許可を受けなければならない。
(再入学)

第24条 本学大学院を修了し、又は退学した者で本学大学院に再び入学を志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。
(転入学)

第25条 本学大学院は、他の大学院に在学する者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科委員会の議を経て、学長が行うものとする。

(復学)

第26条 休学の理由がなく復学を希望するものについては、本学学則の規定を準用する。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とすることができる。

- (1) 在学期間が、第18条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 休学期間が、第20条第4項に規定する期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者(復籍)

第27条の2 学費の滞納により除籍された者の復籍については、除籍後1年以内の者で当該研究科委員会の議を経て、学長が承認した者とする。

第5章 検定料、入学金及び授業料その他の学費
(入学検定料の納付)

第28条 入学を志願する者は、願書提出と同時に入学検定料3万5千円を納付しなければならない。

- 2 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学を志願する者については、入学検定料を徴収しない。
(入学金の納付)

第29条 入学にあたっては、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

- 2 入学金の額は、本学卒業者にあつては150,000円、その他の者にあつては300,000円とする。
- 3 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学する者については、入学金を徴収しない。
(学費の納付)

第30条 学生は、授業料その他の学費を所定の期日までに納付しなければならない。その額及び期日は別表2のとおりとする。

- 2 前項のほか教育に必要な費用を徴収することがある。これらの納入方法は別に定めるところによる。
(納入金の返還、学費の延納及び休学中の学費)

第31条 納入金の返還、学費の延納及び休学中の学費等については、本学学則の規定に準ずるものとする。

第6章 聴講生、委託生及び外国人学生
(聴講生)

第32条 研究科の授業科目中、1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学生の修業を妨げない限り、当該研究科委員会で選考の上、学長が聴講生として入学を許可することがある。
(特別聴講生)

第33条 他大学院学生で、特定の授業科目について聴講を希望するものがあるときは、大学院相互の協議の上、特別聴講生として許可することがある。

- 2 特別聴講生には、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合、単位を与える。
(科目等履修生)

第33条の2 一般社会人等で、本学大学院のいずれか又は複数の授業科目についてこれを履修し、単位の修得を希望する者があるときは、当該研究科委員会で選考の上、学長が科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合は単位を与える。
(研究生)

第34条 研究科において特定事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
(委託生)

第35条 公共団体又はその他の機関から、本学大学院の特定科目について修学を委託されたときは、当該研究科委員会で選考の上、学長が委託生として許可することがある。
(外国人留学生)

第36条 外国人で本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
(細則)

第37条 本章の運用にあたっては、別に規程を定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第38条 人物及び学業優秀で、他の学生の模範となる者は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰する。
(懲戒)

第39条 本学の学生で、本学が定める学則、その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第8章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第40条 学年、学期及び休業日については、本学学則を準用する。

第9章 職員組織

(職員組織)

第41条 本学大学院は、学長がこれを総括し、その職務は大学院各研究科長がこれに当たる。

第42条 本学大学院の授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもって充てる。ただし、必要あるときは本学の准教授又は講師をもってこれに充てることができる。

第42条の2 本学大学院の研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもって充てる。ただし、必要あるときは担当分野について本学教授と同等の研究指導上の能力を有する者をもってこれに充てることができる。

第43条 本学大学院の事務の処理は、本学事務局がこれを担当する。

第10章 運営組織

(研究科委員会)

第44条 本学大学院の各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、関係学部長、各研究科長及び各研究科担当の教授をもって組織する。ただし研究科委員会が必要と認めるときは、研究科担当の准教授及び講師を加えることができる。

第45条 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
(研究科長)

第46条 各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて研究科の運営に当たる。

(大学院委員会)

第47条 本学大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 各専攻から選出された各1人の教授

第48条 大学院委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 大学院委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教育内容等の改善研修委員会)

第48条の2 本学大学院に、授業内容及び研究指導の改善を図る組織として委員会を置き、その名称をFD委員会とする。

第49条 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

第50条 研究科委員会、大学院委員会及びFD委員会に関する規程は、別に定める。

第11章 研究施設

(研究施設)

第51条 本学大学院生は、研究達成のため、本学の施設設備を利用することができる。

2 本学大学院に、院生研究室その他の研究施設を設ける。

第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第52条 大学院生は、本学の厚生施設を利用することができる。

第13章 その他

(その他)

第53条 本学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則を準用する。

附 則

この大学院学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学費は、平成9年度分の学費から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在在学生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の在在学生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の在在学生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度の社会学研究科社会学専攻の学生収容定員については、第5条の規程にかかわらず次のとおりとする。

年 度	社会学研究科
5	社会学専攻
	15人

〔別表1〕（第6条関係）

(1) 文学研究科 国文学専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
日 本 言 語 文 化 論	2	古 典 語 国 語 学 演 習 Ⅲ	2
広 域 言 語 文 化 論	2	古 典 語 国 語 学 演 習 Ⅳ	2
表 象 文 化 論	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅰ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅰ	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅱ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅱ	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅲ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅲ	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅳ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅳ	2	古 典 散 文 特 殊 講 義 (基 礎)	2
中 古 文 学 演 習 Ⅰ	2	古 典 散 文 特 殊 講 義 (応 用)	2

中古文学演習Ⅱ	2	古典韻文特殊講義(基礎)	2
中古文学演習Ⅲ	2	古典韻文特殊講義(応用)	2
中古文学演習Ⅳ	2	近代文学論特殊講義(基礎)	2
中世文学演習Ⅰ	2	近代文学論特殊講義(応用)	2
中世文学演習Ⅱ	2	言語論特殊講義(基礎)	2
中世文学演習Ⅲ	2	言語論特殊講義(応用)	2
中世文学演習Ⅳ	2	上代文学特論	2
近世文学演習Ⅰ	2	中古文学特論	2
近世文学演習Ⅱ	2	中世文学特論	2
近世文学演習Ⅲ	2	近世文学特論	2
近世文学演習Ⅳ	2	書物特論	2
近代文学演習Ⅰ	2	メディア文化特論	2
近代文学演習Ⅱ	2	比較交流特論	2
近代文学演習Ⅲ	2	和歌歌謡特論	2
近代文学演習Ⅳ	2	近代小説特論	2
現代文学演習Ⅰ	2	近代詩歌特論	2
現代文学演習Ⅱ	2	現代文学特論	2
現代文学演習Ⅲ	2	古典日本語特論	2
現代文学演習Ⅳ	2	現代日本語特論	2
古典語国語学演習Ⅰ	2	国文学特論	2
古典語国語学演習Ⅱ	2	国語学特論	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 授業科目中、『日本言語文化論』『広域言語文化論』『表象文化論』から2科目4単位を選択履修するものとする。
- 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(4科目8単位)を必ず履修すること。
- 特殊講義は、4科目8単位を選択履修するものとする。
- 残りの6科目12単位は、指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること。)、第2項で選択した以外の科目及び特殊講義、特論から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)

(2) 文学研究科 文化財史科学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数	授業科目	単位数
文献史学(日本史)演習Ⅰ	2	保存修復学演習Ⅲ	2
文献史学(日本史)演習Ⅱ	2	保存修復学演習Ⅳ	2
文献史学(日本史)演習Ⅲ	2	文献史学(日本史)特殊講義A	2
文献史学(日本史)演習Ⅳ	2	文献史学(日本史)特殊講義B	2
文献史学(外国史)演習Ⅰ	2	文献史学(日本史)特殊講義C	2
文献史学(外国史)演習Ⅱ	2	文献史学(外国史)特殊講義	2
文献史学(外国史)演習Ⅲ	2	考古学特殊講義A	2
文献史学(外国史)演習Ⅳ	2	考古学特殊講義B	2
考古学演習Ⅰ	2	考古学特殊講義C	2
考古学演習Ⅱ	2	美術工芸史学特殊講義	2
考古学演習Ⅲ	2	保存修復学特殊講義	2
考古学演習Ⅳ	2	情報処理特殊講義	2
美術工芸史学演習Ⅰ	2	文化財史科学特殊講義	2
美術工芸史学演習Ⅱ	2	文化財修復実習	2
美術工芸史学演習Ⅲ	2	文献史学特論	2
美術工芸史学演習Ⅳ	2	考古学特論	2
保存修復学演習Ⅰ	2	美術工芸史学特論	2
保存修復学演習Ⅱ	2	保存修復学特論	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(4科目8単位)を必ず履修すること。
- 特殊講義は、8科目16単位を選択履修するものとする。
- 残りの4科目8単位は、指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること。)、及び特殊講義、特論から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)

(3) 文学研究科 文化財史科学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
日 本 史 特 殊 研 究 I	2	考 古 学 特 殊 研 究 II	2
日 本 史 特 殊 研 究 II	2	考 古 学 特 殊 研 究 III	2
日 本 史 特 殊 研 究 III	2	考 古 学 特 殊 研 究 IV	2
日 本 史 特 殊 研 究 IV	2	保 存 修 復 学 特 殊 研 究 I	2
日 本 史 特 殊 研 究 V	2	保 存 修 復 学 特 殊 研 究 II	2
日 本 史 特 殊 研 究 VI	2	史 料 学 特 殊 研 究 I	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 I	2	史 料 学 特 殊 研 究 II	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 II	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 I	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 III	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 II	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 IV	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 III	2
考 古 学 特 殊 研 究 I	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 IV	2

- 履修すべき単位数は、12単位以上とする。
- 研究指導は、指導教員による特殊研究などにおいて行う。したがって、前項12単位中には、原則として指導教員が担当する科目を複数年にわたって履修した単位を含むものとする。

(4) 文学研究科 地理学専攻 修士課程

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
自然地理学分野	自 然 地 理 学 演 習 I	2	地誌学分野	地 域 ・ 地 誌 学 演 習 I	2
	自 然 地 理 学 演 習 II	2		地 域 ・ 地 誌 学 演 習 II	2
	自 然 地 理 学 演 習 III	2		地 域 ・ 地 誌 学 演 習 III	2
	自 然 地 理 学 演 習 IV	2		地 域 ・ 地 誌 学 演 習 IV	2
	自 然 地 理 学 (地 形) 特 殊 講 義	2		地 域 ・ 地 誌 学 (日 本) 特 殊 講 義	2
	自 然 地 理 学 (気 候) 特 殊 講 義	2		地 域 ・ 地 誌 学 (先 進 地 域) 特 殊 講 義	2
	自 然 地 理 学 (環 境) 特 殊 講 義	2		地 域 ・ 地 誌 学 (発 展 途 上 地 域) 特 殊 講 義	2
人文地理学分野	人 文 地 理 学 演 習 I	2	共 通	地 理 情 報 学 特 殊 講 義	2
	人 文 地 理 学 演 習 II	2		自 然 地 理 学 特 論	2
	人 文 地 理 学 演 習 III	2		人 文 地 理 学 特 論	2
	人 文 地 理 学 演 習 IV	2		地 域 ・ 地 誌 学 特 論	2
	人 文 地 理 学 (農 村) 特 殊 講 義	2		国 内 巡 検 計 画 法 I	1
	人 文 地 理 学 (歴 史) 特 殊 講 義	2		国 内 巡 検 計 画 法 II	1
	人 文 地 理 学 (文 化) 特 殊 講 義	2		外 国 巡 検 計 画 法 I	1
	人 文 地 理 学 (都 市) 特 殊 講 義	2		外 国 巡 検 計 画 法 II	1

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（4科目8単位）を必ず履修すること。
- 特殊講義は、「自然地理学分野」「人文地理学分野」「地誌学分野」の各分野からそれぞれ2科目ずつ、合計6科目12単位を選択履修するものとする。
- 残りの12単位は、指導教員以外の演習（事前に担当教員の了解を得ること。）、及び特殊講義、共通から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。（2科目4単位まで）

(5) 社会学研究科 社会学専攻 修士課程

社会文化研究コース			
授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
社 会 文 化 研 究 演 習 I	2	応 用 人 類 学 特 論 II	2
社 会 文 化 研 究 演 習 II	2	応 用 社 会 心 理 学 特 論 I	2
社 会 文 化 研 究 演 習 III	2	応 用 社 会 心 理 学 特 論 II	2
社 会 文 化 研 究 演 習 IV	2	情 報 学 特 論 I	2
社 会 学 特 論 I	2	情 報 学 特 論 II	2
社 会 学 特 論 II	2	経 済 学 特 論 I	2
文 化 人 類 学 特 論 I	2	経 済 学 特 論 II	2
文 化 人 類 学 特 論 II	2	経 営 学 特 論 I	2

社会心理学特論Ⅰ	2	経営学特論Ⅱ	2
社会心理学特論Ⅱ	2	社会調査法特論	2
応用社会学特論Ⅰ	2	多変量解析法特論	2
応用社会学特論Ⅱ	2	質的調査法特論	2
応用人類学特論Ⅰ	2	統計解析法特論	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 演習科目及び特論科目の履修方法は、別に定める。
研究指導は、指導教員が担当する演習において行う。

臨床心理学コース			
授業科目	単位数	授業科目	単位数
臨床心理学演習Ⅰ	2	教育心理学特論	2
臨床心理学演習Ⅱ	2	社会心理学特論	2
臨床心理学演習Ⅲ	2	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理学演習Ⅳ	2	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理査定演習Ⅱ	2	心身医学特論	2
臨床心理基礎実習	2	投映法特論	2
臨床心理実習	2	心理療法特論	2
臨床心理学特論Ⅰ	2	心理実践実習Ⅰ	2
臨床心理学特論Ⅱ	2	心理実践実習Ⅱ	8
臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理面接特論Ⅱ	2	グループ・アプローチ特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
臨床心理学研究法特論	2	産業・組織心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
心理統計法特論	2	心理教育特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2
発達心理学特論	2		

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 演習科目、実習科目及び特論科目の履修方法は、別に定める。
研究指導は、指導教員が担当する臨床心理学演習において行う。

〔別表2〕(第30条関係)

(1) 文学研究科 国文学専攻 修士課程

学 費				納 入 時 期
区 分	授 業 料	施 設 設 備 費	計	
前 期	240,000 円	107,000 円	347,000 円	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
後 期	240,000 円	107,000 円	347,000 円	

(2) 文学研究科 文化財史科学専攻 博士前期課程・博士後期課程

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	240,000 円	107,000 円	30,000 円	377,000 円	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、 10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10 月31日までに後期分
後 期	240,000 円	107,000 円	-	347,000 円	

博士後期課程において、3年を超えて在学し、且つ所定の単位を修得した者で、博士の学位論文の審査及び最終試験のみを残す者の学費については、以下のとおりとする。

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	55,000 円	-	-	55,000 円	4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに 後期分
後 期	55,000 円	-	-	55,000 円	

(3) 文学研究科 地理学専攻 修士課程

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	240,000 円	107,000 円	30,000 円	377,000 円	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、 10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10 月31日までに後期分
後 期	240,000 円	107,000 円	-	347,000 円	

(4) 社会学研究科 社会学専攻 修士課程

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	240,000 円	107,000 円	30,000 円	377,000 円	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、 10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10 月31日までに後期分
後 期	240,000 円	107,000 円	-	347,000 円	

2 修士課程（博士前期課程）においては2年を超えて、博士後期課程においては3年を超えて在学する者については、実験実習費を徴収しない。

奈良大学大学院科目等履修生規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学大学院学則第33条の2及び第37条に基づき科目等履修生（以下「履修生」という。）について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 授業科目（以下「科目」という。）の単位を修得するために履修を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 外国人留学生の場合は、履修期間中の在留資格を有し、かつ、当該授業科目を履修するために十分な語学力があると認められた者
- (9) 前号のほか、大学院委員会の議を経て特別に認めた者

(出願手続)

第3条 履修を志願する者は、次の書類に受講登録料を添えて出願しなければならない。

- (1) 大学院履修生志願票
- (2) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 志望理由書

- 2 必要に応じ就学上の資料の提出を求められることがある。
- 3 出願の期間は、毎学年始めとする。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。
- 4 引き続き履修を志願する者には、第1項第2号は適用しない。
(選考及び許可)

第4条 履修生の選考は、当該研究科で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は履修生として許可する。
(在学期間)

第5条 履修生の在学期間は、学年始めから1年とする。

(履修科目)

第6条 履修生は、当該授業科目（以下「科目」という。）を履修する本学学生の学修を妨げない範囲において、1科目又は数科目に限って受講することができる。

(受講登録料及び履修料)

第7条 受講登録料及び履修料は、次のとおりとする。

受講登録料	3,000円
履修料 1単位	15,000円

2 履修科目により、特に費用を要するときは別途徴収する。

(履修料の納入)

第8条 履修生として認定された者は、所定の履修料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。

(履修生証)

第9条 履修生の身分を証明する履修生証を交付する。

(試験・単位の認定及び証明書)

第10条 履修生は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については、所定の単位を認定する。

2 試験に合格した科目については、願い出により成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、本学大学院学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月23日から施行する。

奈良大学大学院聴講生規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学大学院学則第32条及び第37条に基づき聴講生（他の大学院との単位互換協定に基づいて受け入れた学生は「特別聴講学生」とする、以下同じ。）について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 聴講を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特別聴講学生は他の大学院との単位互換協定に基づき別に定める。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 外国人留学生の場合は、履修期間中の在留資格を有し、かつ、当該授業科目を履修するために十分な語学力があると認められた者

(9) 前号のほか、大学院委員会の議を経て特別に認めた者
(出願手続)

第3条 聴講を志願する者は、次の各号の書類に受講登録料を添えて出願しなければならない。ただし、特別聴講学生を志願する者については、特別聴講願書を提出することとし、受講登録料はこれを免除することができる。

- (1) 大学院聴講生志願票
- (2) 最終学歴の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 志望理由書

2 外国人留学生在が志願するときは、第1項で定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 在学中の身元保証書(身元保証人は奈良県内またはその近郊に居住している者)
- (2) 留学生査証又は就学生査証(写)
- (3) 外国人登録済証明書
- (4) 経費支弁能力証明書(写)
- (5) (財)日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験の日本語能力認定書1級又は2級(写)
- (6) 履歴書及び最終学歴を証する資料

3 必要に応じ就学上の資料の提出を求めることがある。

4 出願の期間は、毎学年始めとする。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。

5 引き続き履修を志願する者には、第1項第2号は適用しない。
(選考及び許可)

第4条 聴講生の選考は、当該研究科で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は聴講生として許可する。

3 聴講を希望する者が外国人留学生の場合は、第1項で定める手続とは別に、国際交流委員会の承認を要するものとする。
(在学期間)

第5条 聴講生の在学期間は、1年又は半年とする。

(聴講科目)

第6条 聴講生は、当該授業科目(以下「科目」という。)を履修する本学学生の学修を妨げない範囲において、1科目又は数科目に限って受講することができる。

(受講登録料及び聴講料)

第7条 受講登録料及び聴講料は、次のとおりとする。

受講登録料	3,000円
聴講料 1科目(通年週1回)	30,000円
1科目(半年週1回)	15,000円

(聴講料の納入)

第8条 聴講生として認定された者は、所定の聴講料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別聴講学生は聴講料を免除することができる。

(聴講生証)

第9条 聴講生の身分を証明する聴講生証を交付する。

(試験・成績証明書及び単位)

第10条 聴講生(「特別聴講学生」を除く。)は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については、願い出により成績証明書を交付するが、単位は認定しない。

2 特別聴講学生は、受講した科目の試験を受け、合格した科目については単位を認定する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、本学大学院学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月23日から施行する。

奈良大学大学院研究生規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学大学院学則第34条及び第37条に基づき研究生について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として入学できる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の事項に関して指導を受け研究しようとするものとする。

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、検定料1万5千円を納付し、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書(本学所定のもの)
- (2) 履歴書(本学所定のもの)
- (3) 研究計画書(本学所定のもの)
- (4) 健康診断書
- (5) 最終学校卒業(修了)証明書
- (6) 最終学校成績証明書

2 現に官公庁・会社その他に勤務する者は、その勤務先の長の承諾書を添付すること。

3 出願期間は、4月入学の場合は、3月15日から3月25日(日曜、祝日の場合は前日)までとする。10月入学の場合は、8月20日から8月31日(日曜、祝日の場合は前日)までとする。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。

(選考及び許可)

第4条 研究生の入学は、当該研究科において授業上支障のない場合に限り、各研究科委員会の選考に基づき、大学院委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(研究期間)

第5条 研究生の研究期間は、入学を許可した学年(1年以内)又は学期に限るものとする。ただし、その研究をさらに継続する必要があるときは、研究期間の延長を願い出ることができる。この場合第4条の手続きを経て、学長が許可する。

2 前項により延長する研究期間は、1年を限度とする。

3 研究生が研究を中止しようとするときは、その理由を付し指導教員、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

奈良大学大学院文学研究科履修規則

(指導教員)

第6条 研究生は、大学院担当の専任教員のうちから指導教員を定めなければならない。

(科目受講)

第7条 研究生は、指導教員のもとで研究するほか、許可を得て当該研究科で開講する講義を聴講し、演習に参加することができる。

(納付金)

第8条 研究生として入学を許可された者は、次の入学金及び研究料を所定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 入学金 50,000円
(2) 研究料 120,000円 ただし、半期の場合はその半額とする。

2 第5条第1項「ただし書」の規定により研究期間を延長する場合は、当該年度又は当該学期における入学金を免除する。

3 研究に特別の費用を要する場合は、当該研究科の定めるところにより研究生の負担とする。

4 既に納入された入学金及び研究料等は、理由を問わず返還しない。

5 入学金及び研究料を所定の期日までに納付しない者は、入学の許可を取り消す。

(研究生証)

第9条 研究生の身分を証明する研究生証を交付する。

(研究報告書)

第10条 研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を、所定の期日までに指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(研究の中止)

第11条 疾病その他の事情により、研究の見込みがないと認められる者に対しては、当該研究科長の申し出により、学長は研究の中止を命ずることができる。

(研究証明書)

第12条 研究報告書を提出した者には、願出により研究証明書を交付する。

(附属施設の利用)

第13条 研究生は、図書館及びその他必要な施設設備を利用することができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、本学大学院学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年7月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学大学院学則に基づき、文学研究科(以下「本研究科」という。)の授業科目の履修等について必要な事項を定める。

(授業科目、授業の方法及び単位数)

第2条 本研究科の授業は、講義、演習及び実習とし、授業科目、単位数は別表のとおりとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 単位の基準は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業実施基準)

第3条 授業は、毎週2時間とし、半年間にわたって行う。

(修了要件)

第4条 本研究科修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、次に掲げる各専攻区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

区分	国文学専攻修士課程
選択	①日本語文化論 広域言語文化論 表象文化論 } 2科目 4単位
	②演習 4科目 8単位 ※研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを必ず履修すること。
	③特殊講義 4単位 8単位 ※①③の科目については、担当者の変更があれば同一科目を重複履修した場合も、単位を認定する。
	④特論
	⑤選択科目 6科目 12単位 ※指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること)、及び①③④から選択履修できる。④については、4科目8単位まで履修できるものとする。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)

区分	文化財史科学専攻博士前期課程
選択	①演習 4科目 8単位 ※研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを必ず履修すること。
	②特殊講義 8科目 16単位
	③特論
	④選択科目 4科目 8単位 ※②③の科目については、担当者の変更があれば同一科目を重複履修した場合も、単位を認定する。指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること)、及び②③から選択履修できる。③については、4科目8単位まで履修できるものとする。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)

区分	地理学専攻修士課程
選択	①演習 4科目 8単位 ※研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを必ず履修すること。 ②特殊講義 6科目 12単位 ※「自然地理学分野」「人文地理学分野」「地誌学分野」の各分野からそれぞれ2科目選択履修するものとする。 ③共通 ④選択科目 12単位 ※②③の科目については、担当者の変更があれば同一科目を重複履修した場合も、単位を認定する。指導教員以外の演習（事前に担当教員の了解を得ること。）、及び②③から選択履修できる。③の特論については、4科目8単位まで履修できるものとする。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。（2科目4単位まで）

2 本研究科博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、次に掲げる区分に従い12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

区分	文化財史科学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 6科目 12単位 ※研究指導は、指導教員による特殊研究などにおいて行う。したがって、12単位中には、原則として指導教員が担当する科目を複数年にわたって履修した単位を含むものとする。

(登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の日までに研究科長に届け出なければならない。

(研究指導教員)

第6条 研究科委員会は、学生の研究課題に応じて研究指導教員を決定する。研究指導教員は演習担当教員とし、入学年度の4月に決定する。変更の必要のある場合は、研究科委員会で審議の上認めることがある。

(単位の認定)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験又は研究報告により行う。

(成績の評価)

第8条 各授業科目の成績は、100点満点とし、その評価は、80点以上を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可とし、可以上を合格とする。

(成績の評価及び基準)

第8条の2 成績の評価基準は次のとおりとする。

成績	評価基準
優	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの。
良	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの。
可	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの。
不可	当該科目の履修において、目標を達成していないもの。

学位論文については、その内容が、形式、論旨、研究対象に対する分析・評価などの点において適切であり、学位論文としての水準に達していて、研究上の成果が見出されるものを、合格とする。

(学位の授与)

第9条 修士課程又は博士前期課程において所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には修士の学位を授与する。

2 博士後期課程において所定の単位を修得し、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には博士の学位を授与する。
(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、本研究科委員会の議を経なければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

附則

この規則は、平成5年4月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在在学生については、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の在在学生については、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の在在学生については、従前の例による。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

[別表]

大学院文学研究科授業科目

国文学専攻修士課程					
授業科目					単位数
日本言語文化論	2				
広域言語文化論	2				
表象文化論	2				
上代文学演習Ⅰ	2				
上代文学演習Ⅱ	2				
上代文学演習Ⅲ	2				
上代文学演習Ⅳ	2				
中古文学演習Ⅰ	2				
中古文学演習Ⅱ	2				
中古文学演習Ⅲ	2				
中古文学演習Ⅳ	2				
中世文学演習Ⅰ	2				
中世文学演習Ⅱ	2				
中世文学演習Ⅲ	2				
中世文学演習Ⅳ	2				
近世文学演習Ⅰ	2				
近世文学演習Ⅱ	2				
近世文学演習Ⅲ	2				
近世文学演習Ⅳ	2				
近代文学演習Ⅰ	2				
近代文学演習Ⅱ	2				
近代文学演習Ⅲ	2				
近代文学演習Ⅳ	2				
現代文学演習Ⅰ	2				
現代文学演習Ⅱ	2				
現代文学演習Ⅲ	2				
現代文学演習Ⅳ	2				
古典語国語学演習Ⅰ	2				
古典語国語学演習Ⅱ	2				
古典語国語学演習Ⅲ	2				
古典語国語学演習Ⅳ	2				
現代語国語学演習Ⅰ	2				
現代語国語学演習Ⅱ	2				
現代語国語学演習Ⅲ	2				
現代語国語学演習Ⅳ	2				
古典散文特殊講義(基礎)	2				
古典散文特殊講義(応用)	2				
古典韻文特殊講義(基礎)	2				
古典韻文特殊講義(応用)	2				
近代文学論特殊講義(基礎)	2				
近代文学論特殊講義(応用)	2				
言語論特殊講義(基礎)	2				
言語論特殊講義(応用)	2				
上代文学特論	2				
中古文学特論	2				
中世文学特論	2				
近世文学特論	2				
書物特論	2				
メデアア文化特論	2				
比較交流特論	2				
和歌謡特論	2				
近代小説特論	2				
近代詩歌特論	2				
現代文学特論	2				
古典日本語特論	2				

現代日本語特論	2
現代日本語特論	2
現代日本語特論	2

文化財史科学専攻博士前期課程		
授業科目		単位数
文献史学(日本史)演習Ⅰ	2	
文献史学(日本史)演習Ⅱ	2	
文献史学(日本史)演習Ⅲ	2	
文献史学(日本史)演習Ⅳ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅰ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅱ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅲ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅳ	2	
考古学演習Ⅰ	2	
考古学演習Ⅱ	2	
考古学演習Ⅲ	2	
考古学演習Ⅳ	2	
美術工芸史学演習Ⅰ	2	
美術工芸史学演習Ⅱ	2	
美術工芸史学演習Ⅲ	2	
美術工芸史学演習Ⅳ	2	
保存修復学演習Ⅰ	2	
保存修復学演習Ⅱ	2	
保存修復学演習Ⅲ	2	
保存修復学演習Ⅳ	2	
文献史学(日本史)特殊講義A	2	
文献史学(日本史)特殊講義B	2	
文献史学(日本史)特殊講義C	2	
文献史学(外国史)特殊講義	2	
考古学特殊講義A	2	
考古学特殊講義B	2	
考古学特殊講義C	2	
美術工芸史学特殊講義	2	
保存修復学特殊講義	2	
情報処理工学特殊講義	2	
文化財史科学特殊講義	2	
文化財修復実習	2	
文献史学特殊論	2	
考古学特殊論	2	
美術工芸史学特殊論	2	
保存修復学特殊論	2	

地理学専攻修士課程		
授業科目		単位数
自然地理学分野	自然地理学演習Ⅰ	2
	自然地理学演習Ⅱ	2
	自然地理学演習Ⅲ	2
	自然地理学演習Ⅳ	2
	自然地理学(地形)特殊講義	2
	自然地理学(気候)特殊講義	2
	自然地理学(環境)特殊講義	2
人文地理学分野	人文地理学演習Ⅰ	2
	人文地理学演習Ⅱ	2
	人文地理学演習Ⅲ	2
	人文地理学演習Ⅳ	2
	人文地理学(農村)特殊講義	2
人文地理学(歴史)特殊講義	2	

	人文地理学(文化) 特殊講義	2
	人文地理学(都市) 特殊講義	2
地誌学分野	地域・地誌学 演習 I	2
	地域・地誌学 演習 II	2
	地域・地誌学 演習 III	2
	地域・地誌学 演習 IV	2
	地域・地誌学(日本) 特殊講義	2
	地域・地誌学(先進地域) 特殊講義	2
	地域・地誌学(発展途上地域) 特殊講義	2
共通	地理情報学 特殊講義	2
	自然地理学 特論	2
	人文地理学 特論	2
	地域・地誌学 特論	2
	国内巡検計画法 I	1
	国内巡検計画法 II	1
	外国巡検計画法 I	1
	外国巡検計画法 II	1

文化財史料学専攻博士後期課程	
授業科目	単位数
日本史 特殊研究 I	2
日本史 特殊研究 II	2
日本史 特殊研究 III	2
日本史 特殊研究 IV	2
日本史 特殊研究 V	2
日本史 特殊研究 VI	2
美術工芸史 特殊研究 I	2
美術工芸史 特殊研究 II	2
美術工芸史 特殊研究 III	2
美術工芸史 特殊研究 IV	2
考古学 特殊研究 I	2
考古学 特殊研究 II	2
考古学 特殊研究 III	2
考古学 特殊研究 IV	2
保存修復学 特殊研究 I	2
保存修復学 特殊研究 II	2
史料学 特殊研究 I	2
史料学 特殊研究 II	2
国際史料学 特殊研究 I	2
国際史料学 特殊研究 II	2
国際史料学 特殊研究 III	2
国際史料学 特殊研究 IV	2

奈良大学大学院 社会学研究科履修規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学大学院学則に基づき、社会学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目の履修等について必要な事項を定める。

(授業科目、授業の方法及び単位数)

第2条 本研究科社会学専攻の授業は、講義、演習及び実習とし、授業科目、単位数は別表のとおりとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 単位の基準は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業実施基準)

第3条 授業は、毎週2時間とし、1年間又は半年間にわたって行う。

(修了要件及び履修方法)

第4条 本研究科社会学専攻には、社会文化研究コースと臨床心理学コースの2つがあり、その内の一つを選択し、コースの変更は認めない。社会学専攻の課程修了の要件は、本研究科に2年以上在学し、次に掲げる各コースの区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

社会文化研究コース

演習科目は、「社会文化研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4科目8単位を必修とする。

研究指導は、指導教員が担当する演習において行う。

選択必修科目A群から10科目20単位以上、B群から2科目4単位以上を選択履修するものとする。

臨床心理学コース

演習科目は「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」及び「臨床心理学査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）・臨床心理学査定演習Ⅱ」の6科目12単位を必修とする。

研究指導は、指導教員が担当する「臨床心理学演習」において行う。

実習科目は「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習」の2科目4単位を必修とする。

特論科目は「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」及び「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）・臨床心理面接特論Ⅱ」の4科目8単位を必修とする。

選択必修科目より、4科目8単位以上を選択履修するものとする。

2 臨床心理学コースにおいて、臨床心理士資格試験及び公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者の履修方法については別に定める。

(履修)

第5条 1年次において履修すべき単位数は、20単位以上とする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を指定の日までに研究科長に届け出なければならない。

(研究指導教員)

第6条 本研究科委員会は、学生の研究課題に応じて研究指導教員を決定する。研究指導教員は演習担当教員とし、入学年度の4月に決定する。変更の必要のある場合は、本研究科委員会で審議の上認めることがある。

(単位の認定)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験又は研究報告により行う。

(成績の評価)

第8条 各授業科目の成績は、100点満点とし、その評価は、80点以上を優、79点から70点までを良、69点から60点を可、59点以下を不可とし、可以上を合格とする。

(成績の評価及び基準)

第8条の2 成績の評価基準は次のとおりとする。

成績	評価基準
優	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの。
良	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの。
可	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの。
不可	当該科目の履修において、目標を達成していないもの。

学位論文については、その内容が、形式、論旨、研究対象に対する分析・評価などの点において適切であり、学位論文としての水準に達していて、研究上の成果が見出されるものを、合格とする。

(学位の授与)

第9条 所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、学位規程所定の学位を授与する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、本研究科委員会の議を経なければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は本研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在在学生については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在在学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の在学学生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の在学学生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の在学学生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

〔別 表〕

大学院社会学研究科 社会学専攻 授業科目

社会文化研究コース			
区 分	授 業 科 目	単位数	
必 修	社会文化研究演習Ⅰ	2	
	社会文化研究演習Ⅱ	2	
	社会文化研究演習Ⅲ	2	
	社会文化研究演習Ⅳ	2	
選 択 必 修	A群	社会学特論Ⅰ	2
		社会学特論Ⅱ	2
		文化人類学特論Ⅰ	2
		文化人類学特論Ⅱ	2
		社会心理学特論Ⅰ	2
		社会心理学特論Ⅱ	2
		応用社会学特論Ⅰ	2
		応用社会学特論Ⅱ	2
		応用社会学特論Ⅲ	2
		応用社会学特論Ⅳ	2
	B群	社会調査法特論	2
		多変量解析法特論	2
		質的調査法特論	2
		統計解析法特論	2

臨床心理学コース		
区 分	授 業 科 目	単位数
必 修	臨床心理学演習Ⅰ	2
	臨床心理学演習Ⅱ	2
	臨床心理学演習Ⅲ	2
	臨床心理学演習Ⅳ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	臨床心理基礎実習Ⅰ	2
	臨床心理基礎実習Ⅱ	2
	臨床心理学特論Ⅰ	2
	臨床心理学特論Ⅱ	2
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2

選 択 必 修	A群	臨床心理学研究法特論	2
		心理統計法特論	2
	B群	発達心理学特論	2
		教育心理学特論	2
	C群	社会心理学特論	2
		犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
	D群	障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
		精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
		心身医学特論	2
	E群	投映法特論	2
心理療法特論		2	
F群	心理実践実習Ⅰ	2	
	心理実践実習Ⅱ	8	
	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2	
	グループ・アプローチ特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	
	産業・組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	
心理教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2		

奈良大学大学院学生留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良大学大学院学則（以下「学則」という。）第22条の規定により本学大学院学生の留学について必要な事項を定める。

(留学の定義)

第2条 この規程による留学とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学との間に学術教育交流協定（以下「交流協定」という。）を締結している外国の大学等へ交流協定に基づき派遣する留学（以下「派遣留学」という。）
- (2) 外国の大学等からの入学許可に基づき、当該研究科委員会が留学先として承認した大学等への「派遣留学」以外の留学（以下「認定留学」という。）

(外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学出願資格)

第4条 留学を希望する者は、本学大学院に1年以上在学し、前年度末までに当該研究科委員会が定める単位を修得しておかなければならない。ただし、博士課程後期課程に在学するものはこの限りでない。

2 前2条第2号の規定により留学する者についての在学期間が1年未満であっても当該研究科委員会の承認により、その資格を有するものとする。

(留学の募集及び申請手続き)

第4条の2 派遣留学生の募集については、所定の期日までに学生支援センター（学生担当）が行う。

2 派遣留学又は認定留学の申請手続きについては、別途定めるものとする。

(留学の決定及び許可)

第5条 留学については、国際交流委員会及び当該研究科委員会

の議を経て大学院委員会が決定し、学長が許可する。
(留学期間)

第6条 留学期間は、原則として1年とする。ただし、教育研究上必要と認める場合は、その期間を1年を限度として延長することができる。

2 留学期間の在学年数への算入は、1年を限度として認める。
(修得単位の認定)

第7条 留学期間中に修得した単位は、当該研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により認定する単位数は、学則第7条第2項の定めるところとする。
(履修上の特例措置)

第8条 留学する学年度に提出した履修届は、帰国した年度まで継続させることができる。この場合において留学した者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属研究科長に提出し、当該研究科委員会の承認を得なければならない。

2 留学した学年度の前期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該研究科委員会でその措置を決定する。なお、継続履修の認められる科目は、担当教員が同一であることを要しない。
(留学の取消)

第9条 留学中の者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、大学院委員会の議を経て留学を取り消すことができる。

- (1) 留学先で成業の見込みがない者
- (2) 留学生としてふさわしくない行為を行った者
- (3) 留学の査証が認められない者
- (4) 本学大学院の授業料の納入を怠った者
- (5) 本人の事情により留学を継続できなくなった者
(留学中の事故の責任)

第10条 本学は、留学中の傷害、疾病その他の事故等について、一切責任を負わない。

(留学期間中の学費)

第11条 留学期間中の本学の学費は、別途定めるものとする。
(事務の所管)

第12条 この規程による留学の事務取扱所管は、学生支援センター(学生担当)とする。
(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、国際交流委員会及び研究科委員会の議を経て大学院委員会が決定する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

奈良大学大学院 学生留学規程施行細則

(趣旨)

第1条 本学大学院学生の留学に関する必要な事項については、

奈良大学大学院学則(以下「学則」という。)、奈良大学大学院学生留学規程(以下「規程」という。)及びこの細則の定めるところによる。

(留学申請手続)

第2条 派遣留学の適用を受けようとする者は、指導教員の指導を受けたのち所定の期日までに、次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 派遣留学願(本学所定)
- (2) 履修計画書(本学所定)
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 認定留学の適用を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願(本学所定)
- (2) 履修計画書(本学所定)
- (3) 留学先大学等の受入承諾書
- (4) その他本学が必要と認める書類
(留学終了後の手続)

第2条の2 留学を終了した者は、帰国後速やかに次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届(本学所定)
- (2) 留学先の大学等が発行した在学又は在籍期間を明記した証明書
- (3) 前号の大学等が発行した成績証明書(研究指導に関する証明書を含む。)
- (4) 旅券(パスポート)の出入国部分の写し
(留学期間の延長及び帰国の延期)

第3条 規程第6条第1項の規定により留学期間を延長する場合は、留学期間終了の2か月前までに次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 留学期間延長願(本学所定)
- (2) 留学先大学等が発行した延長許可書(写)
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 規定の期日までに帰国できない場合は、「帰国延期願」を留学期間終了の2か月前までに所属研究科長に提出し、許可を受けなければならない。

(留学期間の始期及び終期)

第4条 留学期間は、原則として4月1日又は10月1日を始期、3月31日又は9月30日を終期とする。これらの日の前後に出国又は帰国する場合、学籍上は状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。

2 前項の留学期間の読み替えは、当該研究科委員会が行う。
(留学期間中に修得した単位の認定)

第5条 学則第7条及び規程第7条の規定により、授業科目を履修し、修了要件単位の認定を希望する者は、次に掲げる書類を留学終了後1か月以内に所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定願(本学所定)
- (2) 留学先大学等の単位認定書又は成績証明書若しくはこれらに代わる証明書等
- (3) その他本学が必要と認める書類
(学習状況報告書)

第6条 留学生は、留学期間の開始から6か月ごと及び留学終了後に、学習状況報告書(本学所定)を指導教員を通じて、所属

研究科長に提出しなければならない。

(継続履修の手続等)

第7条 継続履修を希望する者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属研究科長に提出し、本学所定の期日までにあらためて履修登録を行わなければならない。

2 留学先大学等との学年暦の国際的差異の事情等により生ずる履修登録手続の取扱については、本学所定の期日までに手続を行えない場合、当該研究科委員会の許可を得て、その時期を延期することができる。

(事務の所管)

第8条 この細則による留学の事務取扱所管は、学生支援センター(学生担当)とする。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、国際交流委員会及び研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

奈良大学大学院学生の留学期間中の学費、助成金等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良大学大学院学生留学規程に基づき、本学在学中に外国の大学等へ留学する学生(以下「留学生」という。)に対する本学の学費(以下「学費」という。)及び助成金について定めたものである。

(留学期間中の学費)

第2条 留学先の留学期間中における学費については、学則第30条に基づき納入しなければならない。

(助成金の支給)

第3条 留学期間中の留学生のうち、前条の学費を納入した者に対し、次の助成金を支給する。

(1) 派遣留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費相当額とする。

(2) 認定留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費の4分の3相当額とする。

(助成金の返済)

第4条 留学生が留学の許可を取り消された場合は、その間に支給された助成金の一部又は全部を返済しなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この規程の適用にあたり疑義を生じた場合は、そのつど学長が決定する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て大学院委員会が決定する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月16日から施行する。

奈良大学大学院研究年報に関する規程

(目的)

第1条 本大学院は、学術研究の推進及び成果の公表を目的として、奈良大学大学院研究年報(以下「研究年報」という。)を発行する。

2 研究年報は、投稿論文及び研究報告等(以下「論文等」という。)を掲載するものとする。

(発行)

第2条 研究年報は、毎年1回の発行を原則とする。

(投稿資格)

第3条 研究年報に論文等を投稿できる者は、次のとおりとする。

(1) 本大学院を担当する教員

(2) 本大学院に在籍する者及び本大学院の課程を修了した者で、大学院担当教員の推薦を受けた者

(3) 編集委員会が特に認めた者

(編集委員会)

第4条 研究年報を編集するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 各専攻により選出された各1人の教員

(2) 各専攻により選出された各1人の院生

3 編集委員会には委員長を置く。委員長は、前項第1号委員の互選により定める。

4 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(掲載の採否)

第5条 投稿された論文等の掲載の採否は、編集委員会の査読に基づき決定する。

(募集)

第6条 編集委員会は、投稿要領に基づき論文等を募集しなければならない。

2 投稿要領は、別に定める。

(事務)

第7条 研究年報の発行にかかる事務は、総合研究所・大学院事務室が行う。

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

大学院生修了に伴う取扱要項

1. 修了

大学院学則第12条第1項の修士課程又は博士前期課程の修了

要件に基づく、単位修得、在学期間及び修士の学位論文の審査並びに最終試験に合格し、各研究科委員会において認定された者は、第13条第1項によりその課程を修了した者と認め、次の学位を授与する。

文学研究科 修士（文学）
社会学研究科 修士（社会学）

2. 修了の時期

修了は3月及び9月修了とする。

修了の認定は、毎年学期終了の3月及び9月に認定を行うものとする。

9月修了の取扱は、次のとおりとする。

ア 単位取得要件

専攻の授業科目について所定の32単位以上修得していること。

イ 在学要件

当該課程に2年以上在学していること。

なお、9月（前期末）で修了要件を充足している者で、かつ、9月末日付けにて修了の認定を受けることを希望する者は、その者の申請により行うものとする。

3. 学位論文の提出及び審査について

大学院学則第10条に基づき9月修了を希望する者の、学位論文の提出及び審査の日程は次のとおりとする。

○論文題目の提出日	} 各年度の大学院学 年暦及び行事予定 表による。
○学位論文の提出日	
○学位論文の審査及び最終試験日	

なお、期限に遅れた場合は、一切受け付けをしない。

4. その他

この取扱要項に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、大学院学則及び学位規程によるものとする。

附 則

この取扱要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成11年4月1日から施行する。

奈良大学大学院学生 学会参加交通費等補助規則

（目的）

第1条 本規則は、奈良大学大学院学生（以下「院生」という。）の広い視野に立った研究の奨励・学術研究の促進に資するため、研究成果の学会発表及び学会への参加を援助することを目的とする大学院学生学会参加交通費等補助（以下「補助」という。）制度の運用について、これを定める。

（補助の種類）

第2条 補助は、学会発表者補助及び学会参加者補助の2種類とする。

2 学会発表者補助は、院生が指導教員の承認を得て学会で発表する場合、学会参加者補助は、院生が指導教員の承認を得て参加する場合をいう。

（補助の対象となる期間）

第3条 補助は、当該年度の4月1日から3月末日までに開催される学会を対象として行う。

（補助の対象及び基準）

第4条 補助の種類により、学会の参加に要した交通費、宿泊費、及び学会登録料、参加費について補助するものとする。

2 補助の対象となる学会は、日本学術会議協力学術研究団体に登録された全国規模の学会またはこれに準ずる学会、もしくは研究科長が適当と認めた学会とする。

3 院生各人の学会発表者としての補助については、年次1回とし、1回の限度を2万円として支給する。

4 院生各人の学会参加者としての補助については、在籍期間中に1回とし、1万円を限度として支給する。

5 交通費等の支給基準は別表のとおりとする。

（申請手続・期間・決定）

第5条 補助を受けようとする院生は学会参加にあたり、補助申請書（別紙様式1）に学会の要項等を添付し、指導教員の承認を得た上で学長に申請するものとする。

2 前項の申請期間は、5月及び10月の所定の期間とする。

3 補助の可否については、前項申請期間後に大学院委員会において決定し、申請者に通知する。

4 申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

5 他の機関から補助を受けた場合は、申請を辞退したものと取り扱う。

（報告書の提出）

第6条 補助を受ける院生は、帰着後1週間以内に学会参加報告書（別紙様式2）を提出しなければならない。

2 交通費等は報告書提出後、学長の決裁を経て支給するものとする。

（事務）

第7条 補助に関する事務は、大学院事務室において行う。

（規則の改廃）

第8条 この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成13年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

奈良大学大学院文学研究科に おける論文博士の取扱内規

（趣旨）

第1条 奈良大学学位規程第3条第3項及び第5条第4項の規定に基づく博士（以下「論文博士」という。）の学位論文（以下「博士論文」という。）の提出及びその手続並びに試験等学位審査に関する必要事項については、奈良大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この取扱内規によるものとする。

（博士の学位授与）

第2条 学位規程第3条第3項に規定する博士の学位は、本学大学院の課程を経ない者であっても、学位規程及びこの取扱内規の定めるところにより、博士論文を提出して、その審査に合格し、専攻分野に関して、本学大学院の課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有すると認められた場合に限り授与することができる。

(博士論文の申請要件)

第3条 学位規程第4条第3項及び第5条第4項の規定による課程を経ない者が、「論文提出による博士学位の申請」をしようとするときは、本学大学院に紹介(指導)教授を求め、その承認を得なければならない。

(論文博士の学位予備審査)

第4条 論文博士の学位を申請しようとする者は、紹介(指導)教授の承認を得た後、「論文博士学位予備審査申請書(別記様式)」に紹介(指導)教授の推薦書、論文要旨(4,000字以内)、研究業績書及び履歴書各一部を添えて、文学研究科長に提出しなければならない。

2 「論文博士学位予備審査申請書」の提出期限は、毎年度5月1日～5月10日及び11月1日～11月10日(休日を除き最終日が日曜日に当たる場合は、その前日まで)の間とする。

3 文学研究科長は、紹介(指導)教授及び博士後期課程担当教授の内、当該論文に関連のある2人に申請受理の可否審査を付託するものとする。

4 可とする旨の承認を得た後、論文博士の学位申請予定者は、担当事務局に学位論文審査手数料(学位規程別表(第5条関係))を添えて申請しなければならない。

(論文博士学位申請時の提出書類)

第5条 論文博士の学位を申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 原則として、論文集としてまとめられた著書、もしくはその刊行を予定しているもの、各正本1部、副本3部とする。ただし、使用言語は原則として日本語であるが、英文での提出を妨げない。なお、英文の場合は、論文要旨和訳提出を求める。

(2) 論文博士学位論文の要旨(4,000字以内)は、各正本1部、副本3部とする。

(3) 学位論文の英文要旨(A4判 1～2枚程度)

(4) 学位授与申請書(様式2)

(5) 履歴書(所定の様式)

(6) 研究業績書(所定の様式)

(7) 最終学校卒業証明書

(論文博士学位審査委員会)

第6条 論文博士学位審査委員会(以下「審査委員会という。')は、文学研究科委員会において学位予備審査の受付受理の承認を得た後、審査委員会を組織する。

2 審査委員会は、主査1人、副査2人以上をもって構成する。主査は、紹介(指導)教授とする。副査は、文学研究科委員会において選任・委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず審査委員会は、学位審査に当たって必要があるときは、文学研究科委員会の議を経て、奈良大学内外の有識者等に委嘱することができる。

4 審査委員会は、原則として、論文博士学位申請の受理の日から1年以内に審査を終了するものとする。

(博士論文審査の最終試験)

第7条 予備審査を経て文学研究科委員会に提出された博士論文の学位審査は、学位規程第7条、第8条及び第9条を準用する。

2 専攻分野の博士論文審査では、審査委員会は博士論文審査期間中に口頭試問等により実施し、最終試験とする。

(審査委員会の審査報告)

第8条 審査委員会は、学位規程第9条の規定により博士論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、博士論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見に関する報告書を作成し、文学研究科委員会に提出するものとする。

(学位授与資格の審議・議決・報告)

第9条 文学研究科長は、審査委員会の報告をうけた後、速やかに文学研究科委員会を開催するものとする。

2 学位規程第9条の規定により文学研究科委員会は、前条の報告書に基づいて、その論文の合否について審議のうえ、学位授与をすべきか否かを議決し、その結果を学長に報告するものとする。

3 前項の議決は、学位規程第9条第3項の規定を準用する。

(博士論文の要旨及び審査所見の公表)

第10条 学位規程第12条に規定する公表義務の一環として、博士論文の内容の要旨を奈良大学大学院研究年報に公表する。論文及び論文審査の所見要旨を奈良大学リポジトリにより公表する。(その他)

第11条 この取扱内規の運用に当たって疑義ある場合には、文学研究科委員会及び大学院委員会において審議し、これを決定する。

2 この取扱内規の改正は、奈良大学文学研究科委員会及び奈良大学大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この取扱内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この取扱内規は、平成31年4月1日から施行する。

奈良大学大学院社会学研究科社会学専攻 臨床心理学コースに関する履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は奈良大学大学院学則により、社会学研究科社会学専攻臨床心理学コース(以下「本コース」という。)において行う大学院教育に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本コースでは心の健康に関する高度職業専門人を養成することを目的として、社会学専攻の中に、臨床心理学コースを置く。

(教育課程)

第3条 本コースでの教育は、大学院学則に準拠し、その指導は別に定める「奈良大学大学院社会学研究科履修規則」による。

2 本コースを履修できる者は、入学試験受験時に決定し、入学後及び他よりの転入は認めない。

(履修方法)

第4条 本コースにおいて、臨床心理士資格試験の受験資格を取得しようとする者は、以下の履修方法に基づき、修了要件を整えること。

(1) 社会学研究科履修規則〔別表〕中より、臨床心理士資格認

定協会所定の授業科目及び単位数を修得すること。

- (2) 「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」4科目8単位を修得すること。
 - (3) 「臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）・臨床心理査定演習Ⅱ」「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）・臨床心理面接特論Ⅱ」及び「臨床心理基礎実習」の必修科目（14単位）は、1年次で修得すること。
 - (4) 「臨床心理実習」（必修科目2単位）は、「臨床心理基礎実習」を修得した者に限り、2年次で履修することができる。
 - (5) 選択必修科目A群からE群中よりそれぞれ1科目、合わせて10単位以上修得すること。
 - (6) 研究指導は、指導教員が担当する「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」において行う。主研究指導者は演習担当教員とし、他に2名の大学院担当教員を充てる。なお、研究指導者は入学年度の4月に決定する。
 - (7) 修士論文の内容が「臨床心理学に関するもの」であること。
- 2 本コースにおいて、公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、以下の履修方法に基づき、修了要件を整えること。
- (1) 学則〔別表1〕中より、公認心理師法施行規則で定められた授業科目を修得すること。
 - (2) 本コースにおける必修科目は、全て修得すること。
 - (3) 選択必修科目中、以下の授業科目を修得すること。
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）
産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の実践）
グループ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）
心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）
心理実践実習Ⅰ
心理実践実習Ⅱ
 - (4) 研究指導は、指導教員が担当する「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」において行う。主研究指導者は演習担当教員とし、他に2名の大学院担当教員を充てる。なお、研究指導者は入学年度の4月に決定する。

（内規の改廃）

第5条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

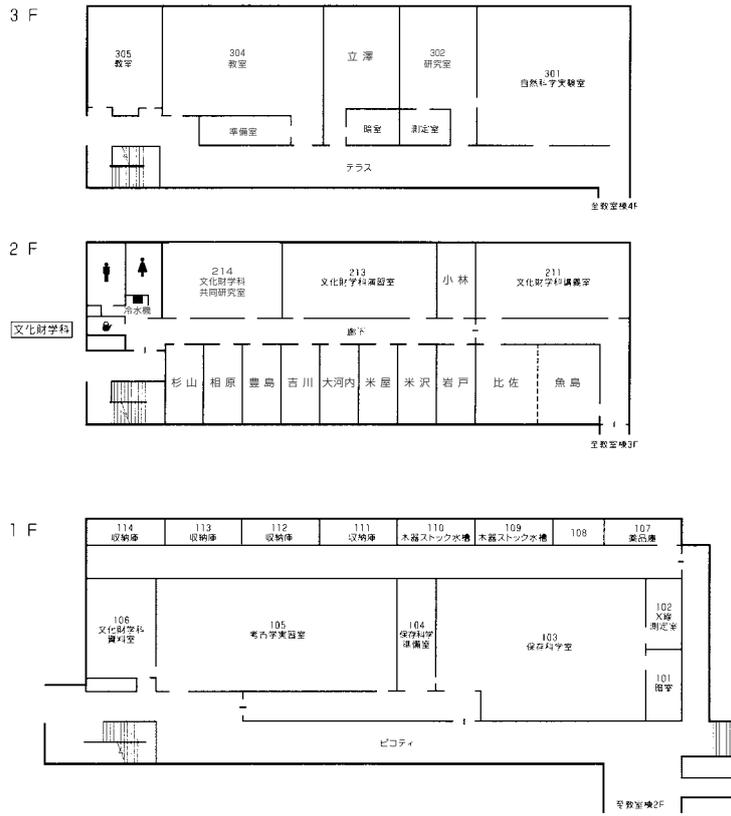
この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 録

○奈良大学学舎配置図

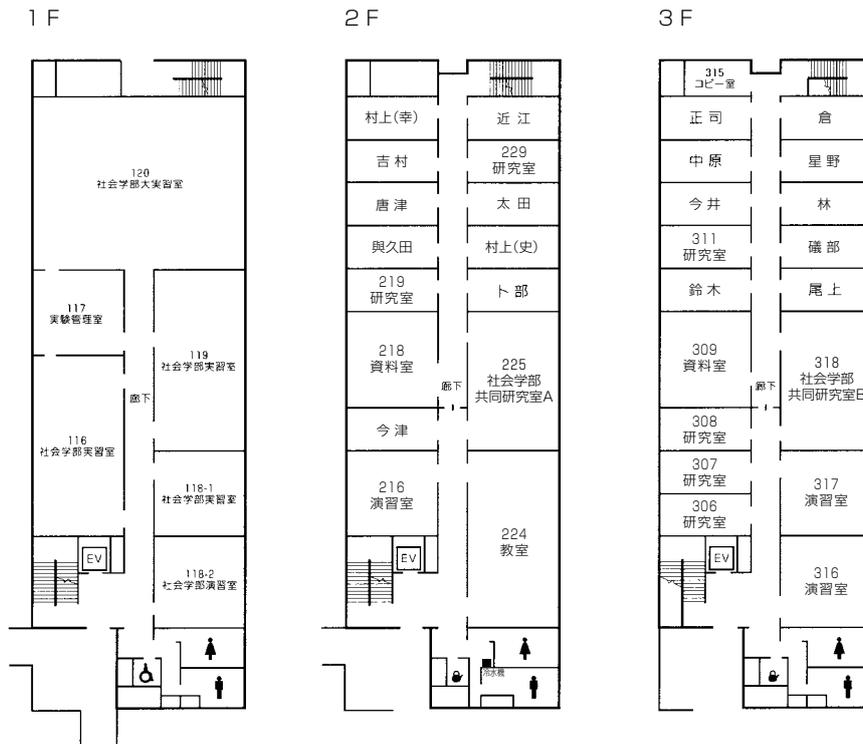


B 実験・実習棟

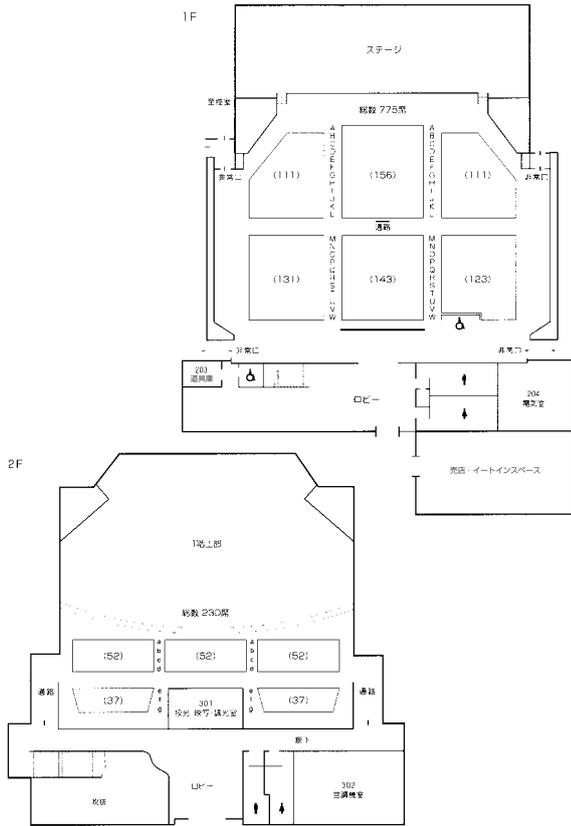


B 社会学部研究棟

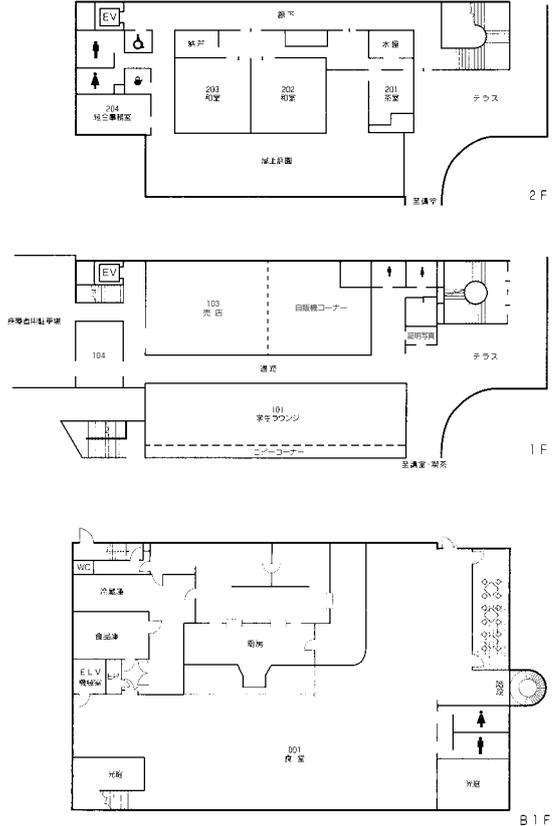
[心理学科・総合社会学科]



E 講堂



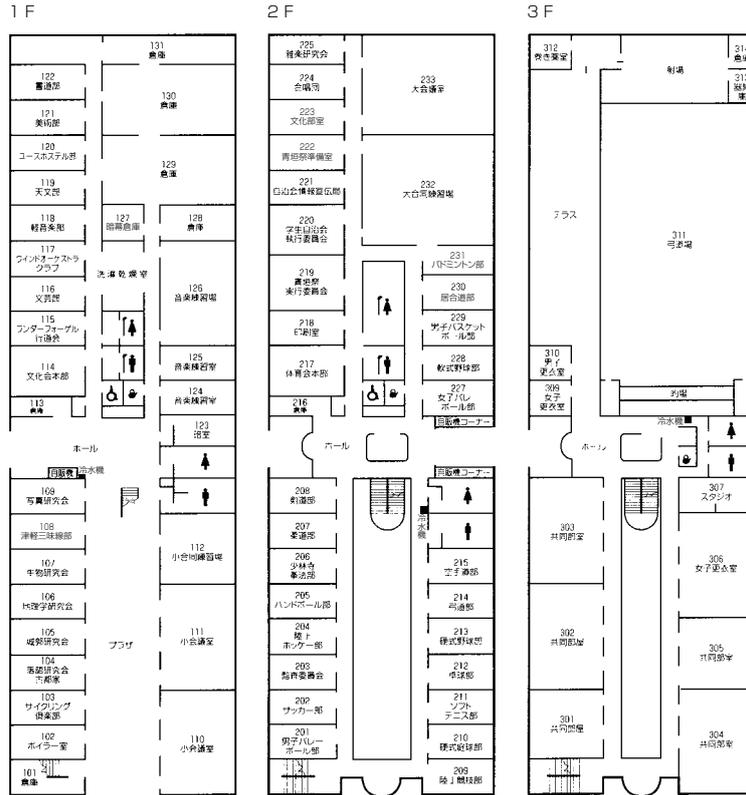
F 福利厚生棟



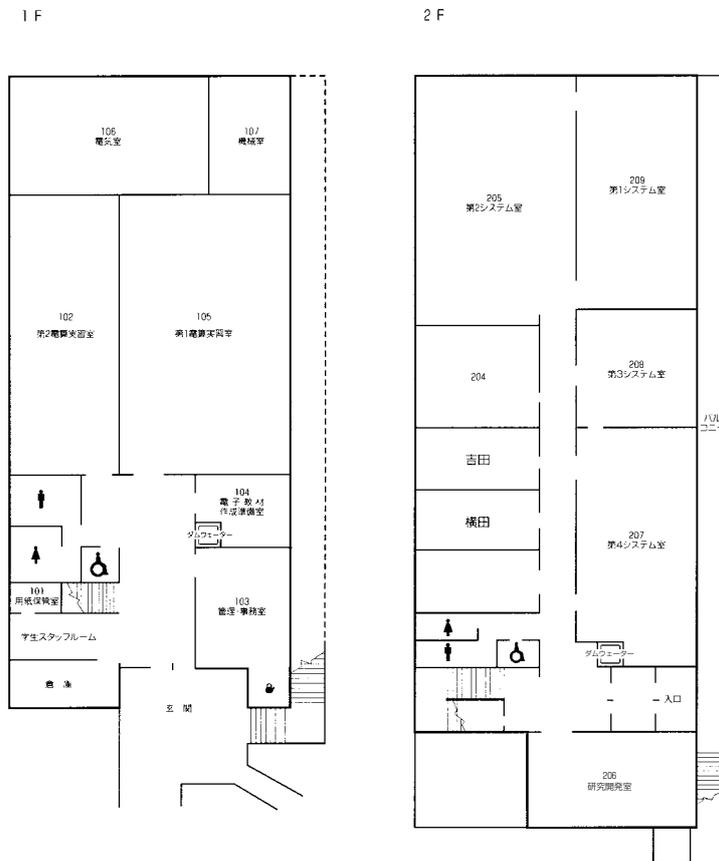
G 体育館



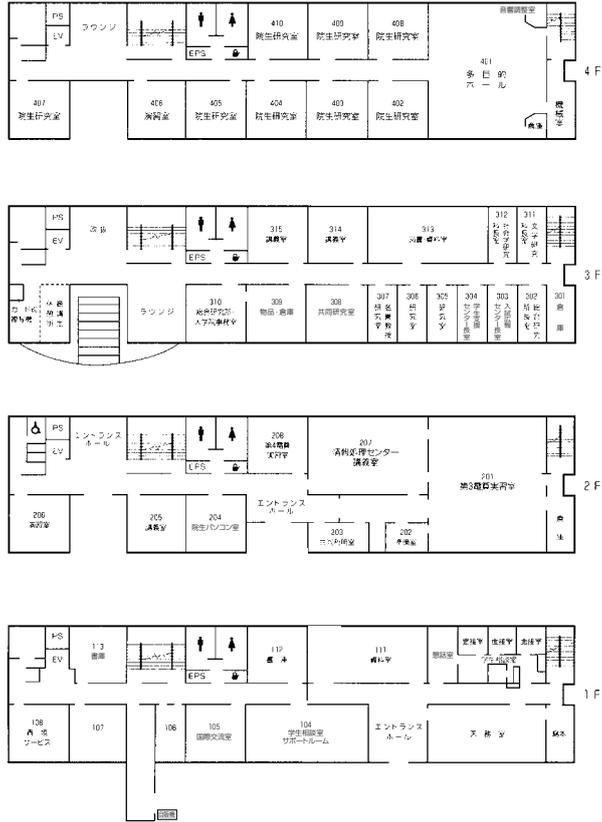
H 課外活動センター



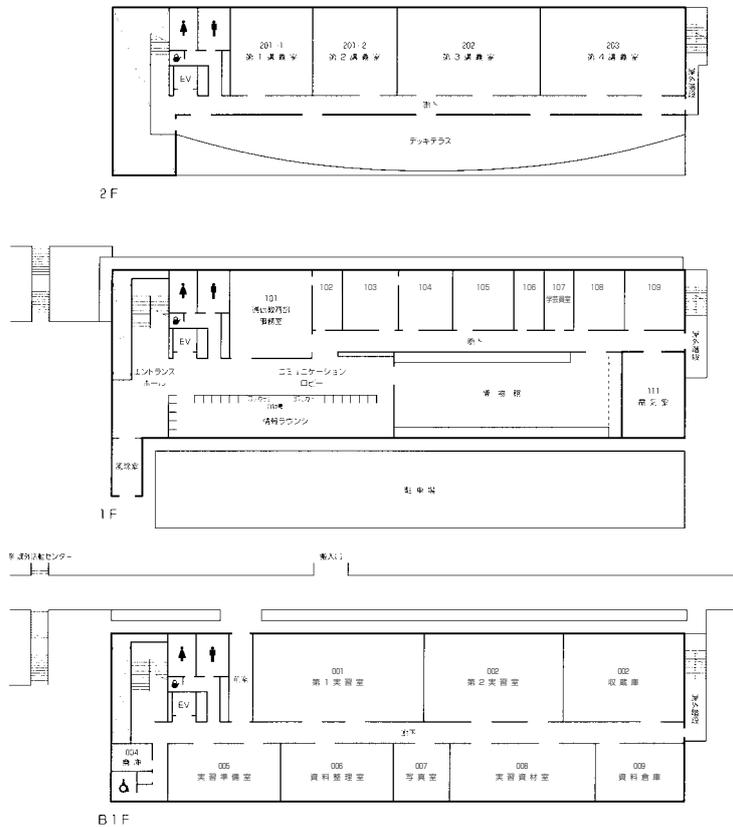
I 情報処理センター



J 総合研究棟

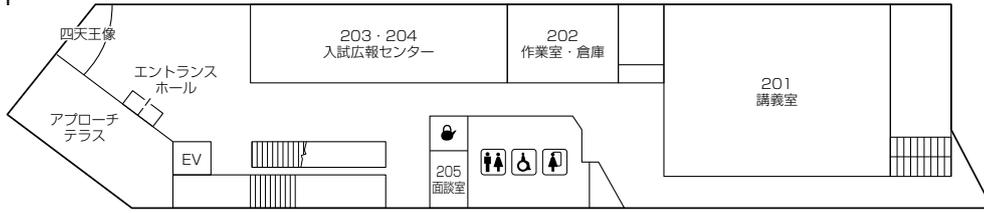


L 通信教育部棟・博物館

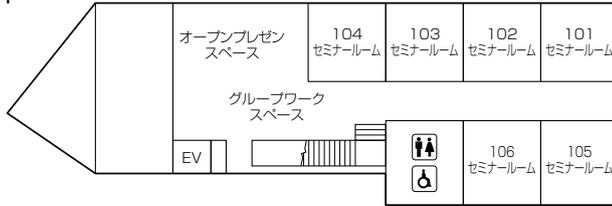


M 令 和 館

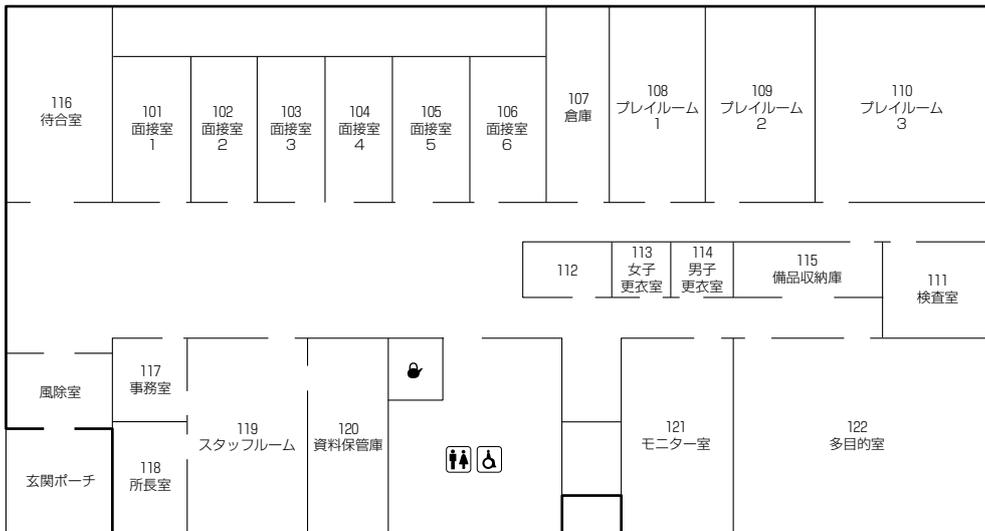
2 F



1 F



N 臨 床 心 理 セ ン タ ー



《学校法人奈良大学野外活動センター》



- ◆ 所在地 奈良市下深川町1311
- ◆ 総面積 約163,294㎡
- ◆ 名称 学校法人奈良大学野外活動センター
- ◆ 施設概要
 - 野球場
 - 管理棟（更衣室、シャワールームetc.）
- ◆ 関連施設
 - 太陽光発電所

▶ 使用期間及び時間

- ◆ 3月下旬～9月……8:00～19:00
- ◆ 10月～11月……9:00～19:00
- ◆ 12月～3月中旬……冬期閉鎖

※利用手続きは学生支援センター 学生担当で取り扱っています。



COLLEGE LIFE 2026 (学生便覧)

■2026年3月31日発行(内容:2026年4月1日現在)

■編集・発行 奈良大学学生支援センター 学生担当
〒631-8502 奈良市山陵町1500
☎ 0742-41-9505 (ダイヤルイン)
FAX 0742-41-0650 (代)

■印刷 共同精版印刷株式会社

CROSS OVER



「好き」を深める。「好き」が広がる。